

(1)規約改正について

静岡県道路メンテナンス会議 規約

(設 置)

第1条 道路法第28条の2の規定に基づき、静岡県道路メンテナンス会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 会議は、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路の点検、修繕計画等の把握・調整、技術支援、発注支援に関すること。
- (3) 道路の損傷事例や技術的基準に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、静岡県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道（政令市を含む）の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所長、副会長は、静岡県 交通基盤部道路局 道路整備課長及び中日本高速道路株式会社 東京支社 静岡保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会議には、地域ごとの道路管理者等からなる地域部会を置くものとし、構成は、「別表-2」のとおりとする。
6. 会議には、個別課題等についての検討・調整を行うための「専門部会」を設置することができるものとする。
7. 会議に、道路の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし、国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所、沼津河川国道事務所、浜松河川国道事務所に置く。

(地域部会)

第5条 地域部会は西部地域、中部地域、東部地域の3部会とし、地域部会ごとに第3条(1)～(3)の地域特性に応じた事項について協議する。

2. 地域部会には、部会長 及び 副部会長を置くものとし、部会長は、国土交通省 中部地方整備局の各国道事務所長（中部：静岡、西部：浜松、東部：沼津）、副部会長は、静岡県 交通基盤部道路局 道路整備課長 及び 中日本高速道路株式会社 東京支社の各保全・サービスセンター所長（西部：浜松、中部：静岡、東部：御殿場）とする。
3. 部会長に事故等があるときは、副部会長がその職務を代行する。

（事務局）

第6条 会議 及び 部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 会議の事務局は、国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課、静岡県 交通基盤部道路局 道路整備課 及び 中日本高速道路株式会社 東京支社 静岡保全・サービスセンター 総務企画担当課が担うものとする。
3. 地域部会の事務局は、「別表－2」の事務局欄に記載された者が担うものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附 則）

本規約は、平成26年6月4日から施行する。

1. この改訂は、令和元年 月 日から適用する。

静岡県道路メンテナンス会議 名簿

令和元年11月

	所属	役職
会長	国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所長
	〃	沼津河川国道事務所長
	〃	浜松河川国道事務所長
	〃	中部道路メンテナンスセンター長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	静岡県交通基盤部	道路局 道路企画課長
副会長	〃	道路局 道路整備課長
	〃	道路局 道路保全課長
	〃	政策管理局 建設政策課長
	静岡県道路公社	道路部長
副会長	中日本高速道路株式会社東京支社	静岡保全・サービスセンター所長
	〃	御殿場保全・サービスセンター所長
	〃	富士保全・サービスセンター所長
	〃	浜松保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	中日本高速道路株式会社八王子支社	大月保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	静岡市	道路部長
	浜松市	土木部長
	沼津市	建設部長
	熱海市	観光建設部長
	三島市	都市基盤部長
	富士宮市	都市整備部長
	伊東市	建設部長
	島田市	都市基盤部長
	富士市	建設部長
	磐田市	建設部長
	焼津市	建設部長
	掛川市	都市建設部長
	藤枝市	都市建設部 基盤整備局長
	御殿場市	都市建設部長
	袋井市	都市建設部長
	下田市	建設課長
	裾野市	建設部長
	湖西市	都市整備部長
	伊豆市	建設部長
	御前崎市	建設経済部長
	菊川市	建設経済部長
	伊豆の国市	都市整備部長
	牧之原市	建設部長
	東伊豆市	建設産業課長
	河津町	建設課長
	南伊豆町	建設課長

	所属	役職
	松崎町	産業建設課長
	西伊豆町	産業建設課長
	函南町	建設経済部長
	清水町	建設課長
	長泉町	都市環境部長
	小山町	経済建設部長
	吉田町	産業建設グループ参事
	川根本町	建設課長
	森町	建設課長
事務局	国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課 静岡県交通基盤部 道路整備課 中日本高速道路株式会社 東京支社 静岡保全・サービスセンター 総務企画担当課	

静岡県道路メンテナンス会議 西部地域部会 名簿

令和元年11月

	所属	役職
部会長	国土交通省中部地方整備局	浜松河川国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
	静岡県交通基盤部	道路局 道路企画課長
副部会長	〃	道路局 道路整備課長
	〃	道路局 道路保全課長
	〃	政策管理局 建設政策課長
	〃	袋井土木事務所長
	〃	浜松土木事務所長
	静岡県道路公社	道路部長
副部会長	中日本高速道路株式会社東京支社	浜松保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	浜松市	土木部長
	磐田市	建設部長
	掛川市	都市建設部長
	袋井市	都市建設部長
	湖西市	都市整備部長
	御前崎市	建設経済部長
	菊川市	建設経済部長
	森町	建設課長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所 管理第二課
事務局	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所 道路管理第二課 静岡県交通基盤部 道路整備課 中日本高速道路株式会社東京支社 浜松保全・サービスセンター総務企画担当課	

静岡県道路メンテナンス会議 中部地域部会 名簿

令和元年11月

	所属	役職
部会長	国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
	静岡県交通基盤部	道路局 道路企画課長
副部会長	〃	道路局 道路整備課長
	〃	道路局 道路保全課長
	〃	政策管理局 建設政策課長
	〃	富士土木事務所長
	〃	島田土木事務所長
副部会長	中日本高速道路株式会社東京支社	静岡保全・サービスセンター所長
	〃	富士保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	静岡市	道路部長
	富士宮市	都市整備部長
	島田市	都市基盤部長
	富士市	建設部長
	焼津市	建設部長
	藤枝市	都市建設部 基盤整備局長
	牧之原市	建設部長
	吉田町	産業建設グループ参事
	川根本町	建設課長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局	浜松河川国道事務所 道路管理第二課
事務局	国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課 静岡県交通基盤部 道路整備課 中日本高速道路株式会社 東京支社 静岡保全・サービスセンター 総務企画担当課	

静岡県道路メンテナンス会議 東部地域部会 名簿

令和元年11月

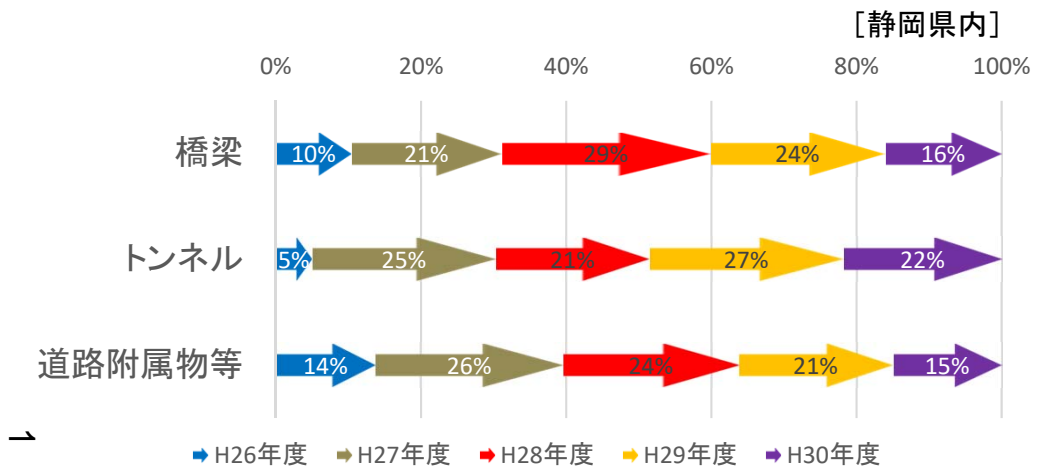
	所属	役職
部会長	国土交通省中部地方整備局	沼津河川国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
		中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
	静岡県交通基盤部	道路局 道路企画課長
副部会長	〃	道路局 道路整備課長
	〃	道路局 道路保全課長
	〃	政策管理局 建設政策課長
	〃	下田土木事務所長
	〃	熱海土木事務所長
	〃	沼津土木事務所長
	静岡県道路公社	道路部長
副部会長	中日本高速道路株式会社東京支社	御殿場保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	中日本高速道路株式会社八王子支社	大月保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	沼津市	建設部長
	熱海市	観光建設部長
	三島市	都市基盤部長
	伊東市	建設部長
	御殿場市	都市建設部長
	下田市	建設課長
	裾野市	建設部長
	伊豆市	建設部長
	伊豆の国市	都市整備部長
	東伊豆市	建設産業課長
	河津町	建設課長
	南伊豆町	建設課長
	松崎町	産業建設課長
	西伊豆町	産業建設課長
	函南町	建設経済部長
	清水町	建設課長
	長泉町	都市環境部長
	小山町	経済建設部長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所 管理第二課
事務局	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 道路管理課 静岡県交通基盤部 道路整備課 中日本高速道路株式会社 東京支社 御殿場保全・サービスセンター 総務企画担当課	

(2)静岡県における道路構造物等の 健全度について

静岡県内における道路構造物等の1巡目の点検の実施状況

○道路構造物等の1巡目(平成26～30年度)の点検は、概ね全ての施設で実施

<1巡目の点検実施率(全道路管理者合計)>

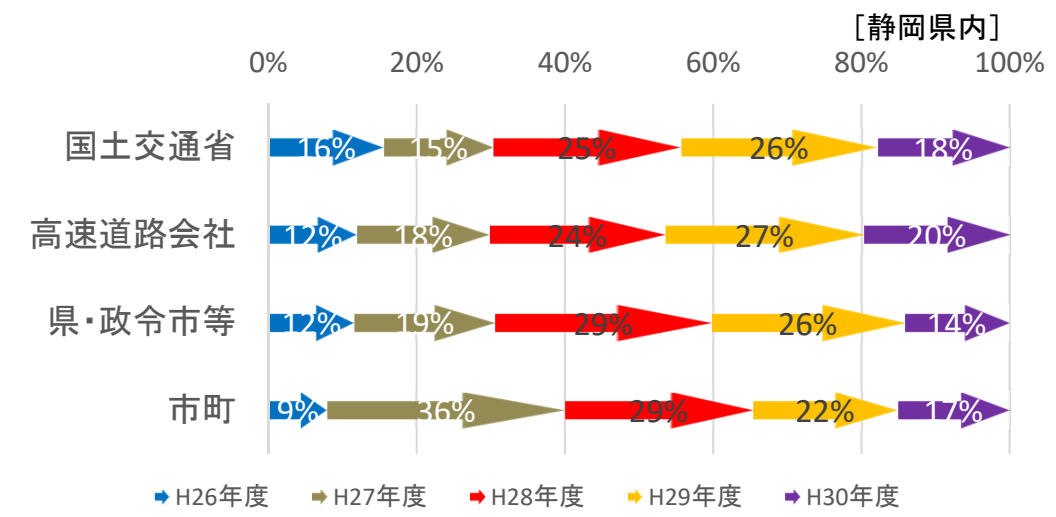


<各構造物の点検実施状況>

	管理施設		点検対象施設	
			実施数	実施率
橋梁	30,381	30,221	30,205	99.9%
トンネル	436	424	422	99.5%
道路附属物等	1,412	1,378	1,378	100.0%

※ H31.3月末時点

<1巡目の点検実施率(橋梁)>



<橋梁点検状況(管理者別)>

	管理施設		点検対象施設	
			実施数	実施率
国土交通省	1,156	1,117	1,117	100.0%
高速道路会社	867	852	852	100.0%
県・政令市等	12,031	11,982	11,968	99.9%
市町	16,327	16,270	16,268	99.9%

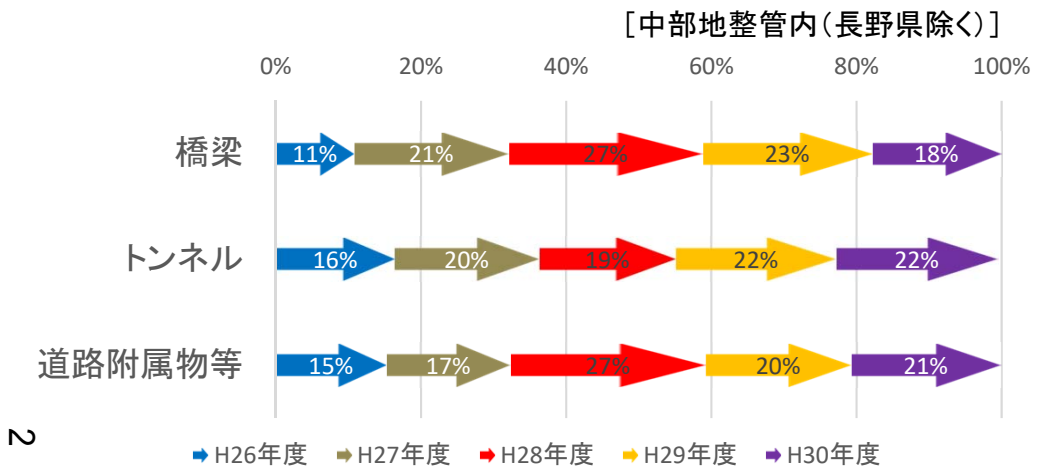
※ H31.3月末時点

※点検対象施設:平成30年度末時点管理施設の内、供用後5年以内などを除いた施設
 ※点検実施率:点検対象施設を分母とした点検実施施設の割合

【参考】中部地整管内における道路構造物等の1巡目の点検の実施状況

○中部地整管内においても、道路構造物等の1巡目（平成26～30年度）の点検は、概ね全ての施設で実施

＜1巡目の点検実施率（全道路管理者合計）＞

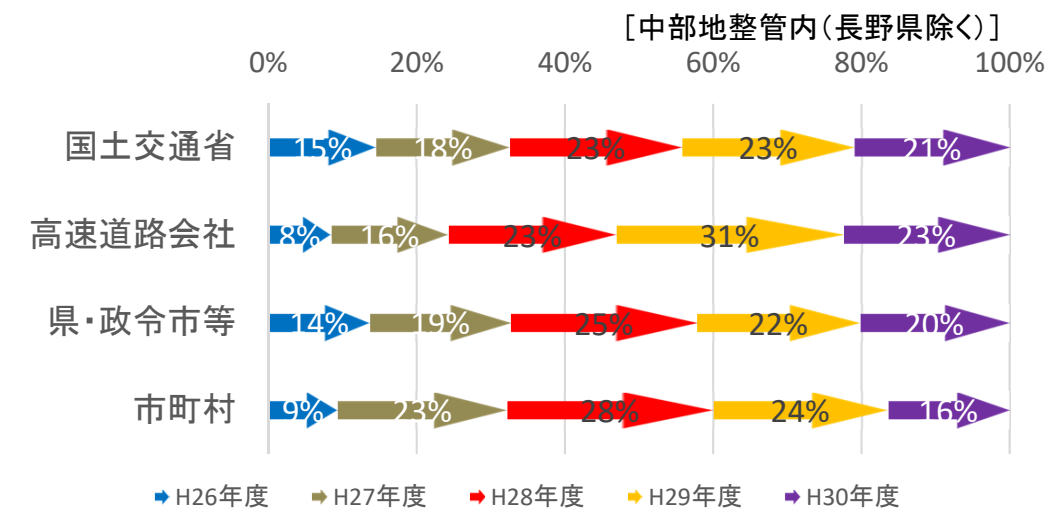


＜各構造物の点検実施状況＞

	管理施設		点検対象施設	
			実施数	実施率
橋梁	103,115	102,498	102,452	99.9%
トンネル	1,190	1,112	1,106	99.5%
道路附属物等	6,360	6,144	6,137	99.9%

※ H31.3月末時点

＜1巡目の点検実施率（橋梁）＞



＜橋梁点検状況（管理者別）＞

	管理施設		点検対象施設	
			実施数	実施率
国土交通省	5,113	5,038	5,038	100.0%
高速道路会社	3,100	2,919	2,919	100.0%
県・政令市等	27,598	27,457	27,438	99.9%
市町村	67,304	67,084	67,057	99.9%

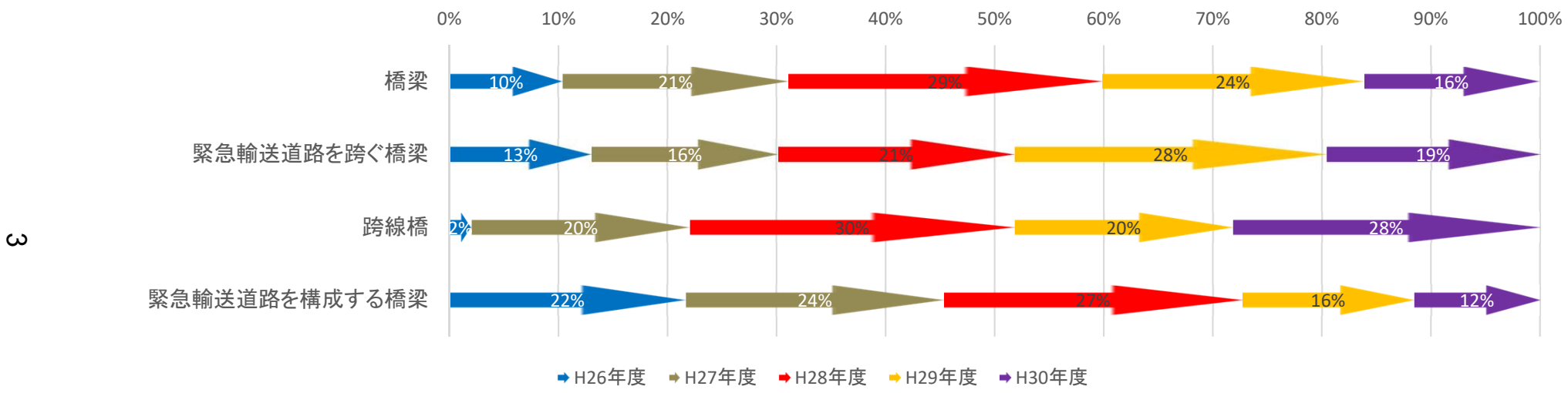
※ H31.3月末時点

※点検対象施設:平成30年度末時点管理施設の内、供用後5年以内などを除いた施設
 ※点検実施率:点検対象施設を分母とした点検実施施設の割合

静岡県内における最優先で点検すべき橋梁の点検の実施状況

○最優先で点検すべき橋梁である、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁の点検は、全ての施設で実施

<最優先で点検すべき橋梁の1巡目の点検実施率>



	管理施設		点検対象施設		
		施設数	施設数	実施数	実施率
橋梁	30,381	30,221	30,205	99.9%	
緊急輸送道路を跨ぐ橋梁	559	541	541	100.0%	
跨線橋	255	245	245	100.0%	
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,118	4,061	4,061	100.0%	

※ H31.3月末時点

※点検対象施設: 平成30年度末時点管理施設の内、供用後5年以内などを除いた施設
 ※点検実施率: 点検対象施設を分母とした点検実施施設の割合

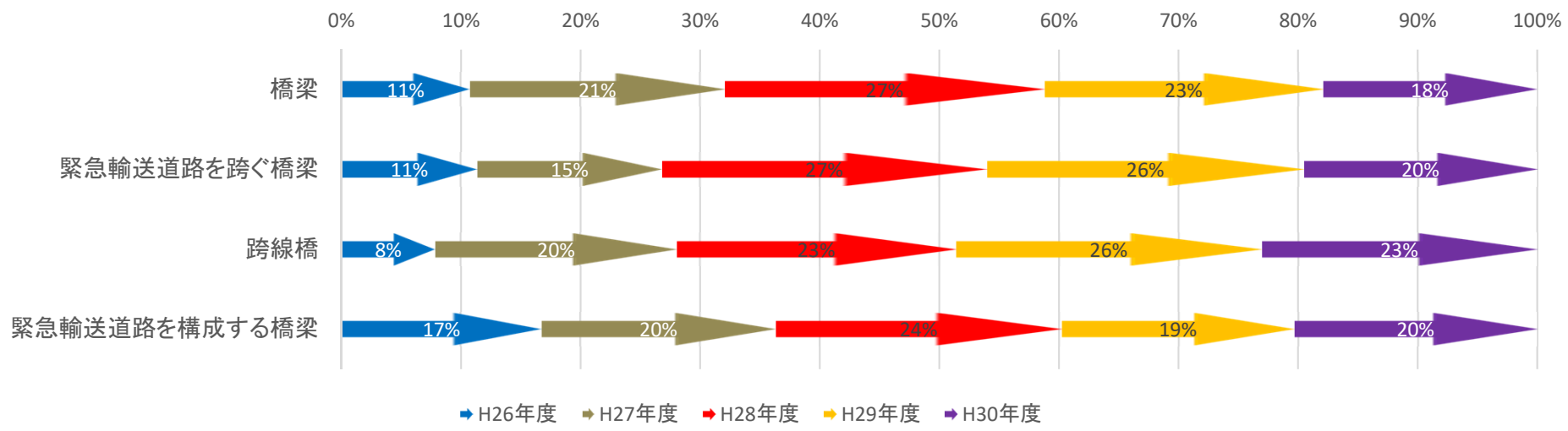
【参考】中部地整管内における最優先で点検すべき橋梁の点検の実施状況

○中部地整管内においては、最優先で点検すべき橋梁である、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁の点検は、概ね全ての施設で実施

＜最優先で点検すべき橋梁の1巡目の点検実施率＞

[中部地整管内(長野県除く)]

4



	管理施設			
		点検対象施設		
		実施数	実施率	
橋梁	103,115	102,498	102,452	100.0%
緊急輸送道路を跨ぐ橋梁	2,130	2,019	2,019	100.0%
跨線橋	1,068	1,041	1,041	100.0%
緊急輸送道路を構成する橋梁	15,877	15,584	15,581	100.0%

静岡県内における道路構造物等の1巡目の点検の結果

○点検の結果、橋梁と道路付属物は約1割、トンネルは約4割が早期に措置を講ずるべき状況(判定区分Ⅲ)であり、緊急に措置を講ずべき状況(判定区分Ⅳ)の橋梁(30施設)、トンネル(2施設)も存在

<1巡目の点検結果>

[静岡県内全道路管理者]

5



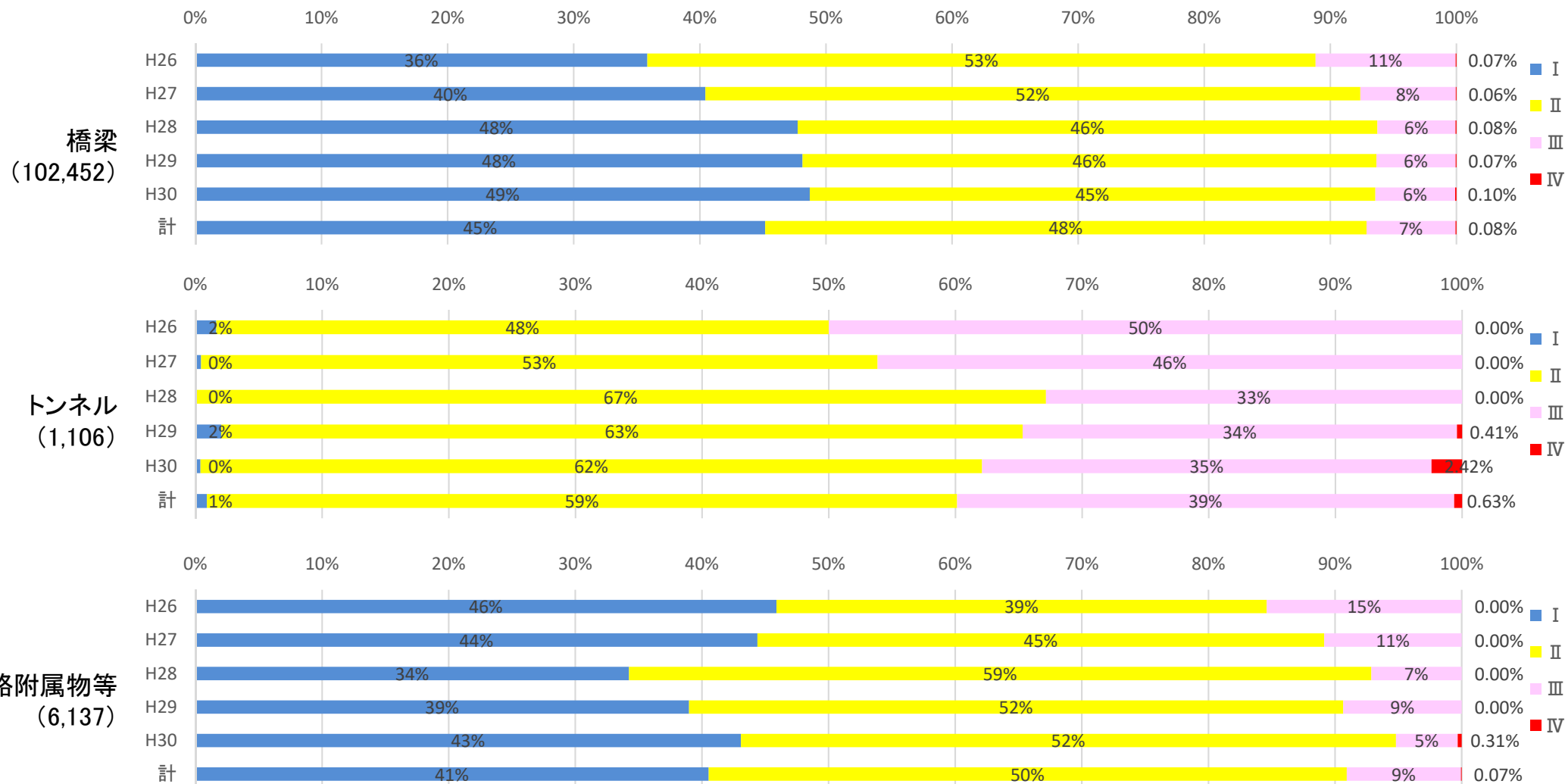
※ 点検を実施した施設のうち、平成30年度末時点で診断中の施設の除く。

【参考】中部地整管内における道路構造物等の1巡目の点検の結果

○中部地整管内においても、点検の結果、橋梁と道路付属物は約1割、トンネルは約4割が早期に措置を講ずるべき状況(判定区分Ⅲ)であり、緊急に措置を講ずべき状況(判定区分Ⅳ)の橋梁、トンネルが存在

＜1巡目の点検結果＞

[中部地整管内(長野県除く)]

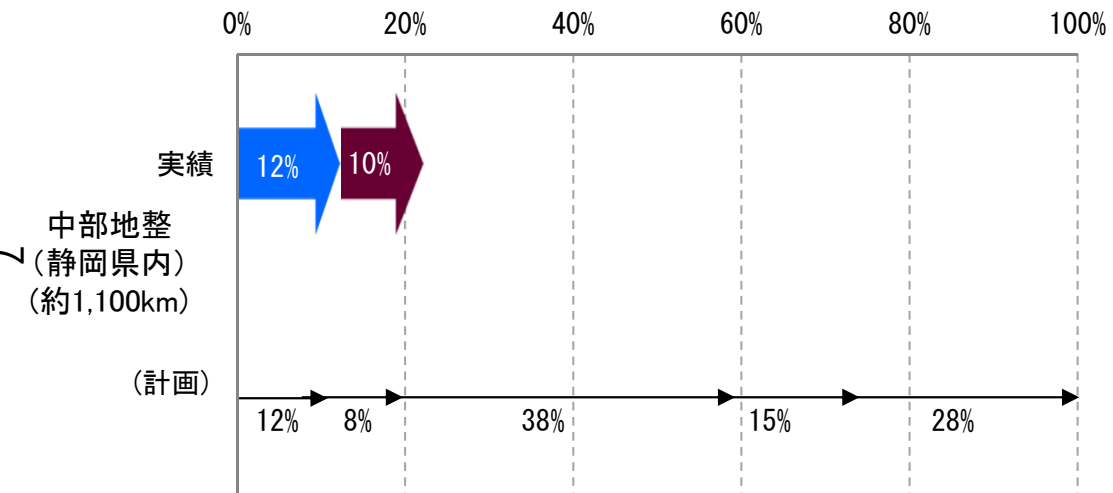


※ 点検を実施した施設のうち、平成30年度末時点で診断中の施設の除く。

静岡県内における舗装の点検の実施状況及び結果

○点検の結果、アスファルト舗装の約1割が早期に措置を講ずるべき状況以下(判定区分Ⅲ)であった。
 ○コンクリート舗装については、全て健全という結果であった。

<5年間の点検計画と点検実施率(延べ車線延長ベース)>

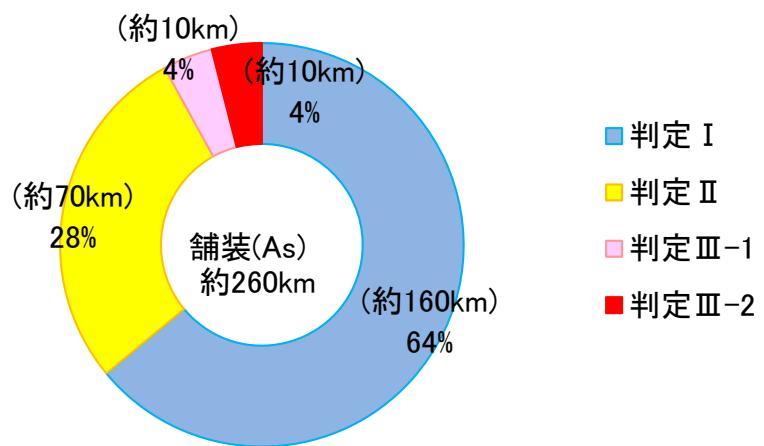


※ H31.3月末時点

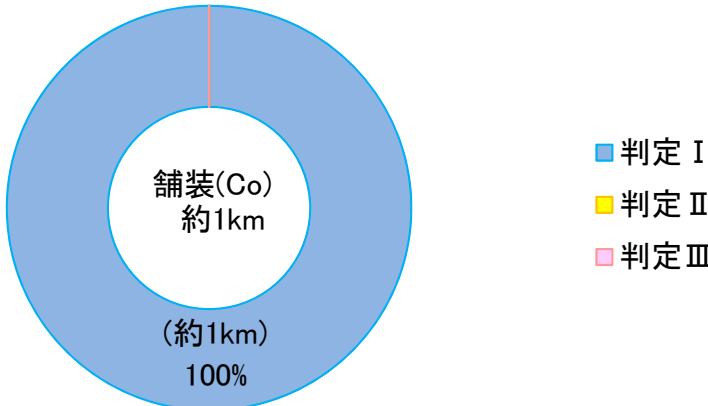


<延べ車線延長ベースの判定区分の割合>

アスファルト舗装の健全性判定区分



コンクリート舗装の健全性判定区分



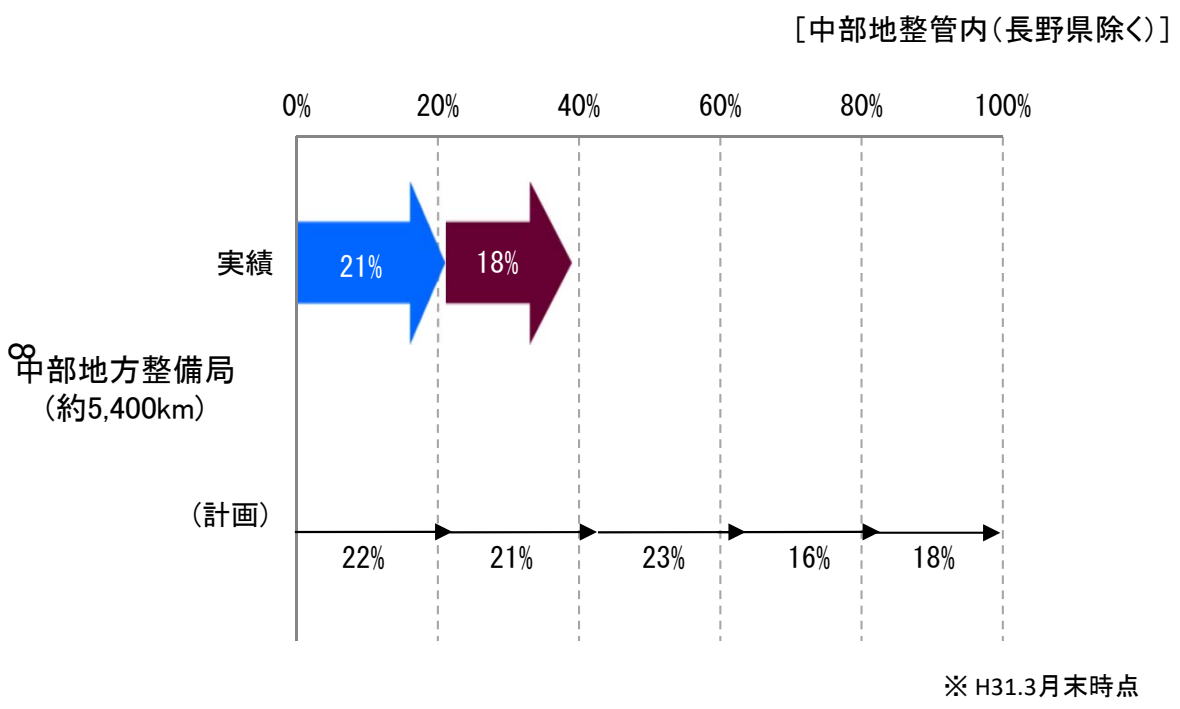
※延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計

※ H31.3月末時点

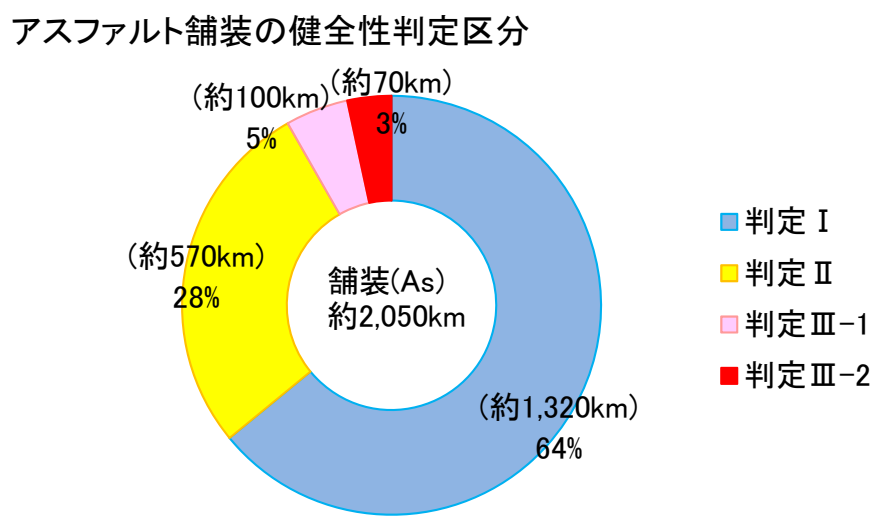
【参考】中部地整管内における舗装の点検の実施状況及び結果

○点検の結果、アスファルト舗装の約1割が早期に措置を講ずるべき状況以下(判定区分Ⅲ)であった。
 ○コンクリート舗装については、ほぼ全て健全という結果であった。

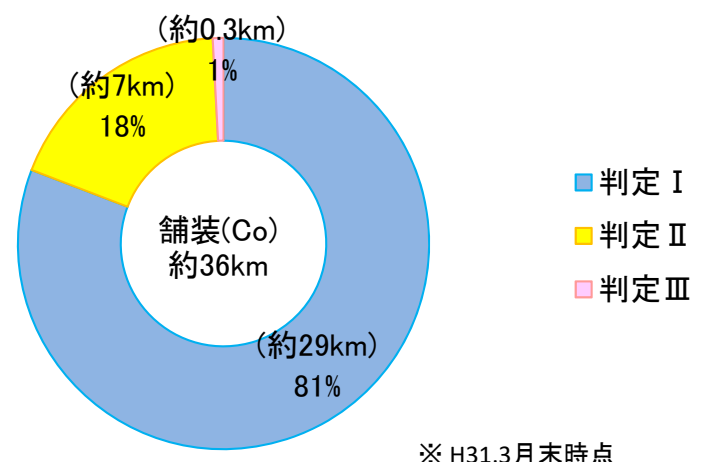
＜5年間の点検計画と点検実施率(延べ車線延長ベース)＞



＜延べ車線延長ベースの判定区分の割合＞



コンクリート舗装の健全性判定区分



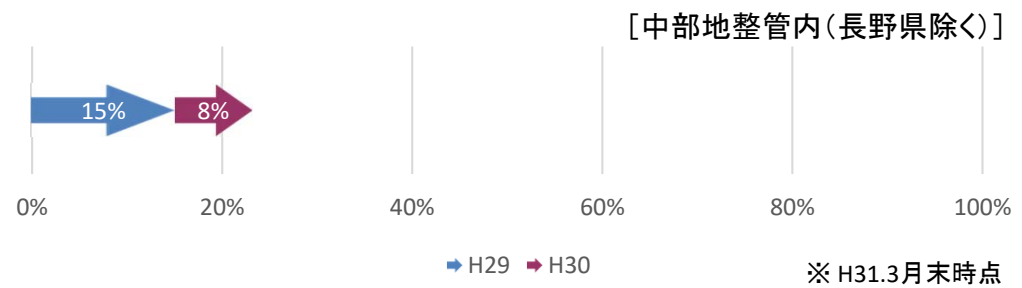
※延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計

※ H31.3月末時点

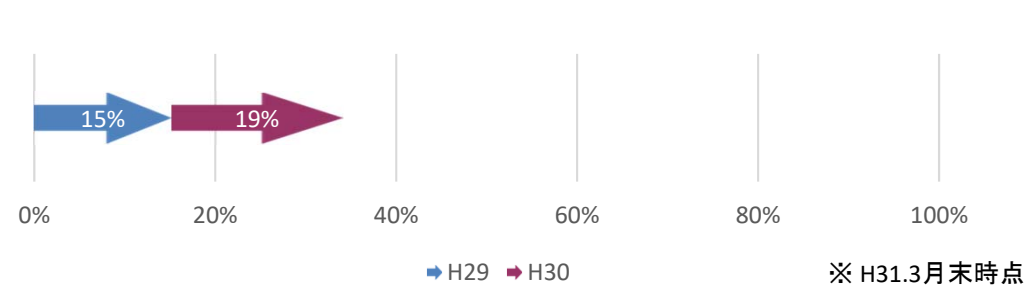
静岡県内における小規模付属物の点検の実施状況及び結果

○点検の結果、小規模付属物の約2%が早期に措置を講ずるべき状況以下(判定区分e)であった。

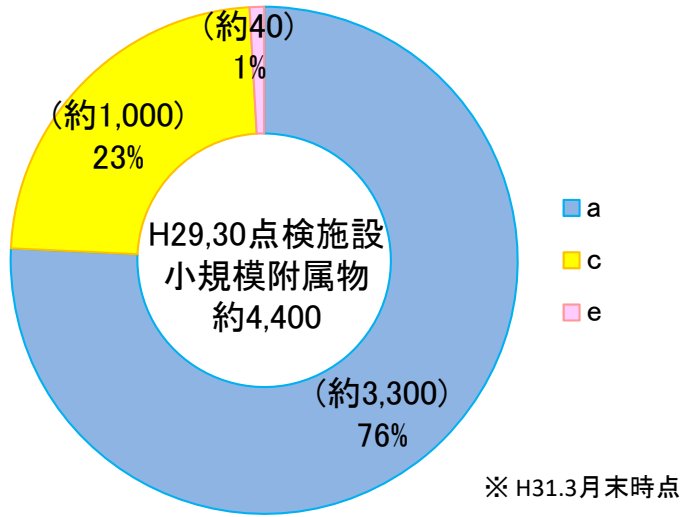
＜静岡県内の管理施設数、点検実施状況＞



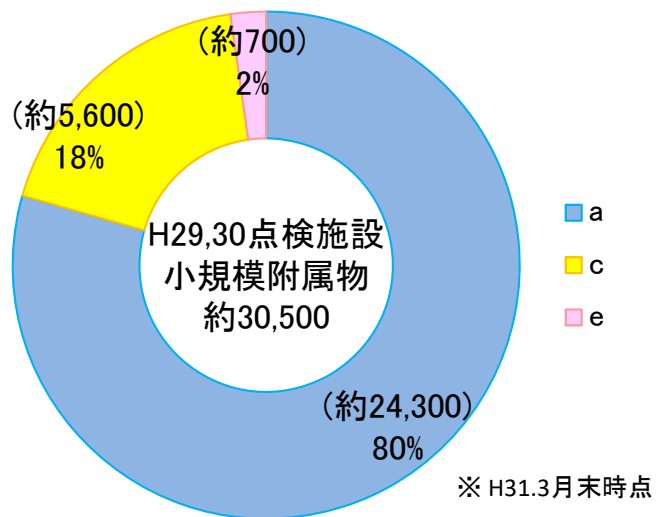
＜【参考】中部地方整備局の管理施設数、点検実施状況＞



6
＜静岡県内の点検結果＞



＜中部地方整備局の点検結果＞



※ 損傷度の判定区分又は健全性の判定区分が示された施設を計上
 ※ 健全性の判定区分 (I ~ IV) が記録されていたものは、損傷度の判定区分に読み替えて集計 (I → a、II → c、IIIとIV → e)

静岡県内における土工構造物の点検の実施状況及び結果

○点検の結果、土工構造物の約5%が早期に措置を講ずるべき状況以下(判定区分Ⅲ及びⅣ)であった。

<静岡県内の管理施設数>

管理者区分	管理施設数	特定土工点検 (H30)	点検実施率
中部地方整備局	約240	51	22%

※ H31.3月末時点

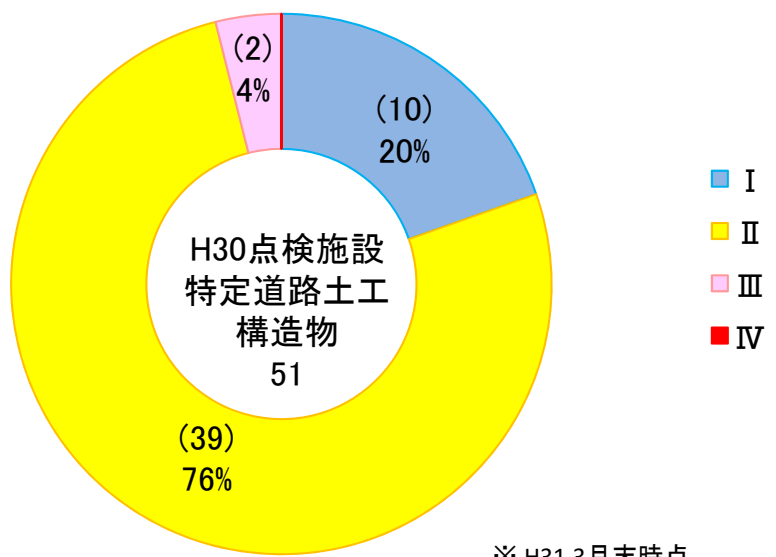
<中部地方整備局の管理施設数>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者区分	管理施設数	特定土工点検 (H30)	点検実施率
中部地方整備局	約1,100	約90	8%

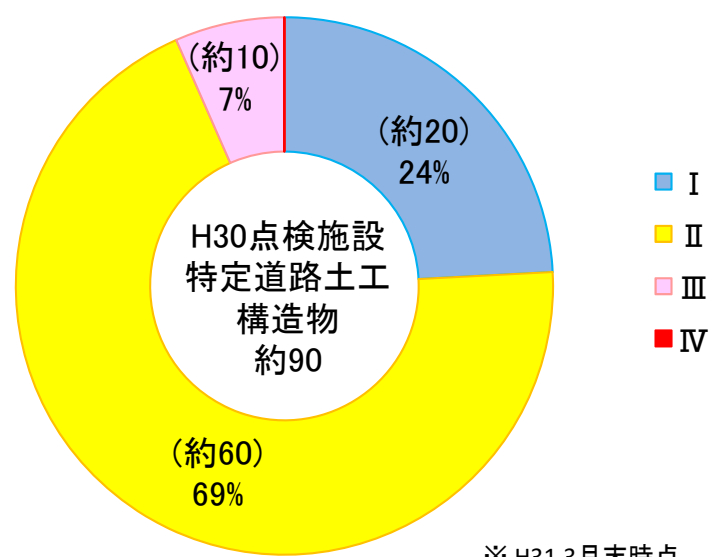
※ H31.3月末時点

01 <静岡県内の判定区分の割合>



※ H31.3月末時点

<中部地方整備局の判定区分の割合>

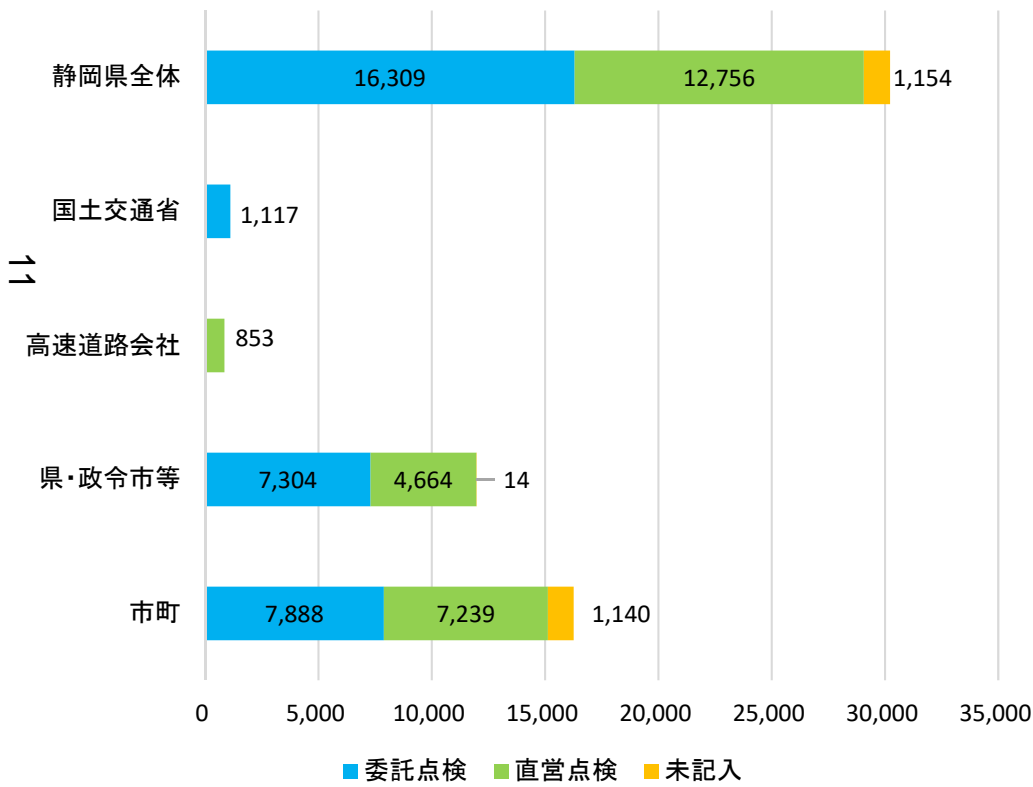


※ H31.3月末時点

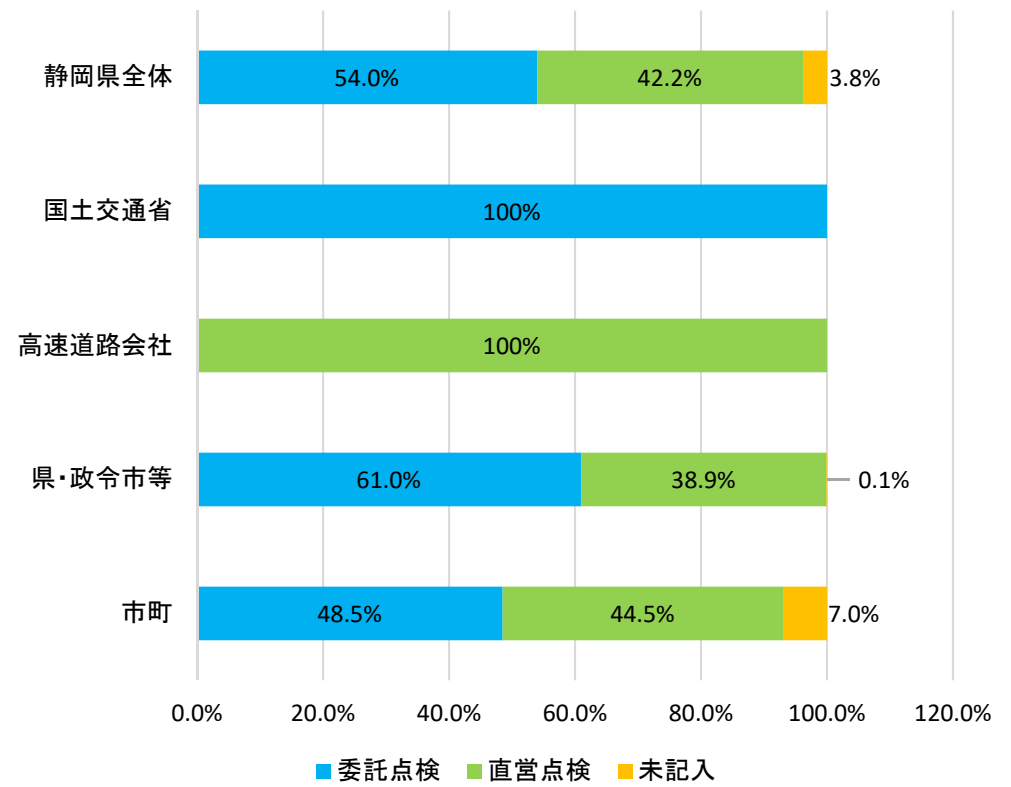
1巡目の点検における委託/直営点検の比率、割合

○1巡目の橋梁の点検における直営点検は12,756橋で全体の約4割であった。

静岡県内における委託・直営点検の比率



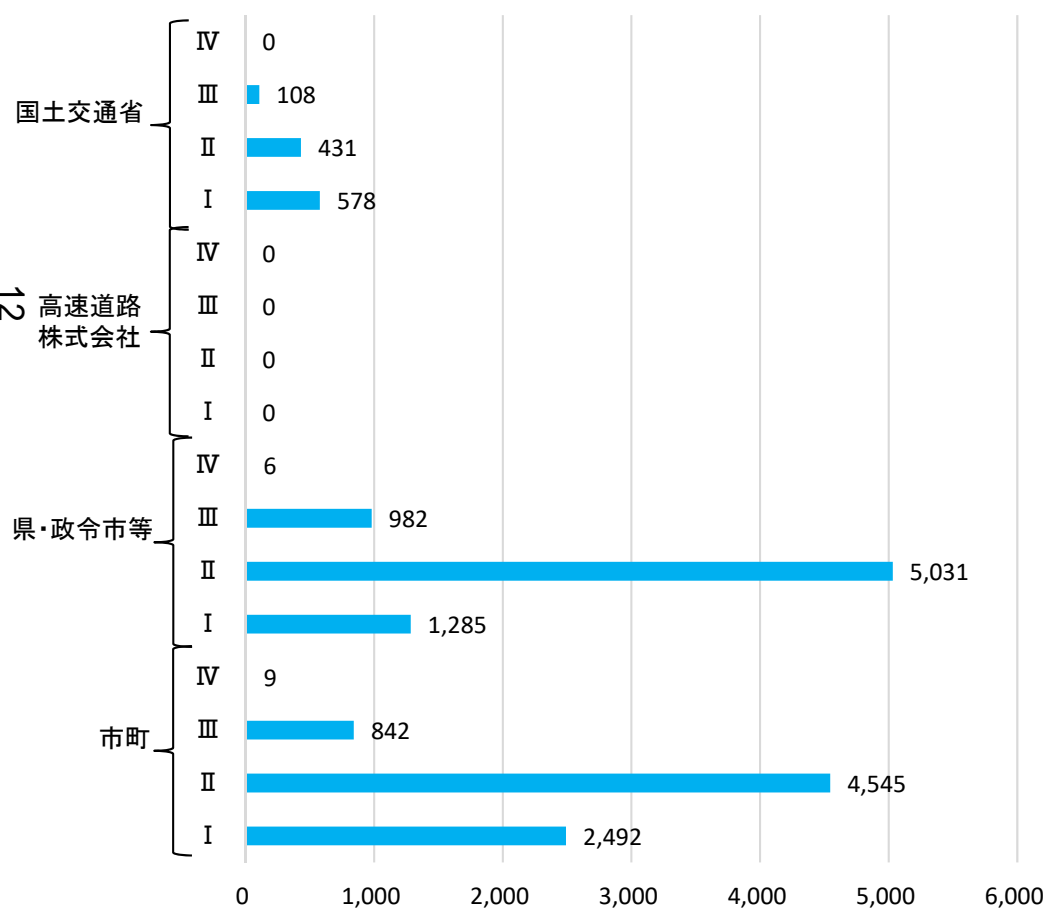
静岡県内の委託・直営点検の割合



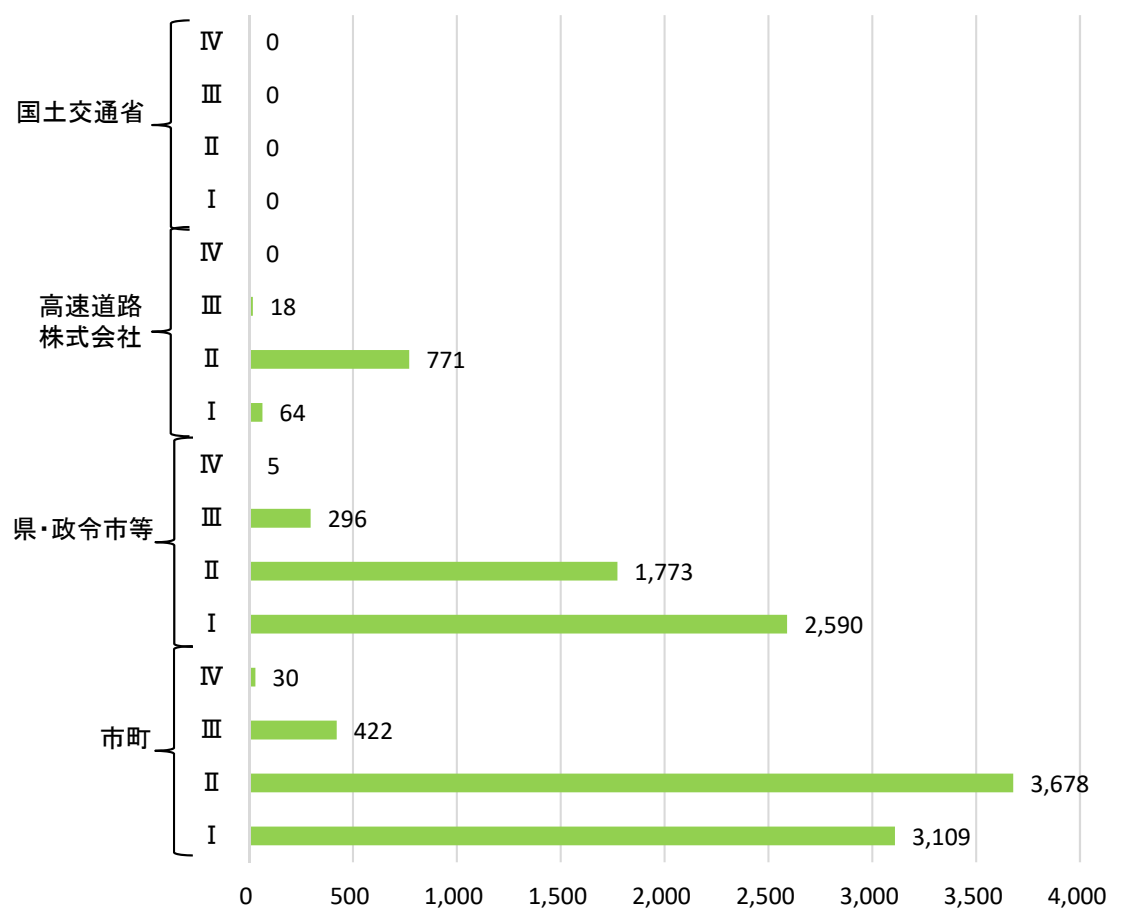
委託/直営点検の違いによる判定結果の違い

○委託点検と直営点検で行った判定を対比した結果、直営点検でのI判定が高い傾向を示した。

委託点検での判定結果



直営点検での判定結果



静岡県内における判定区分Ⅳの橋梁(1/2)

○点検の結果、判定区分Ⅳであった橋梁については、一部を除き、緊急措置として通行止めを実施

No.	管理者	施設名	路線名	建設年	点検年度	損傷の具体的内容	緊急措置後の恒久的な措置
1	静岡市	ごうきょうたきのやさわがわ 1号橋(滝ノ谷沢川)2	市道 北滝ノ谷3号線	1956	H27	主桁・横桁の腐食及び断面欠損	H28年12月架替完了 上部工架替
2	静岡市	むめいきょうひなたたにさわ 無名橋(日向谷沢)	市道 吉原2号線	1694	H27	主桁の断面欠損	H28年8月修繕完了 桁増設
3	静岡市	かわむかいはし 川向橋	市道 藤代2号線	1965	H29	木製床版に腐朽、ずれ、割れ、欠損	未定
4	静岡市	ひさかたじてんしゃどうきょう 久方自転車道橋	県道 静岡清水自転車道線	1973	H29	主桁、床版橋軸方向に大きなひび割れとうき	R4架替予定 既設橋撤去済
5	浜松市	はし みのわ橋1	市道 和合100号線	1988	H26	木製床版の腐食	H28年11月修繕完了 床版打替え
6	浜松市	しもみちはし 下道橋	市道 湖東55号線	不明	H26	木製床版の腐食	R1修繕予定 構造物補修工
7	浜松市	はがしやう ごうせん ごうきょう 羽ヶ庄9号線2号橋	市道 佐久間羽ヶ庄9号線	不明	H27	主桁の腐食及び断面欠損	R3撤去に向け地元協議中
8	浜松市	ざわばし エンガク沢橋	市道 水窪向島第2号線	不明	H27	腐食による木床版の落下・欠損	R3撤去に向け地元協議中
9	浜松市	ひき た ごうきょう 引の田7号橋	市道 水窪小和田引の田線	不明	H27	主桁・防護柵の腐食及び断面欠損	R3撤去に向け地元協議中
10	浜松市	ひき た ごうきょう 引の田11号橋	市道 水窪小和田引の田線	不明	H27	横桁の変形	R3撤去に向け地元協議中
11	浜松市	ながし ごうきょう 長石5号橋	市道 天竜長石西線	不明	H27	橋脚下部の変形、欠損	H30年2月修繕完了 コンクリート巻き立て
12	富士宮市	9093	市道 下稲子4号線	不明	H28	主桁の腐食	R1で架替予定 現場打ちBOX
13	島田市	くにもとばし 国本橋	市道 国本橋線	1960	H29	床版及び高欄の著しい腐食	R1～2で撤去予定
14	島田市	ひょうさかばし 兵坂橋	市道 兵坂橋線	1963	H29	主桁の変形	R2～R5で撤去予定

静岡県内における判定区分Ⅳの橋梁(2/2)

No.	管理者	施設名	路線名	建設年	点検年度	損傷の具体的内容	緊急措置後の恒久的な措置
15	焼津市	しんかわばし 新川橋(00533)	市道 水産試験場新川橋線	1954	H30	主桁の鉄筋露出	R5で撤去予定
16	掛川市	むめいきょう 無名橋403	市道大淵317号線	不明	H26	主桁の剥離、鉄筋露出	H28年3月架替完了
17	袋井市	きたあけばし 北明橋	市道彦島2号線	1955	H28	主桁、床版、支承の腐食	架替予定
18	袋井市	たかなばし 高奈橋	市道春岡25号線	1956	H28	下部工の沈下移動傾斜	R1~2で撤去予定
19	御前崎市	うとうばし 宇洞橋	市道 1753号線	1965	H26	橋脚の傾斜、洗堀	R1で修繕予定 断面修復
20	松崎町	せんがんもんばし 千貫門橋	町道真磯線	不明	H29	主桁に著しい腐食と桁端部に断面減少が見られた。	R1で架替予定 アルミ橋
21	松崎町	むめいきょう 無名橋11	町道沢渡線	不明	H30	床版の主筋に著しい腐食と破断がみられる。	R1で修繕予定 床版架替
22	松崎町	むめいきょう 無名橋12	町道沢渡線	不明	H30	鋼床版が著しく腐食しており、コンクリート床版が座屈して落橋する恐れあり。	R1で架替予定
23	西伊豆町	うぐすばし 宇久須橋	町道柴松ヶ坂線	1932	H28	主桁の鉄筋露出、うき	撤去予定
24	小山町	むめいきょう 無名橋	町道1550号線	不明	H30	主桁に腐食・ゆるみ、床版に腐食	未定
25	小山町	むめいきょう 無名橋	町道2103号線	不明	H30	主桁・横桁に腐食	未定
26	小山町	むめいきょう 無名橋	町道1613号線	不明	H30	主桁が腐朽	未定
27	小山町	むめいきょう 無名橋	町道1613号線	不明	H30	主桁が腐朽	未定
28	小山町	むめいきょう 無名橋	町道2130号線	不明	H30	主桁・床版に腐朽や欠損	未定
29	小山町	むめいきょう 無名橋	町道2194号線	不明	H30	主桁・床版に腐食	未定
30	吉田町	ねんぶつばし 念仏橋	町道塩谷上川原3号線	1960	H28	主桁の鉄筋露出、ひびわれ	R2年2月撤去予定

静岡県内における判定区分Ⅳのトンネル

○点検の結果、判定区分Ⅳであったトンネルについては、緊急措置として通行止めを実施

No.	管理者	施設名	路線名	建設年	点検年度	損傷の具体的内容	緊急措置後の恒久的な措置
1	沼津市	しげでら 重寺トンネル	市道 5054号線	不明	H29	左側壁に一部剥離、うきが見られる	R4年3月 廃止予定
2	森町	きたやだ 北谷田トンネル	町道 鴨谷東組線	不明	H30	終点側坑口上部が、崩落する恐れがある。	R2年度 廃止予定

1 巡目点検における未点検施設の発生理由

No.	管理者	施設分類	名称	路線名	未点検の理由等	対応方針
1	浜松市 (天竜土木)	橋梁	出兵橋	市道春野出兵馬通線	H31.3に供用廃止を予定していたが、沿道地権者の同意が得られない箇所があり、廃止時期を延期	R2.3廃止予定
2	浜松市 (天竜土木)	橋梁	市原橋	市道佐久間川上14号線		
3	浜松市 (天竜土木)	橋梁	嶋橋	市道佐久間横吹25号線		
4	浜松市 (天竜土木)	橋梁	上平山17号線4号橋	市道佐久間上平山17号線	災害区間内の橋梁のため、現場への到達不可。利用者がいないため復旧せずに廃止予定で地元調整中	廃止時期調整中
5	浜松市 (天竜土木)	橋梁	横吹44号線1号橋	市道佐久間横吹44号線		
6	浜松市 (天竜土木)	橋梁	相月2号線3号橋	市道佐久間相月2号線		
7	浜松市 (天竜土木)	橋梁	相月2号線4号橋	市道佐久間相月2号線		
8	浜松市 (天竜土木)	橋梁	吉沢3号線2号橋	市道佐久間吉沢3号線	H31.3に供用廃止を予定していたが、沿道地権者の同意がとれない箇所があり、廃止時期を延期	R2.3廃止予定
9	浜松市 (天竜土木)	橋梁	西神沢8号橋	市道天竜西神沢線	災害区間内の橋梁のため、現場への到達不可。利用者がいないため復旧せずに廃止予定で地元調整中。	廃止時期調整中
10	浜松市 (天竜土木)	橋梁	西神沢14号橋	市道天竜鐘鋳場六郎沢線		
11	浜松市 (天竜土木)	橋梁	宮橋3	市道天竜土合小高山線	H31.3に供用廃止を予定していたが、沿道地権者の同意がとれない箇所があり、廃止時期を延期	R2.3廃止予定
12	浜松市 (天竜土木)	橋梁	大下1号橋	市道天竜巻山大下南線	災害区間内の橋梁のため、現場への到達不可。利用者がいないため復旧せずに廃止予定で地元調整中。	廃止時期調整中
13	浜松市 (天竜土木)	橋梁	西藤平3号橋	市道天竜倉沢石原線		
14	浜松市 (天竜土木)	橋梁	坂野8号橋	市道天竜坂野南線		
15	森町	橋梁	469号橋	町道城ヶ平線	橋梁台帳及び点検リストに入っていなかった為、未点検。	今年度点検実施予定。
16	森町	橋梁	無名橋	法定外道路	本年度誤って法定外道路の橋梁を町道橋と錯誤し誤登録。	今年度、削除予定
橋梁計		16				
17	浜松市	トンネル	赤石トンネル	市道水窪向島第2号線	災害による通行止めを解除する予定がない（廃止を検討中）ため、点検予定なし	廃道検討予定
18	浜松市	トンネル	灰の沢トンネル	市道水窪向島第2号線	災害による通行止めを解除する予定がない（廃止を検討中）ため、点検予定なし	廃道検討予定
トンネル計		2				
静岡県内合計		18				

各道路管理者別平成26年度～平成30年度点検及び診断結果（橋梁）

令和元年10月30日時点

管理者	管理施設数	点検対象施設数	点検実施数	判定区分内訳				
				I	II	III	IV	未判定・未点検
国土交通省	1,156	1,117	1,117	578	431	108	0	0
高速道路会社	867	853	853	64	771	18	0	0
静岡県	3,617	3,614	3,614	645	2,546	423	0	0
静岡市	2,618	2,602	2,602	581	1,618	399	4	0
浜松市	5,773	5,745	5,745	2,633	2,635	456	7	14
沼津市	695	695	695	190	449	56	0	0
熱海市	132	132	132	49	48	35	0	0
三島市	336	335	335	48	267	20	0	0
富士宮市	849	844	844	485	287	71	1	0
伊東市	167	167	167	33	102	32	0	0
島田市	1,137	1,135	1,135	744	323	64	2	2
富士市	977	968	968	411	495	62	0	0
磐田市	1,662	1,659	1,659	178	1,449	32	0	0
焼津市	1,216	1,215	1,215	681	475	58	1	0
掛川市	1,219	1,216	1,216	289	769	157	1	0
藤枝市	1,236	1,235	1,235	691	457	87	0	0
御殿場市	480	477	477	270	196	11	0	0
袋井市	917	916	916	564	325	25	2	0
下田市	200	200	200	70	104	26	0	0
裾野市	298	296	296	69	185	42	0	0
湖西市	373	372	372	146	204	22	0	0
伊豆市	601	600	600	113	434	53	0	0
御前崎市	274	272	272	101	141	29	1	0
菊川市	618	611	611	248	346	14	0	3
伊豆の国市	402	401	401	181	192	28	0	0
牧之原市	524	523	523	345	129	49	0	0
東伊豆町	95	95	95	15	59	21	0	0
河津町	166	165	165	26	122	17	0	0
南伊豆町	242	242	242	24	176	42	0	0
松崎町	148	143	143	55	62	23	3	0
西伊豆町	137	135	135	45	53	36	1	0
函南町	206	205	205	63	130	12	0	0
清水町	76	76	76	16	59	1	0	0
長泉町	137	137	137	15	108	14	0	0
小山町	184	183	183	22	98	57	6	0
吉田町	250	250	250	68	158	23	1	0
川根本町	88	88	88	21	58	9	0	0
森町	284	281	281	119	140	19	0	3
静岡県道路公社	21	21	21	14	7	0	0	0
合計	30,378	30,221	30,221	10,910	16,608	2,651	30	22

各道路管理者別平成26年度～平成30年度点検及び診断結果（トンネル）

令和元年10月30日時点

管理者	管理施設数	点検対象施設数	点検実施数	判定区分内訳				
				I	II	III	IV	未判定・未点検
国土交通省	33	28	28	0	14	14	0	0
高速道路会社	94	90	90	0	50	40	0	0
静岡県	148	145	145	1	88	56	0	0
静岡市	35	35	35	0	19	16	0	0
浜松市	46	46	46	0	26	18	0	2
沼津市	5	5	5	0	4	0	1	0
熱海市	3	3	3	0	3	0	0	0
三島市	1	1	1	0	1	0	0	0
富士宮市	0	0	0	0	0	0	0	0
伊東市	1	1	1	0	1	0	0	0
島田市	2	2	2	0	1	1	0	0
富士市	0	0	0	0	0	0	0	0
磐田市	1	1	1	0	1	0	0	0
焼津市	1	1	1	0	1	0	0	0
掛川市	11	11	11	0	4	7	0	0
藤枝市	2	2	2	0	1	1	0	0
御殿場市	0	0	0	0	0	0	0	0
袋井市	12	12	12	5	7	0	0	0
下田市	11	11	11	0	9	2	0	0
裾野市	0	0	0	0	0	0	0	0
湖西市	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市	1	1	1	0	0	1	0	0
御前崎市	2	2	2	0	2	0	0	0
菊川市	3	3	3	0	2	1	0	0
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	2	2	2	0	0	2	0	0
東伊豆町	1	1	1	0	1	0	0	0
河津町	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	4	4	4	0	4	0	0	0
松崎町	1	1	1	0	1	0	0	0
西伊豆町	8	8	8	0	8	0	0	0
函南町	2	2	2	0	2	0	0	0
清水町	0	0	0	0	0	0	0	0
長泉町	0	0	0	0	0	0	0	0
小山町	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	2	2	2	0	2	0	0	0
森町	2	2	2	0	1	0	1	0
静岡県道路公社	2	2	2	0	0	2	0	0
合計	436	424	424	6	253	161	2	2

各道路管理者別平成26年度～平成30年度点検及び診断結果（道路付属施設等）

令和元年10月30日時点

管理者	管理施設数	点検対象施設数	点検実施数	判定区分内訳				
				I	II	III	IV	未判定・未点検
国土交通省	332	332	332	73	237	22	0	0
高速道路会社	612	591	591	335	253	3	0	0
静岡県	223	223	223	25	163	35	0	0
静岡市	75	75	75	9	37	29	0	0
浜松市	95	94	94	10	50	34	0	0
沼津市	5	5	5	1	1	3	0	0
熱海市	2	2	2	0	2	0	0	0
三島市	11	11	11	0	10	1	0	0
富士宮市	8	8	8	2	6	0	0	0
伊東市	0	0	0	0	0	0	0	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0	0
富士市	14	14	14	0	10	4	0	0
磐田市	4	4	4	0	4	0	0	0
焼津市	5	5	5	1	3	1	0	0
掛川市	4	4	4	0	2	2	0	0
藤枝市	4	4	4	1	2	1	0	0
御殿場市	2	2	2	0	1	1	0	0
袋井市	0	0	0	0	0	0	0	0
下田市	0	0	0	0	0	0	0	0
裾野市	2	2	2	2	0	0	0	0
湖西市	1	1	1	0	1	0	0	0
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0	0
御前崎市	1	1	1	0	0	1	0	0
菊川市	1	1	1	0	1	0	0	0
伊豆の国市	1	1	1	0	1	0	0	0
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0
河津町	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0
函南町	0	0	0	0	0	0	0	0
清水町	1	1	1	0	1	0	0	0
長泉町	2	2	2	0	2	0	0	0
小山町	3	3	3	0	3	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	1	1	1	1	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県道路公社	3	3	3	2	1	0	0	0
合計	1,412	1,390	1,390	462	791	137	0	0

(3)今後の補修計画について

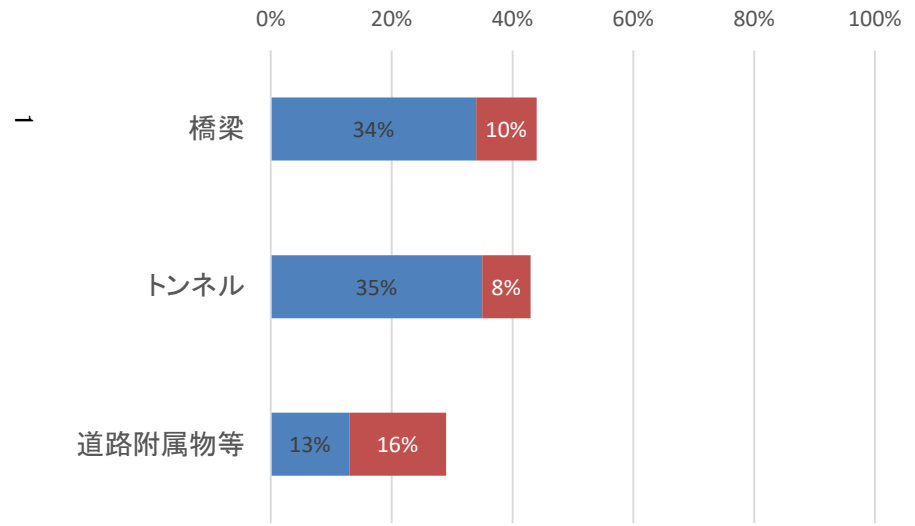
静岡県内における修繕の着手状況

○静岡県内において、1巡目の点検で早期措置段階(判定区分Ⅲ)または緊急措置段階(判定区分Ⅳ)と判定された施設の修繕の着手状況は、橋梁とトンネルで4割強、道路附属物等は約3割にとどまっている

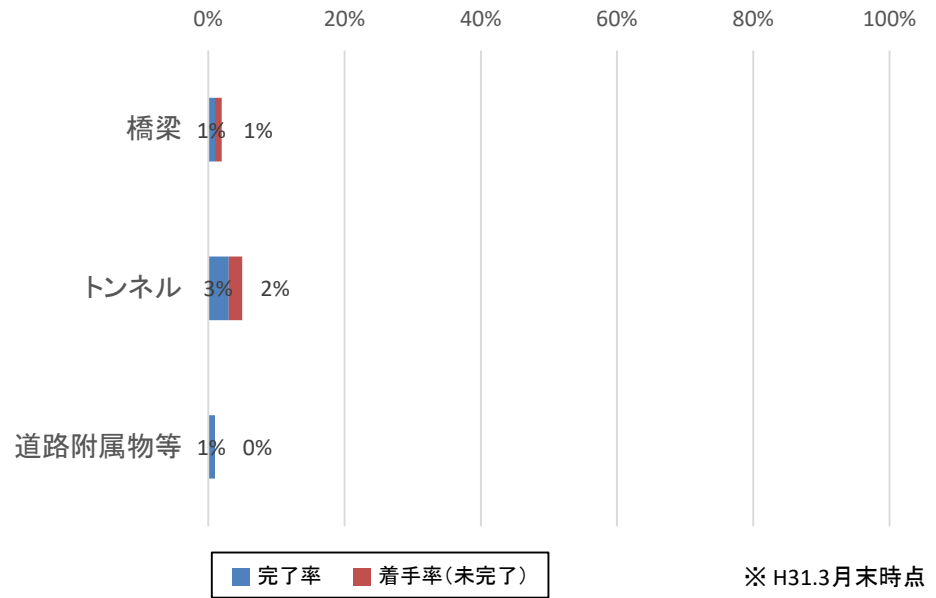
○予防保全段階(判定区分Ⅱ)と判定された施設の修繕はほとんど着手されていない

<静岡県における修繕の着手率、完了率>

事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)



※ H31.3月末時点

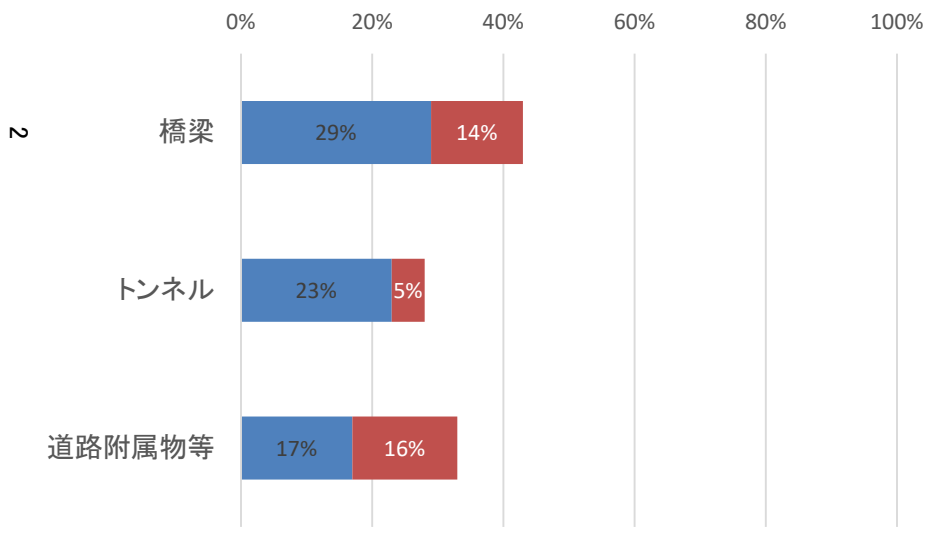
※事後保全型の修繕:「早期措置段階:判定区分Ⅲ」または「緊急措置段階:判定区分Ⅳ」と判定された施設の修繕
※予防保全型の修繕:「予防保全段階:判定区分Ⅱ」と判定された施設の修繕

【参考】中部地整管内における修繕の着手状況

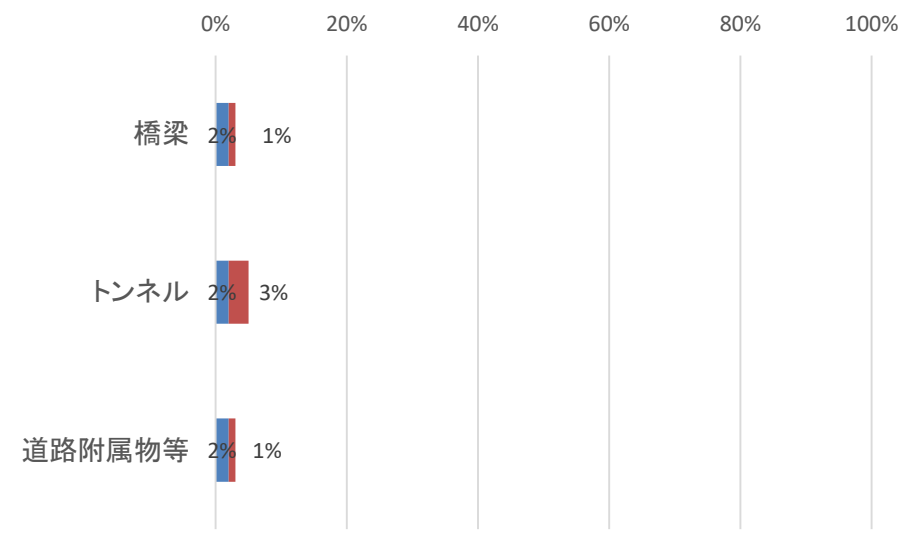
○中部地整管内においても、事後保全型の修繕で約3～4割の着手状況であり、予防保全型の修繕はほとんど着手されていない

<中部地方整備局管内(長野県除く)の修繕の着手率、完了率>

事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)



■完了率 ■着手率(未完了)

※ H31.3月末時点

※中部地方整備局管内(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

※事後保全型の修繕:「早期措置段階:判定区分Ⅲ」または「緊急措置段階:判定区分Ⅳ」と判定された施設の修繕

※予防保全型の修繕:「予防保全段階:判定区分Ⅱ」と判定された施設の修繕

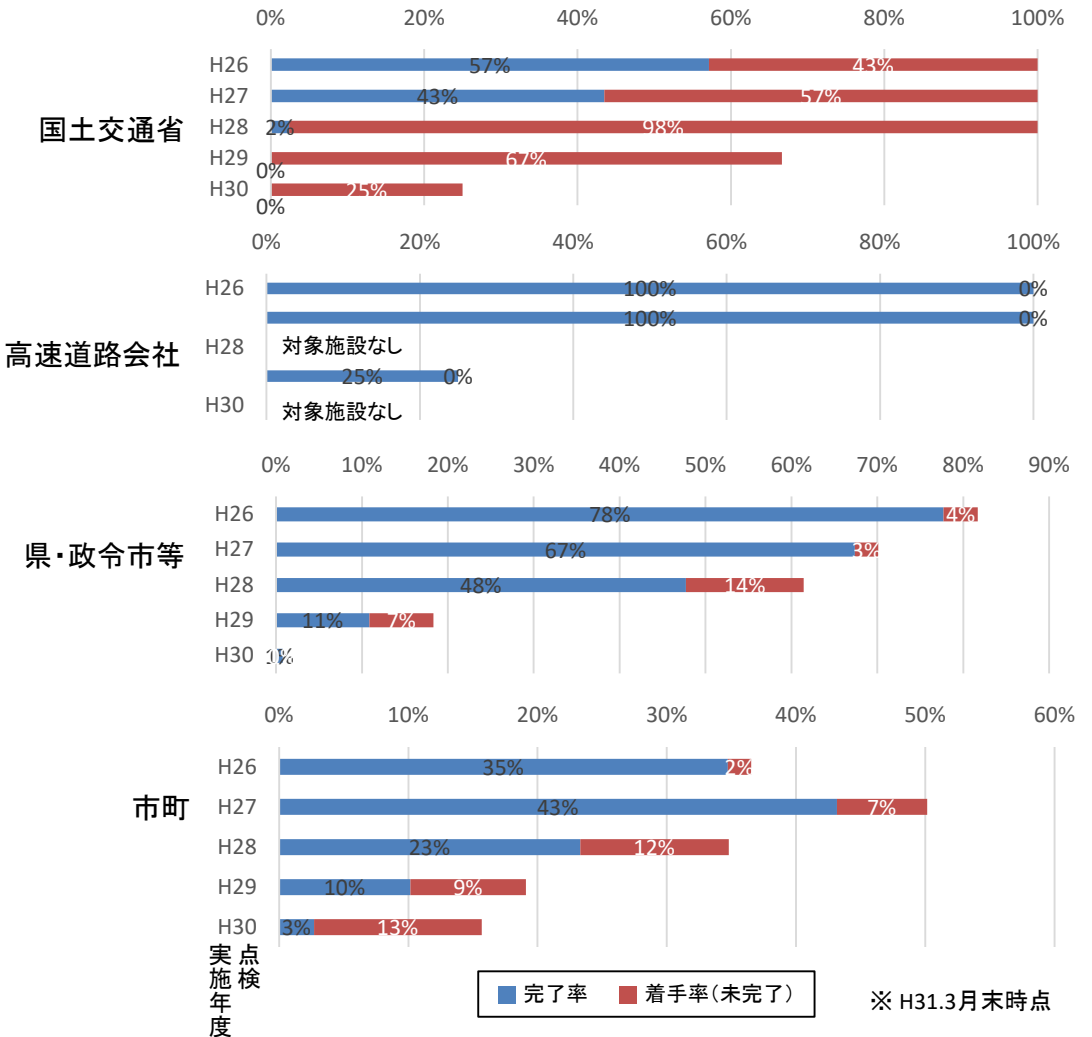
静岡県内における橋梁の事後保全型修繕の着手状況

○静岡県内においては、国と高速道路会社が8割以上に着手している一方で、県・政令市は約5割、市町は約3割の着手にとどまっている

＜静岡県内の事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳ)修繕の着手率、完了率＞

橋梁	修繕が必要な施設数	修繕に着手済の施設数	修繕に着工済の施設数	修繕完了済の施設数
国土交通省	108	91 (84%)	30 (28%)	15 (14%)
高速道路会社	18	15 (83%)	15 (83%)	15 (83%)
県・政令市等	1,289	643 (50%)	578 (45%)	560 (43%)
市町	1,266	420 (33%)	321 (25%)	309 (24%)

※ H31.3月末時点



※ H31.3月末時点

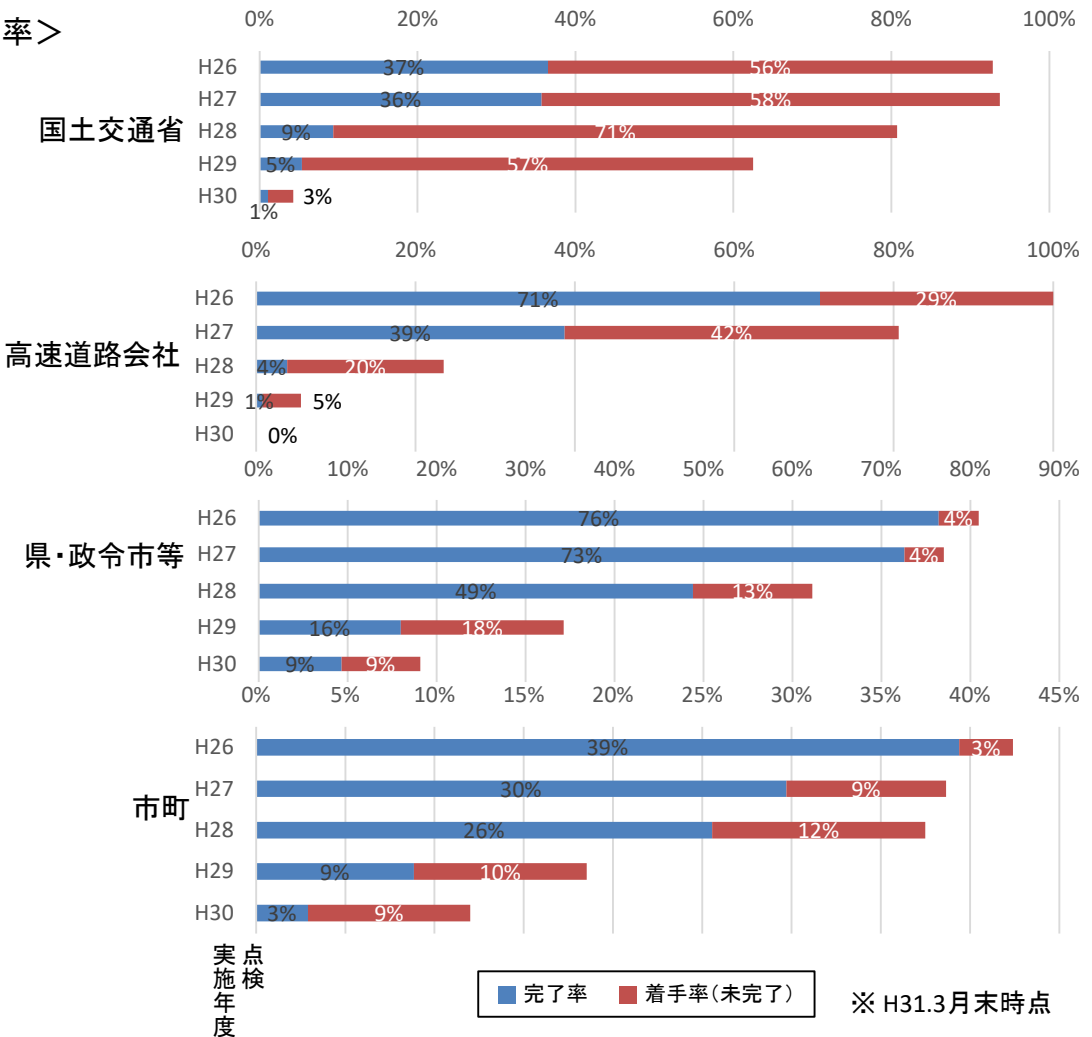
【参考】中部地整管内における橋梁の事後保全型修繕の着手状況

○中部地整管内においては、国が約7割、県が約6割と静岡県内とあまり差異がない一方で、高速道路会社は約3割にとどまり、市町村は約6割を着手するなど、静岡県内と差異がみられる

<中部地整管内の事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳ)修繕の着手率、完了率>

橋梁	修繕が必要な施設数	修繕に着手済の施設数	修繕に着工済の施設数	修繕完了済の施設数
国土交通省	605	426 (70%)	173 (29%)	108 (18%)
高速道路会社	307	85 (28%)	48 (16%)	44 (14%)
県・政令市等	2,556	1,408 (55%)	1,196 (47%)	1,148 (45%)
市町村	3,843	1,196 (64%)	914 (24%)	853 (22%)

※ H31.3月末時点

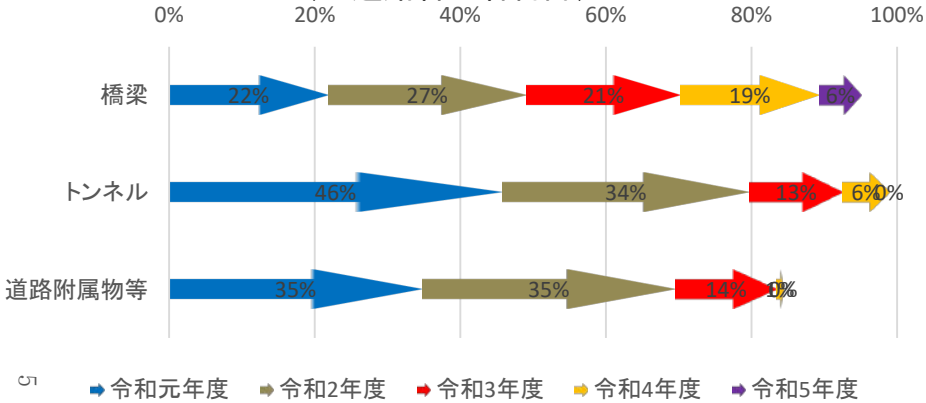


静岡県内における修繕の計画

○静岡県内において、令和元年度から令和5年度(2巡目)の修繕計画策定率は約95%

＜2巡目の判定区分Ⅲの修繕計画＞

(全道路管理者合計)

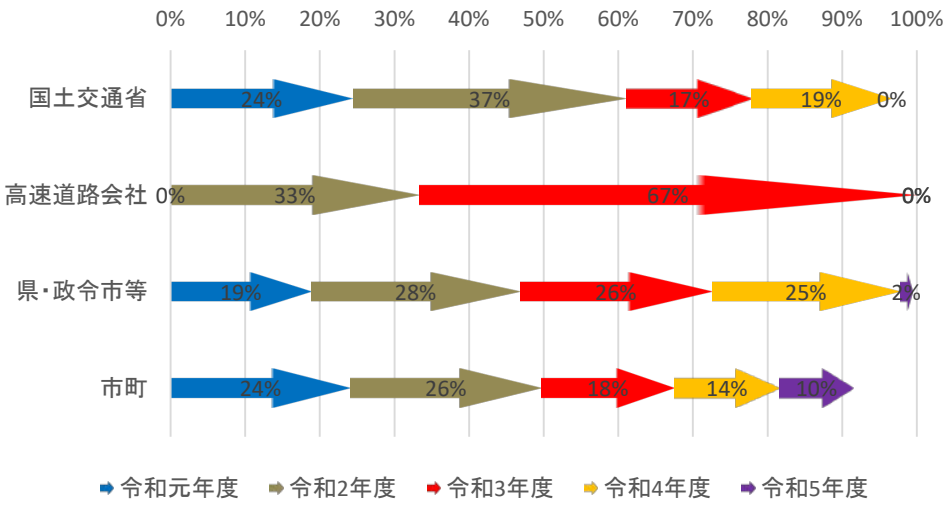


＜構造物別の修繕計画策定率＞

	修繕が必要な施設数	修繕計画策定数	修繕計画策定率
橋梁	1,675	1,597	95.3%
トンネル	94	93	98.9%
道路附属物等	115	97	84.3%
合計	1,884	1,787	94.9%

※R1.10月末時点。修繕が必要な施設数については修繕済みの施設数は除く

＜2巡目の橋梁の判定区分Ⅲの修繕計画＞



＜道路管理者別の橋梁の修繕計画策定率＞

	修繕が必要な施設数	修繕計画策定数	修繕計画策定率
国土交通省	90	90	100.0%
高速道路会社	3	3	100.0%
県・政令市等	711	707	99.4%
市町	871	797	91.5%
合計	1,675	1,597	95.3%

※R1.10月末時点。修繕が必要な施設数については修繕済みの施設数は除く

静岡県内の修繕実施状況について

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕実施状況

令和元年10月25日時点

橋梁	管理者名	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済の施設数 B (B/A)	修繕に着手済の施設数 C (C/A)	修繕完了済の施設数 D (D/A)	判定区分	施設数				
							H26	H27	H28	H29	H30
1	国土交通省	108	106 (98.1%)	22 (20.4%)	18 (16.7%)	Ⅲ	7	23	42	24	12
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	7	23	42	24	12
2	高速道路会社	18	15 (83.3%)	15 (83.3%)	15 (83.3%)	Ⅲ	12	2	0	4	0
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	12	2	0	4	0
3	静岡県	423	132 (31.2%)	132 (31.2%)	132 (31.2%)	Ⅲ	80	97	68	109	69
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	80	97	68	109	69
4	静岡市	403	187 (46.4%)	168 (41.7%)	157 (39.0%)	Ⅲ	64	127	85	114	9
						Ⅳ	0	2	0	2	0
						合計	64	129	85	116	9
5	浜松市	463	297 (64.1%)	282 (60.9%)	282 (60.9%)	Ⅲ	56	98	152	97	53
						Ⅳ	2	4	1	0	0
						合計	58	102	153	97	53
6	沼津市	56	13 (23.2%)	13 (23.2%)	9 (16.1%)	Ⅲ	2	8	11	13	22
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	2	8	11	13	22
7	熱海市	35	14 (40.0%)	8 (22.9%)	8 (22.9%)	Ⅲ	0	6	23	3	3
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	6	23	3	3
8	三島市	20	3 (15.0%)	3 (15.0%)	3 (15.0%)	Ⅲ	0	4	4	9	3
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	4	4	9	3
9	富士宮市	72	7 (9.7%)	5 (6.9%)	5 (6.9%)	Ⅲ	5	5	29	19	13
						Ⅳ	0	0	1	0	0
						合計	5	5	30	19	13
10	伊東市	32	6 (18.8%)	4 (12.5%)	4 (12.5%)	Ⅲ	3	2	13	9	5
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	3	2	13	9	5
11	島田市	71	22 (31.0%)	22 (31.0%)	22 (31.0%)	Ⅲ	14	32	8	11	4
						Ⅳ	0	0	0	2	0
						合計	14	32	8	13	4
12	富士市	62	43 (69.4%)	41 (66.1%)	41 (66.1%)	Ⅲ	0	19	18	17	8
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	19	18	17	8
13	磐田市	32	6 (18.8%)	6 (18.8%)	6 (18.8%)	Ⅲ	0	7	4	10	11
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	7	4	10	11
14	焼津市	59	27 (45.8%)	27 (45.8%)	26 (44.1%)	Ⅲ	0	23	17	14	4
						Ⅳ	0	0	0	0	1
						合計	0	23	17	14	5
15	掛川市	158	70 (44.3%)	70 (44.3%)	70 (44.3%)	Ⅲ	80	42	25	0	10
						Ⅳ	1	0	0	0	0
						合計	81	42	25	0	10
16	藤枝市	87	47 (54.0%)	47 (54.0%)	47 (54.0%)	Ⅲ	6	17	24	13	27
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	6	17	24	13	27
17	御殿場市	11	8 (72.7%)	8 (72.7%)	8 (72.7%)	Ⅲ	3	4	1	1	2
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	3	4	1	1	2
18	袋井市	27	2 (7.4%)	2 (7.4%)	2 (7.4%)	Ⅲ	0	3	7	8	7
						Ⅳ	0	0	2	0	0
						合計	0	3	9	8	7
19	下田市	26	2 (7.7%)	2 (7.7%)	1 (3.8%)	Ⅲ	3	6	5	6	6
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	3	6	5	6	6
20	裾野市	43	32 (74.4%)	32 (74.4%)	31 (72.1%)	Ⅲ	3	18	12	8	2
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	3	18	12	8	2
21	湖西市	22	13 (59.1%)	13 (59.1%)	13 (59.1%)	Ⅲ	0	5	8	3	6
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	5	8	3	6

静岡県内の修繕実施状況について

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕実施状況

令和元年10月25日時点

橋梁	管理者名	修繕が必要な 施設数 A	修繕に 着手済の 施設数 B (B/A)	修繕に 着工済の 施設数 C (C/A)	修繕 完了済の 施設数 D (D/A)	判定区分	施設数				
							H26	H27	H28	H29	H30
22	伊豆市	55	8 (14.5%)	8 (14.5%)	8 (14.5%)	Ⅲ	4	12	19	12	8
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	4	12	19	12	8
23	御前崎市	30	25 (83.3%)	25 (83.3%)	25 (83.3%)	Ⅲ	25	4	0	0	0
						Ⅳ	1	0	0	0	0
						合計	26	4	0	0	0
24	菊川市	14	9 (64.3%)	9 (64.3%)	9 (64.3%)	Ⅲ	0	2	8	1	3
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	2	8	1	3
25	伊豆の国市	28	2 (7.1%)	2 (7.1%)	2 (7.1%)	Ⅲ	1	3	12	9	3
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	1	3	12	9	3
26	牧之原市	49	10 (20.4%)	10 (20.4%)	10 (20.4%)	Ⅲ	7	8	9	6	19
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	7	8	9	6	19
27	東伊豆市	21	5 (23.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	Ⅲ	0	0	10	11	0
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	0	10	11	0
28	河津町	17	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	Ⅲ	0	4	5	7	1
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	4	5	7	1
29	南伊豆市	42	6 (14.3%)	6 (14.3%)	6 (14.3%)	Ⅲ	1	14	23	4	0
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	1	14	23	4	0
30	松崎町	27	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	Ⅲ	0	6	5	8	5
						Ⅳ	0	0	0	1	2
						合計	0	6	5	9	7
31	西伊豆町	37	10 (27.0%)	10 (27.0%)	10 (27.0%)	Ⅲ	0	22	8	6	0
						Ⅳ	0	0	1	0	0
						合計	0	22	9	6	0
32	函南町	13	4 (30.8%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)	Ⅲ	5	3	0	2	3
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	5	3	0	2	3
33	清水町	1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	Ⅲ	0	0	0	1	0
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	0	0	1	0
34	長泉町	14	13 (92.9%)	6 (42.9%)	6 (42.9%)	Ⅲ	0	6	0	8	0
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	6	0	8	0
35	小山町	63	0 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	Ⅲ	1	33	10	10	3
						Ⅳ	0	0	0	0	6
						合計	1	33	10	10	9
36	吉田町	24	4 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	Ⅲ	0	0	16	7	0
						Ⅳ	0	0	1	0	0
						合計	0	0	17	7	0
37	川根本町	9	2 (22.2%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	Ⅲ	1	1	0	7	0
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	1	1	0	7	0
38	森町	19	10 (52.6%)	10 (52.6%)	10 (52.6%)	Ⅲ	1	12	2	4	0
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	1	12	2	4	0
39	静岡県道路公社	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	Ⅲ	0	0	0	0	0
						Ⅳ	0	0	0	0	0
						合計	0	0	0	0	0

1 巡目点検結果に伴う補修計画(残修繕金額)について

令和元年10月25日時点
判定区分Ⅲの施設対象

静岡県 令和元年～令和5年度の補修計画及び修繕金額

橋梁	修繕が必要な 施設数 (修繕済みの施設は除 外)	補修計画年度						修繕金額 (実施済みは除く) 橋 百万円					
		R1年度 橋 百万円		R2年度 橋 百万円		R3年度 橋 百万円			R4年度 橋 百万円		R5年度 橋 百万円		
中部地方整備局	90	25	820.0	33	1,153.0	15	994.0	17	1,397.0	0	0.0	90	4,364.0
中日本	3	0	0.0	1	-	2	-	0	0.0	0	0.0	3	0.0
静岡県	291	41	1,041.0	71	1,985.0	109	2,430.0	67	1,370.0	0	0.0	288	6,826.0
静岡市	244	42	4,899.0	56	1,326.0	39	2,599.0	102	2,770.0	12	2,480.0	251	14,074.0
浜松市	176	51	328.0	72	1,370.0	35	5,788.0	10	723.0	0	0.0	168	8,209.0
沼津市	47	15	515.0	12	712.8	8	310.3	7	154.0	9	167.0	51	1,859.1
熱海市	27	13	162.0	13	201.0	5	33.5	1	2.5	0	0.0	32	399.0
三島市	17	1	43.5	1	15.0	2	4.0	9	9.0	3	56.0	16	127.5
富士宮市	67	4	189.3	1	13.0	1	85.2	5	149.4	7	139.6	18	576.5
伊東市	28	2	21.0	12	93.0	14	98.0	0	0.0	0	0.0	28	212.0
島田市	47	0	0.0	3	4.3	6	75.0	15	92.0	25	90.2	49	261.5
富士市	21	7	57.8	7	169.6	4	122.8	3	76.8	1	50.0	22	477.0
磐田市	26	7	556.2	8	567.2	8	81.3	7	35.0	8	15.0	38	1,254.7
焼津市	32	4	9.5	13	13.5	5	2.5	5	3.0	4	2.5	31	31.0
掛川市	88	38	112.2	27	123.6	15	61.8	5	25.0	2	10.0	87	332.6
藤枝市	40	17	93.7	22	85.5	4	86.5	0	0.0	0	0.0	43	265.7
御殿場市	3	0	0.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	3	75.0
袋井市	23	6	53.5	11	110.0	15	175.0	7	70.0	0	0.0	39	408.5
下田市	25	4	78.1	7	245.0	5	90.5	7	133.0	7	121.0	30	667.6
裾野市	12	5	94.8	1	10.0	4	278.5	3	320.0	0	0.0	13	703.3
湖西市	9	2	1.8	5	132.5	0	0.0	0	0.0	2	60.0	9	194.3
伊豆市	47	11	99.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.0	12	100.0
御前崎市	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菊川市	5	3	85.0	2	120.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	205.0
伊豆の国市	26	9	16.6	11	209.5	5	227.0	0	0.0	0	0.0	25	453.1
牧之原市	39	7	141.0	8	76.0	1	30.0	6	6.0	17	55.0	39	308.0
東伊豆町	21	5	166.5	9	138.5	7	169.0	0	0.0	0	0.0	21	474.0
河津町	17	1	-	1	8.9	0	0.0	3	6.1	0	0.0	5	15.0
南伊豆町	36	3	166.0	10	354.0	18	197.0	6	29.0	0	0.0	37	746.0
松崎町	24	1	9.0	5	134.0	6	138.0	13	58.0	0	0.0	25	339.0
西伊豆町	26	14	54.0	8	214.3	5	113.0	0	0.0	0	0.0	27	381.3
函南町	9	1	30.0	0	0.0	1	30.0	4	35.0	0	0.0	6	95.0
清水町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0
長泉町	8	2	134.0	2	116.0	3	180.0	1	92.0	0	0.0	8	522.0
小山町	57	22	-	12	-	-	-	-	-	-	-	34	0.0
吉田町	23	0	0.0	4	40.0	6	60.0	13	95.0	0	0.0	23	195.0
川根本町	7	1	1.0	0	0.0	3	42.0	3	35.0	0	0.0	7	78.0
森町	9	5	41.5	7	47.3	2	5.5	0	0.0	0	0.0	14	94.3
静岡県道路公社	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総計	1,675	369	10,020.0	456	9,813.5	355	14,557.4	319	7,685.8	98	3,247.3	1,597	45,324.0
国土交通省	90	25	820.0	33	1,153.0	15	994.0	17	1,397.0	0	0.0	90	4,364.0
高速道路会社	3	0	0.0	1	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.0
県・政令市等	711	134	6,268.0	199	4,681.0	183	10,817.0	179	4,863.0	12	2,480.0	707	29,109.0
市町	871	210	2,932.0	223	3,979.5	155	2,746.4	123	1,425.8	86	767.3	797	11,851.0

※複数年で修繕を実施している橋梁があるため修繕が必要な施設数を上回る場合がある。

1巡目点検結果に伴う補修計画(残修繕金額)について

令和元年10月25日時点
判定区分Ⅲの施設対象

静岡県 令和元年～令和5年度の補修計画及び修繕金額

トンネル	修繕が必要な 施設数 (修繕済みの施設は除 外)	補修計画年度					修繕金額 (実施済みは除く) 橋 百万円
		R1年度 橋 百万円	R2年度 橋 百万円	R3年度 橋 百万円	R4年度 橋 百万円	R5年度 橋 百万円	
中部地方整備局	10	3 40.0	7 250.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 290.0
中日本	11	3 0.0	4 0.0	4 0.0	0 0.0	0 0.0	11 0.0
静岡県	44	29 1,123.0	14 427.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	43 1,550.5
静岡市	5	1 0.5	0 0.0	4 80.0	0 0.0	0 0.0	5 80.5
浜松市	10	5 164.0	2 240.0	3 126.0	0 0.0	0 0.0	10 530.0
沼津市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
熱海市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
三島市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
富士宮市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
伊東市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
島田市	1	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0
富士市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
磐田市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
焼津市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
掛川市	7	1 30.0	3 90.0	1 30.0	2 60.0	0 0.0	7 210.0
藤枝市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
御殿場市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
袋井市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
下田市	2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	0 0.0	2 20.0
裾野市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
湖西市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
伊豆市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
御前崎市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
菊川市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
伊豆の国市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
牧之原市	2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 210.0	0 0.0	2 210.0
東伊豆町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
河津町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
南伊豆町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
松崎町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
西伊豆町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
函南町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
清水町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
長泉町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
小山町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
吉田町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
川根本町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
森町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
静岡県道路公社	2	1 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 75.0
総計	94	43 1,407.5	32 1,052.5	12 236.0	6 290.0	0 0.0	93 2,986.0
国土交通省	10	3 40.0	7 250.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 290.0
高速道路会社	11	3 0.0	4 0.0	4 0.0	0 0.0	0 0.0	11 0.0
県・政令市等	61	36 1,337.5	17 692.5	7 206.0	0 0.0	0 0.0	60 2,236.0
市町	12	1 30.0	4 110.0	1 30.0	6 290.0	0 0.0	12 460.0

※複数年で修繕を実施している橋梁があるため修繕が必要な施設数を上回る場合がある。

1 巡目点検結果に伴う補修計画(残修繕金額)について

令和元年10月25日時点
判定区分Ⅲの施設対象

静岡県 令和元年～令和5年度の補修計画及び修繕金額

シェッド	修繕が必要な施設数 (修繕済みの施設は除外)	補修計画年度						修繕金額 (実施済みは除く) 橋 百万円			
		R1年度 橋 百万円		R2年度 橋 百万円		R3年度 橋 百万円			R4年度 橋 百万円		R5年度 橋 百万円
中部地方整備局	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中日本	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
静岡県	1	1	16.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.0
静岡市	2	0	0.0	2	-	0	0.0	0	0.0	2	0.0
浜松市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
沼津市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
熱海市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
三島市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
富士宮市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊東市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
島田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
富士市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
磐田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
焼津市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
掛川市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
藤枝市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
御殿場市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
袋井市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
下田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
裾野市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
湖西市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊豆市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
御前崎市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菊川市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊豆の国市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
牧之原市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
河津町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
南伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
松崎町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
西伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
函南町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
清水町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
長泉町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小山町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
吉田町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
川根本町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
森町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
静岡県道路公社	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総計	3	1	16.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	3	16.0
国土交通省	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
高速道路会社	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県・政令市等	3	1	16.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	3	16.0
市町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※複数年で修繕を実施している橋梁があるため修繕が必要な施設数を上回る場合がある。

1 巡目点検結果に伴う補修計画(残修繕金額)について

令和元年10月25日時点
判定区分Ⅲの施設対象

静岡県 令和元年～令和5年度の補修計画及び修繕金額

大型カルパート	修繕が必要な 施設数 (修繕済みの施設は除 外)	補修計画年度											
		R1年度 橋 百万円		R2年度 橋 百万円		R3年度 橋 百万円		R4年度 橋 百万円		R5年度 橋 百万円		修繕金額 (実施済みは除く) 橋 百万円	
中部地方整備局	4	2	3.5	2	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	23.5
中日本	2	0	0.0	2	-	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.0
静岡県	5	5	89.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	89.0
静岡市	1	0	0.0	1	-	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
浜松市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
沼津市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
熱海市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
三島市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
富士宮市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊東市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
島田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
富士市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
磐田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
焼津市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
掛川市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
藤枝市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
御殿場市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
袋井市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
下田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
裾野市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
湖西市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊豆市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
御前崎市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菊川市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊豆の国市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
牧之原市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
河津町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
南伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
松崎町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
西伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
函南町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
清水町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
長泉町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小山町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
吉田町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
川根本町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
森町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
静岡県道路公社	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総計	12	7	92.5	5	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	112.5
国土交通省	4	2	3.5	2	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	23.5
高速道路会社	2	0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.0
県・政令市等	6	5	89.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	89.0
市町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※複数年で修繕を実施している橋梁があるため修繕が必要な施設数を上回る場合がある。

1 巡目点検結果に伴う補修計画(残修繕金額)について

令和元年10月25日時点
判定区分Ⅲの施設対象

静岡県 令和元年～令和5年度の補修計画及び修繕金額

横断歩道橋	修繕が必要な施設数 (修繕済みの施設は除外)	補修計画年度					修繕金額 (実施済みは除く) 橋 百万円
		R1年度 橋 百万円	R2年度 橋 百万円	R3年度 橋 百万円	R4年度 橋 百万円	R5年度 橋 百万円	
中部地方整備局	11						0 0.0
中日本	0						0 0.0
静岡県	21	12 476.0	6 192.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	18 668.0
静岡市	24	3 134.0	10 115.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	13 249.0
浜松市	32	13 85.0	8 220.0	11 114.0	0 0.0	0 0.0	32 419.0
沼津市	2	2 105.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 105.0
熱海市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
三島市	1	0 0.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0
富士宮市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
伊東市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
島田市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
富士市	3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 110.0	0 0.0	1 110.0
磐田市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
焼津市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
掛川市	2	1 42.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 142.0
藤枝市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
御殿場市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
袋井市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
下田市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
裾野市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
湖西市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
伊豆市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
御前崎市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
菊川市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
伊豆の国市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
牧之原市	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
東伊豆町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
河津町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
南伊豆町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
松崎町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
西伊豆町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
函南町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
清水町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
長泉町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
小山町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
吉田町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
川根本町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
森町	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
静岡県道路公社	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
総計	96	31 842.0	25 627.0	12 124.0	1 110.0	0 0.0	69 1,703.0
国土交通省	11	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
高速道路会社	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
県・政令市等	77	28 695.0	24 527.0	11 114.0	0 0.0	0 0.0	63 1,336.0
市町	8	3 147.0	1 100.0	1 10.0	1 110.0	0 0.0	6 367.0

※複数年で修繕を実施している橋梁があるため修繕が必要な施設数を上回る場合がある。

1 巡目点検結果に伴う補修計画(残修繕金額)について

令和元年10月25日時点
判定区分Ⅲの施設対象

静岡県 令和元年～令和5年度の補修計画及び修繕金額

門型標識	修繕が必要な 施設数 (修繕済みの施設は除 外)	補修計画年度						修繕金額 (実施済みは除く) 橋 百万円					
		R1年度 橋 百万円		R2年度 橋 百万円		R3年度 橋 百万円			R4年度 橋 百万円		R5年度 橋 百万円		
中部地方整備局	2	0	0.0	1	0.1	1	5.0	0	0.0	0	0.0	2	5.1
中日本	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
静岡県	1	0	0.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0
静岡市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
浜松市	1	0	0.0	1	-	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
沼津市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
熱海市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
三島市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
富士宮市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊東市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
島田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
富士市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
磐田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
焼津市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
掛川市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
藤枝市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
御殿場市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
袋井市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
下田市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
裾野市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
湖西市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊豆市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
御前崎市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菊川市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
伊豆の国市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
牧之原市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
河津町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
南伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
松崎町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
西伊豆町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
函南町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
清水町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
長泉町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小山町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
吉田町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
川根本町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
森町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
静岡県道路公社	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総計	4	0	0.0	3	10.1	1	5.0	0	0.0	0	0.0	4	15.1
国土交通省	2	0	0.0	1	0.1	1	5.0	0	0.0	0	0.0	2	5.1
高速道路会社	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県・政令市等	2	0	0.0	2	10.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	10.0
市町	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※複数年で修繕を実施している橋梁があるため修繕が必要な施設数を上回る場合がある。

(4)今後の点検の実施計画について

静岡県内における道路構造物等の2巡目の点検計画(案)

○静岡県内における、令和元年度～から5年間の点検計画数は、橋梁30,337橋、トンネル434箇所、道路附属物等1,404施設

<令和1～5年度 点検計画>

道路施設	管理施設数						備考
	R1	R2(予定)	R3(予定)	R4(予定)	R5(予定)		
橋梁	30,378	5,183	6,797	6,730	6,763	4,864	
トンネル	436	67	94	80	108	85	
道路付属物	1,410	196	368	352	282	206	

※廃止予定施設等があるために、合計が合わないことがある

※令和元年10月25日時点

静岡県内における道路管理者別施設別の2巡目の点検計画(案)(1/4)

<令和1～5年度 道路管理者別の橋梁の点検計画>

管理者	管理施設数	R1計画点検数	R2計画点検数 (予定)	R3計画点検数 (予定)	R4計画点検 (予定)	R5計画点検 (予定)	備考
国土交通省	1,156	220	220	258	192	266	
高速道路会社	867	216	134	187	198	132	
県・政令市等	12,029	2,207	2,587	2,416	3,114	1,702	
市町	16,326	2,540	3,856	3,869	3,259	2,764	
合計	30,378	5,183	6,797	6,730	6,763	4,864	

※令和元年10月25日時点

<令和1～5年度 道路管理者別のトンネルの点検計画>

管理者	管理施設数	R1計画点検数	R2計画点検数 (予定)	R3計画点検数 (予定)	R4計画点検 (予定)	R5計画点検 (予定)	備考
国土交通省	33	19	4	2	2	6	
高速道路会社	94	29	19	16	18	12	
県・政令市等	231	7	52	49	65	56	
市町	78	12	19	13	23	11	
合計	436	67	94	80	108	85	

※令和元年10月25日時点

静岡県内における道路管理者別施設別の2巡目の点検計画(案) (2/4)

<令和1～5年度 道路管理者別の道路付属物等の点検計画>

管理者	管理施設数	R1計画点検数	R2計画点検数 (予定)	R3計画点検数 (予定)	R4計画点検 (予定)	R5計画点検 (予定)	備考
国土交通省	331	66	64	69	67	65	
高速道路会社	612	111	137	119	132	114	
県・政令市等	395	2	162	153	59	12	
市町	72	17	5	11	24	15	
合計	1,410	196	368	352	282	206	

※令和元年10月25日時点

<令和1～5年度 道路管理者別のシェットの点検計画>

管理者	管理施設数	R1計画点検数	R2計画点検数 (予定)	R3計画点検数 (予定)	R4計画点検 (予定)	R5計画点検 (予定)	備考
国土交通省	0	0	0	0	0	0	
高速道路会社	0	0	0	0	0	0	
県・政令市等	34	0	28	0	1	5	
市町	1	0	0	0	1	0	
合計	35	0	28	0	2	5	

※令和元年10月25日時点

静岡県内における道路管理者別施設別の2巡目の点検計画(案) (3/4)

<令和1～5年度 道路管理者別の大型カルバートの点検計画>

管理者	管理施設数	R1計画点検数	R2計画点検数 (予定)	R3計画点検数 (予定)	R4計画点検 (予定)	R5計画点検 (予定)	備考
国土交通省	158	33	36	34	28	27	
高速道路会社	244	47	58	48	55	36	
県・政令市等	39	1	34	0	0	2	
市町	16	1	0	7	7	1	
合計	457	82	128	89	90	66	

※令和元年10月25日時点

<令和1～5年度 道路管理者別の横断歩道橋の点検計画>

管理者	管理施設数	R1計画点検数	R2計画点検数 (予定)	R3計画点検数 (予定)	R4計画点検 (予定)	R5計画点検 (予定)	備考
国土交通省	80	15	12	15	18	20	
高速道路会社	0	0	0	0	0	0	
県・政令市等	253	0	89	97	55	5	
市町	53	14	5	4	16	14	
合計	386	29	106	116	89	39	

※令和元年10月25日時点

静岡県内における道路管理者別施設別の2巡目の点検計画(案)(4/4)

<令和1～5年度 道路管理者別の門型標識の点検計画>

管理者	管理施設数	R1計画点検数	R2計画点検数 (予定)	R3計画点検数 (予定)	R4計画点検 (予定)	R5計画点検 (予定)	備考
国土交通省	93	18	16	20	21	18	
高速道路会社	368	64	79	71	77	78	
県・政令市等	69	1	11	56	3	0	
市町	2	2	0	0	0	0	
合計	532	85	106	147	101	96	

※令和元年10月25日時点

【静岡県】 令和元年～令和5年度の点検計画について

令和元年10月25日時点

橋梁	管理施設数	点検実施年度					R1～5年度 合計(予定)
		R1年度	R2年度 (予定)	R3年度 (予定)	R4年度 (予定)	R5年度 (予定)	
国土交通省	1,156	220	220	258	192	266	1,156
高速道路会社	867	216	134	187	198	132	867
静岡県	3,617	558	630	737	1,107	585	3,617
静岡市	2,618	347	770	449	907	145	2,618
浜松市	5,773	1,282	1,187	1,230	1,100	972	5,771
沼津市	695	140	125	152	150	127	694
熱海市	132	0	22	57	26	27	132
三島市	336	39	85	81	79	52	336
富士宮市	849	171	10	204	241	221	847
伊東市	167	15	24	46	70	11	166
島田市	1,137	204	279	264	220	197	1,164
富士市	977	38	222	355	281	81	977
磐田市	1,662	35	499	495	340	294	1,663
焼津市	1,216	1	374	340	278	223	1,216
掛川市	1,219	413	329	126	24	298	1,190
藤枝市	1,236	236	252	249	250	249	1,236
御殿場市	480	98	102	101	92	84	477
袋井市	917	168	190	190	171	195	914
下田市	200	70	21	19	45	44	199
裾野市	298	35	77	75	73	36	296
湖西市	373	63	80	85	77	68	373
伊豆市	601	122	121	119	124	114	600
御前崎市	274	200	74	0	0	0	274
菊川市	618	86	169	204	91	65	615
伊豆の国市	402	53	87	97	73	92	402
牧之原市	524	106	120	106	95	90	517
東伊豆町	95	0	6	38	51	0	95
河津町	166	3	45	46	49	23	166
南伊豆町	242	17	80	97	44	0	238
松崎町	148	25	31	31	35	26	148
西伊豆町	137	0	55	27	51	0	133
函南町	206	41	43	53	38	31	206
清水町	76	29	12	12	11	12	76
長泉町	137	0	89	28	20	0	137
小山町	184	21	66	44	43	8	182
吉田町	250	58	69	49	51	22	249
川根本町	88	25	28	15	17	2	87
森町	284	28	70	64	49	72	283
静岡県道路公社	21	20	0	0	0	0	20
総計	30,378	5,183	6,797	6,730	6,763	4,864	30,337
国土交通省	1,156	220	220	258	192	266	1,156
高速道路会社	867	216	134	187	198	132	867
県・政令市等	12,029	2,207	2,587	2,416	3,114	1,702	12,026
市町	16,326	2,540	3,856	3,869	3,259	2,764	16,288

【静岡県】令和元年～令和5年度の点検計画について

令和元年10月25日時点

トンネル	管理施設数	点検実施年度					R1～5年度 合計(予定)
		R1年度	R2年度 (予定)	R3年度 (予定)	R4年度 (予定)	R5年度 (予定)	
国土交通省	33	19	4	2	2	6	33
高速道路会社	94	29	19	16	18	12	94
静岡県	148	0	37	24	44	43	148
静岡市	35	0	4	16	11	4	35
浜松市	46	7	11	9	9	8	44
沼津市	5	0	0	0	5	0	5
熱海市	3	2	0	0	0	1	3
三島市	1	1	0	0	0	0	1
富士宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊東市	1	0	0	0	0	1	1
島田市	2	2	0	0	0	0	2
富士市	0	0	0	0	0	0	0
磐田市	1	0	0	0	1	0	1
焼津市	1	0	0	0	0	1	1
掛川市	11	0	0	4	4	3	11
藤枝市	2	0	0	2	0	0	2
御殿場市	0	0	0	0	0	0	0
袋井市	12	0	3	2	6	1	12
下田市	11	3	2	2	2	2	11
裾野市	0	0	0	0	0	0	0
湖西市	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市	1	0	0	0	0	1	1
御前崎市	2	0	2	0	0	0	2
菊川市	3	0	1	2	0	0	3
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	2	0	0	0	2	0	2
東伊豆町	1	0	0	0	1	0	1
河津町	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	4	4	0	0	0	0	4
松崎町	1	0	0	0	0	1	1
西伊豆町	8	0	8	0	0	0	8
函南町	2	0	0	1	1	0	2
清水町	0	0	0	0	0	0	0
長泉町	0	0	0	0	0	0	0
小山町	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	2	0	2	0	0	0	2
森町	2	0	1	0	1	0	2
静岡県道路公社	2	0	0	0	1	1	2
総計	436	67	94	80	108	85	434
国土交通省	33	19	4	2	2	6	33
高速道路会社	94	29	19	16	18	12	94
県・政令市等	231	7	52	49	65	56	229
市町	78	12	19	13	23	11	78

【静岡県】 令和元年～令和5年度の点検計画について

令和元年10月25日時点

シエツド	管理施設数	点検実施年度					R1～5年度 合計(予定)
		R1年度	R2年度 (予定)	R3年度 (予定)	R4年度 (予定)	R5年度 (予定)	
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0
高速道路会社	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	9	0	8	0	1	0	9
静岡市	5	0	0	0	0	5	5
浜松市	20	0	20	0	0	0	20
沼津市	0	0	0	0	0	0	0
熱海市	0	0	0	0	0	0	0
三島市	0	0	0	0	0	0	0
富士宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊東市	0	0	0	0	0	0	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0
富士市	0	0	0	0	0	0	0
磐田市	0	0	0	0	0	0	0
焼津市	0	0	0	0	0	0	0
掛川市	0	0	0	0	0	0	0
藤枝市	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市	0	0	0	0	0	0	0
袋井市	0	0	0	0	0	0	0
下田市	0	0	0	0	0	0	0
裾野市	0	0	0	0	0	0	0
湖西市	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0
御前崎市	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	0	0	0	0	0	0	0
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
河津町	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
函南町	0	0	0	0	0	0	0
清水町	0	0	0	0	0	0	0
長泉町	0	0	0	0	0	0	0
小山町	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	1	0	0	0	1	0	1
森町	0	0	0	0	0	0	0
静岡県道路公社	0	0	0	0	0	0	0
総計	35	0	28	0	2	5	35
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0
高速道路会社	0	0	0	0	0	0	0
県・政令市等	34	0	28	0	1	5	34
市町	1	0	0	0	1	0	1

【静岡県】 令和元年～令和5年度の点検計画について

令和元年10月25日時点

大型カルバート	管理施設数	点検実施年度					R1～5年度 合計(予定)
		R1年度	R2年度 (予定)	R3年度 (予定)	R4年度 (予定)	R5年度 (予定)	
国土交通省	158	33	36	34	28	27	158
高速道路会社	244	47	58	48	55	36	244
静岡県	18	1	17	0	0	0	18
静岡市	10	0	8	0	0	2	10
浜松市	9	0	9	0	0	0	9
沼津市	1	0	0	0	1	0	1
熱海市	1	0	0	0	1	0	1
三島市	6	0	0	6	0	0	6
富士宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊東市	0	0	0	0	0	0	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0
富士市	0	0	0	0	0	0	0
磐田市	0	0	0	0	0	0	0
焼津市	0	0	0	0	0	0	0
掛川市	0	0	0	0	0	0	0
藤枝市	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市	0	0	0	0	0	0	0
袋井市	0	0	0	0	0	0	0
下田市	0	0	0	0	0	0	0
裾野市	0	0	0	0	0	0	0
湖西市	1	0	0	1	0	0	1
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0
御前崎市	1	1	0	0	0	0	1
菊川市	1	0	0	0	0	1	1
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
河津町	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
函南町	0	0	0	0	0	0	0
清水町	0	0	0	0	0	0	0
長泉町	2	0	0	0	2	0	2
小山町	3	0	0	0	3	0	3
吉田町	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0
静岡県道路公社	2	0	0	0	0	0	0
総計	457	82	128	89	90	66	455
国土交通省	158	33	36	34	28	27	158
高速道路会社	244	47	58	48	55	36	244
県・政令市等	39	1	34	0	0	2	37
市町	16	1	0	7	7	1	16

【静岡県】令和元年～令和5年度の点検計画について

令和元年10月25日時点

横断歩道橋	管理施設数	点検実施年度					R1～5年度 合計(予定)
		R1年度	R2年度 (予定)	R3年度 (予定)	R4年度 (予定)	R5年度 (予定)	
国土交通省	80	15	12	15	18	20	80
高速道路会社	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	156	0	40	82	32	2	156
静岡市	46	0	36	0	0	3	39
浜松市	51	0	13	15	23	0	51
沼津市	4	4	0	0	0	0	4
熱海市	1	0	0	0	1	0	1
三島市	5	0	0	0	2	3	5
富士宮市	8	1	0	0	0	7	8
伊東市	0	0	0	0	0	0	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0
富士市	14	0	2	2	7	3	14
磐田市	4	0	0	0	4	0	4
焼津市	5	5	0	0	0	0	5
掛川市	2	2	0	0	0	0	2
藤枝市	4	1	2	1	0	0	4
御殿場市	2	0	0	1	1	0	2
袋井市	0	0	0	0	0	0	0
下田市	0	0	0	0	0	0	0
裾野市	2	0	1	0	0	1	2
湖西市	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0
御前崎市	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	0	0	0	0	0	0	0
伊豆の国市	1	0	0	0	1	0	1
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
河津町	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
函南町	0	0	0	0	0	0	0
清水町	1	1	0	0	0	0	1
長泉町	0	0	0	0	0	0	0
小山町	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0
静岡県道路公社	0	0	0	0	0	0	0
総計	386	29	106	116	89	39	379
国土交通省	80	15	12	15	18	20	80
高速道路会社	0	0	0	0	0	0	0
県・政令市等	253	0	89	97	55	5	246
市町	53	14	5	4	16	14	53

【静岡県】 令和元年～令和5年度の点検計画について

令和元年10月25日時点

門型標識	管理施設数	点検実施年度					R1～5年度 合計(予定)
		R1年度	R2年度 (予定)	R3年度 (予定)	R4年度 (予定)	R5年度 (予定)	
国土交通省	93	18	16	20	21	18	93
高速道路会社	368	64	79	71	77	78	369
静岡県	40	0	11	29	0	0	40
静岡市	14	0	0	13	0	0	13
浜松市	14	0	0	14	3	0	17
沼津市	0	0	0	0	0	0	0
熱海市	0	0	0	0	0	0	0
三島市	0	0	0	0	0	0	0
富士宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊東市	0	0	0	0	0	0	0
島田市	0	0	0	0	0	0	0
富士市	0	0	0	0	0	0	0
磐田市	0	0	0	0	0	0	0
焼津市	0	0	0	0	0	0	0
掛川市	2	2	0	0	0	0	2
藤枝市	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市	0	0	0	0	0	0	0
袋井市	0	0	0	0	0	0	0
下田市	0	0	0	0	0	0	0
裾野市	0	0	0	0	0	0	0
湖西市	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0
御前崎市	0	0	0	0	0	0	0
菊川市	0	0	0	0	0	0	0
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
河津町	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0
函南町	0	0	0	0	0	0	0
清水町	0	0	0	0	0	0	0
長泉町	0	0	0	0	0	0	0
小山町	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0
静岡県道路公社	1	1	0	0	0	0	1
総計	532	85	106	147	101	96	535
国土交通省	93	18	16	20	21	18	93
高速道路会社	368	64	79	71	77	78	369
県・政令市等	69	1	11	56	3	0	71
市町	2	2	0	0	0	0	2

(5)メンテナンスサイクルの確立に向けた 今後の取組について

静岡県におけるメンテナンスサイクル確立に向けた主な課題と対応

課題				概要	対応
点検	診断	補修	その他		
●				個々の自治体単位では、受注される点検規模が確保できない自治体が存在する	地域一括発注を実施
●	●			直営で点検や診断を実施せざるを得ない状況だが、職員に技術力がない	担当となった地方公共団体の職員を対象に、要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得することを目的とする研修を創設 現地での実務講習会を開催
●	●			点検・診断等業務を発注するにあたり、業務を担当する技術者に求める知識と技術が分からない	技術者資格登録制度を創設
	●	●		対策立案から工事までに求められる技術力がない。地元で相談できる学識者もいない	損傷補修事例集を整備 点検結果に基づく健全性の診断、対策立案に係る相談の場を設置（案）
		●		必要となる予算が大きく、更なる財政支援が必要	補助の採択要件等を緩和
●	●	●		全国のメンテナンスの進捗を見える化するための DB 構築に係る作業の負荷が大きい	WEB 上での入力支援システムを運用開始
●	●	●		財政的、人力的な課題を解決できる新技術の導入が必須	新技術利用のガイドライン（案）及び点検支援技術性能カタログ（案）を整備
●	●	●		跨線橋の点検及び修繕が計画的かつ効率的に進む仕組みが必要	鉄道事業者と道路管理者による鉄道連絡会議を設置
			●	施設数が多すぎるので集約・撤去が必要だが、地元の合意が形成できない	好事例を収集し、技術資料として整備中 合意形成（PI）の講習会を開催（案）
			●	採用したくても、土木系の学生が採用に応募してこない	関係機関での合同インターンを開催（案）
			●	メンテナンスに必要な予算が不足	国民の理解を得るためのパネル展を市役所や「道の駅」において実施 有料道路事業や財政投融资、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により予算総枠を確保

静岡県 地域一括発注の取組について

1.対象市町・対象施設

項目	市町	数量
対象市町	地域一括発注を希望する市町のうち、土木技術職員が10名未満の市町	16市町
対象施設	重要路線に位置付けられる橋梁、重要路線を跨ぐ橋梁、第3者被害の恐れのある橋梁、橋長が長い橋梁等	約800橋

2.実績・今後の予定

※ () 内の数字は点検橋梁数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2以降
市町	河津町 (3) 函南町 (1)	下田市 (21) 函南町 (4) 小山町 (6) 菊川市 (86) 森町 (14)	函南町 (7) 森町 (11)	函南町 (6) 森町 (15)	函南町 (6) 森町 (13)	函南町 (1)	未定
橋梁数計	4	131	18	21	19	1	-

「道路構造物管理実務者研修」のご案内

趣旨

- 平成26年7月1日より「5年に1度の近接目視による定期点検」等を内容とする道路法施行規則が施行されました。貴自治体等管理の橋梁(2m以上のもの)、トンネル等については、これに基づいて定期点検を行っていただく必要があります。
- 平成26年度より、道路法施行規則第4条5の6(H30 年条項変更)の規定に基づく、道路橋、シェッド・大型カルバート等、横断歩道橋、門型標識等、道路トンネルの点検に関して、必要最低限の知識及び技能を習得できることを目標にした研修を開催させていただいており、これには市町村等の職員の方々にもご参加いただける形としております(ただし定員制です)。平成31年2月には定期点検要領(技術的助言版)が改訂されており研修内容もこれに合わせて見直しされる予定です。
- なお、平成28年度より、「橋梁初級Ⅰ」研修において、研修内容の理解度、達成度を確保するための試験(達成度確認試験)を実施しています。
- また、平成28年度より、橋梁点検後の補修技術も学びたいという声に応え、道路橋の点検の知識、及び補修・補強の工法選択の判断に必要な基礎的な知識を習得することを目標とした「橋梁初級Ⅱ」研修を設けています。
- 自治体職員自らが点検や補修技術を習得するための第一のステップとして、当該研修への派遣をご検討いただければ幸いです。
- なお、最終的にどのような者に定期点検業務を行わせるかについては、各道路管理者の判断となります。

研修内容

橋梁初級Ⅰ (道路橋、シェッド・大型カルバート等、横断歩道橋、門型標識等が対象)

対象:管内自治体職員+直轄職員

場所:中部技術事務所(名古屋市東区大幸南 1-1-15)

人員:自治体職員定員40人

期間:

1期 : R元年9月10日(火)~R元年9月13日(金) 4日間

2期 : R元年10月1日(火)~R元年10月4日(金) 4日間

3期 : R元年10月28日(月)~R元年10月31日(木) 4日間

橋梁初級Ⅱ（道路橋が対象）

対象:管内自治体職員＋直轄職員

場所:中部技術事務所(名古屋市東区大幸南 1-1-15)

人員:自治体職員定員40人

期間:

1期:R 元年 11 月 26 日(火)～R 元年 11 月 29 日(金) 4 日間

2期:R 元年 12 月 17 日(火)～R 元年 12 月 20 日(金) 4 日間

※橋梁初級Ⅱの受講対象者は、橋梁初級Ⅰを受講したもの又は、橋梁初級Ⅰ程度の知識を有するものとします。

トンネル（道路トンネルが対象）

対象:管内自治体職員＋直轄職員

場所:中部技術事務所(名古屋市東区大幸南 1-1-15)

人員:自治体職員定員40人

期間:R 元年 11 月 13 日(水)～R 元年 11 月 15 日(金) 3日間

H31道路橋定期点検要領【技術的助言】

知識と技能を有する者

記載の構図

定期点検要領
(梓書)

定期点検要領 (法令
運用上の留意事項)

- 【1. 適用範囲】
- 【4. 状態の把握】

付録 (技術的留意事項)

- 【付録1 定期点検の実施にあたっての一般的な注意点】
- 2 (5) 部材の一部等で近接目視によらない時の扱い

定期点検は知識と技能を有する者が近接目視により、健全性の診断を行う。

※【用語の定義】定期点検は、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本に状態の把握を行い、かつ、道路橋毎での健全性を診断することの一連

・実際の定期点検の実施や結果の記録は、法令の趣旨に則って各道路管理者の責任において適切に行う必要がある。

H31.2道路定期点検要領 P2_1

・**定期点検を行う者**は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

・道路橋の健全性の診断を適切に行うために、法令では、定期点検を行う者が、道路橋の外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することが基本とされている。

・一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、**定期点検を行う者が判断**することとなる。

H31.2道路定期点検要領 P2_4

・自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると**定期点検を行う者が判断**した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。

・その他の方法を用いるときは、**定期点検を行う者**が、定期点検の目的を満足するように、かつ、その方法を用いる目的や必要な精度等を踏まえて適切に選ぶものである。

H31.2道路定期点検要領 P12_付録1_2(5)

■ 今後も多様な技術が開発されることを念頭に方法の性能規定化
⇒自ら近接目視、必要に応じた打音・触診を行ったときの診断を行うことができるように状態を把握

■ 単に定期点検を行うものの判断でもない
■ 単に管理者の判断でもない

■ 橋に依存 (画一的な運用にならないように)
■ 管理者として、定期点検として所要の品質の成果が得られることを確認することは、これに限らず当然必要

■ 職員であれ、外注であれ、知識と技能を有する者毎、かつ、橋毎、かつ、部材毎で、そして、管理者の承諾のもとで行うことが想定されている
(必要なら契約図書で明記)

□知識と技能を有する者

・道路管理者毎に決める

3. 定期点検の体制には、たとえば、

- ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
- ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
- ・道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること

H31.2道路定期点検要領 P2_3

- ・本編及び付録や参考資料の内容は、知識と技能を有する者に求められる知識や技能の例
- ・各地方整備局が道路管理者を対象としてこれまで実施してきた研修のテキストや試験問題が公表されており、これらは知識と技能の例として参考にできる

H31.2道路定期点検要領 P8_2(3)



直轄は下記を予定

- 道路管理者については、各地方整備局が実施している**橋梁初級 I 研修**や**道路構造物管理実務者（トンネル初級）研修**の受講者
- 受注者については、「道路橋メンテナンス技術講習」の合格者
- また、これ以上の技能等については、国土交通省登録技術資格も参考に

参考 橋梁初級 I 研修

1. 研修目的（達成目標）

道路法施行規則の規定に基づく道路橋、横断歩道橋、附属物、シェッド、大型カルバート（以下、構造物）の定期点検に関して、最低限必要な知識と技能を習得することを目標とする。

2. 研修内容

- ・定期点検に関する法令及び技術基準の体系
- ・構造物の基本的知識（形式、部材の名称・役割等）
- ・損傷と診断（鋼・コンクリート部材、支承ほか）
損傷の種類、損傷メカニズム、健全性の診断など
- ・現地実習
点検計画、点検方法（近接目視、打音など）、診断、記録にかかる留意点
- ・達成度確認試験
所見が書けること

【中部地方整備局よりメンテナンス会議にて】

- ・知識と技能を有する者とは、**構造物実務者研修における初級 I を受講した者**で、そういう方がリーダーとなり適切な判断を行う。

平成30年度 第4回点検ミニ講習会を開催しました ～ 点検支援技術を現場で試行 ～

H31.2.5

- ◆開催日時：平成31年2月5日（火）13：30～15：00
- ◆実習場所：国道1号 静清BP 興津高架内清見寺高架橋下
- ◆参加者：静岡県、静岡市、他5市町より15名

平成25年度の道路法改正を受け、平成26年度より橋梁などの道路施設の近接目視を基本とした定期点検を実施しているところです。

一方で、平成30年度で定期点検サイクルが一巡することとなり、国土交通省では点検要領の見直しや、近接目視を補完・代替・充実する可能性のある、点検支援技術の開発に取り組んでいるところです。

今回、点検支援3技術について、静岡県内の自治体職員に紹介し確認いただきました。



飛行系ロボットによる損傷箇所撮影技術



赤外線によるコンクリートの浮き・剥離検出技術



アーム型機械によるコンクリートの浮き・剥離検出技術

「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設」の概要

(平成26年8月22日社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会)

主旨 社会資本のメンテナンスに関する民間資格の登録制度の創設について、速やかに講じるべき措置の内容及び今後の検討課題について、緊急提言としてとりまとめたもの。

1. 資格制度を取り巻く現状と課題

- (1) 答申・法律等における資格制度の方向性
- (2) 地方公共団体における資格制度の活用状況
- (3) 点検・診断等に関する既存資格の現状
- (4) 点検・診断等の資格に関する課題
 - ・現在、様々な民間資格の技術内容・水準を評価する仕組みがない

2. 目指すべき資格制度

- 国土交通省は必要とする知識・技術水準を明らかに示す。
○社会資本の維持管理に関する様々な民間資格を評価し、技術水準が確保された資格の活用を図るため、以下の方向で資格制度を構築。
- (1) 法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者の確保
 - (2) 点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度
 - (3) 最新の点検・診断技術等を修得した技術者を評価する資格制度

3. 資格制度の対象とする施設等

- (1) 対象施設
 - ・当面検討を急ぐ所管施設から検討を進め、段階的に拡充を図る。
- (2) 対象業務
 - ・維持管理に関する一連の業務(点検、診断、補修設計等)において、民間事業者以外に外注を行っている業務で、当面検討を急ぐものから検討を進め、段階的に充実を図る。
- (3) 対象業務の技術水準
 - ・一般的な施設の点検・診断等の業務の実施にあたり、通常必要とする技術水準を検討の対象とする。
- (4) 対象技術者のレベルに応じた評価
 - ・技術者(管理技術者、担当技術者)のレベルに応じた知識・技術の明確化。

4. 民間資格の登録要件等

- (1) 民間資格の登録要件の設定等
 - ① 登録区分は標準的な発注業務単位を勘案する
 - ② 一定の登録期限(概ね5年程度)を設ける
 - ③ 登録にあたっての確認事項
 - ・団体の運営管理体制
 - ・資格試験等の運営・審査体制
 - ・資格付与試験等で求める技術的事項
 - ・資格取得者の管理体制
 - ・資格取得後の更新規定
 - ・資格の消除規定
- (2) 民間資格の登録後の運用
 - ① 申請内容に変更が生じた場合の報告の聴取
 - ② 資格の運営状況を定期的に把握
 - ③ 登録要件を満たさなくなった場合等における登録の取消

5. 民間資格の評価・登録のプロセス

- (1) 登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化
- (2) 民間資格を対外的に広く募集(公募)
- (3) 第三者の意見を踏まえた民間資格の評価・登録
- (4) 登録資格を広く周知(公示)
- (5) 登録された民間資格の積極的な活用

6. 今後の更なる検討に向けて

- (1) 今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応
- (2) 施設・業務の分野横断的な資格への拡充、分野間の連携・調整
- (3) 資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築
- (4) 行政職員の能力向上
- (5) 新たな資格の創設
- (6) 維持管理以外の業務範囲への展開等

着色は、登録規程に採用した主な事項

静岡県損傷補修事例集について

1. 目的

橋梁の各種損傷を補修するにあたり、橋種・損傷部位・損傷種別・損傷程度等によりその対策工法が決められるが、市町では技術系職員の不足や経験の少なさ等により補修工法の決定に戸惑いや迷いが生じるケースもある。

これらの課題を解決するため、静岡県内の損傷事例に対しどのような理由・根拠で補修工法がなされているのか事例集としてとりまとめて、市町のメンテナンス業務の一助とする。

2. 事例集の概要

(1) 資料収集

○事前状況把握として、H29dまでに完了した補修の全体を概略把握し、事例集に採用する事案を選定

○市町より資料提供いただき、全57事例を収集

(2) とりまとめ

○収集事例から資料(損傷や補修後の写真、損傷図等)が備わっていないもの、事例の多い剥離・鉄筋露出等は資料内容のよいものから選抜

○橋梁諸元、経過年数等の環境条件、姿図、全景写真、損傷状況資料、点検時の所見、補修工法(条件や補修概要)、補修後の写真並びにコストを紹介

○原則、1橋あたり2枚のレイアウト

○写真、図・表を主とし、文字情報は最小限

○全36事例を掲載

1. 腐食8例、2. ゆるみ・脱落1例、3. ひびわれ4例、
4. 剥離・鉄筋露出14例、5. 床版ひび割れ1例、
6. 舗装の異常1例、7. 支承部の機能障害1例、
8. 定着具の異常1例、9. 漏水・滞水2例、
10. 変形・欠損2例、11. 洗掘1例

目次

1. 「腐食」補修事例	1
2. 「ゆるみ・脱落」補修事例	18
3. 「ひびわれ」補修事例	21
4. 「剥離・鉄筋露出」補修事例	30
5. 「床版ひびわれ」補修事例	59
6. 「舗装の異常」補修事例	62
7. 「支承部の機能障害」補修事例	65
8. 「定着具の異常」補修事例	68
9. 「漏水・滞水」補修事例	71
10. 「変形・欠損」補修事例	76
11. 「洗掘」補修事例	81

部材名	支承		損傷名	腐食		e	部材判定区分	Ⅲ
橋長(m)	径間数	幅員(m)	橋種	構造形式	耐候性橋梁		所在地	
34.4	1	12.5	鋼橋	I桁(合成)	—		静岡県	
上部工形式					下部工形式		基礎工形式	
単純合成鋼桁橋					逆T式橋台		場所打ぐい	
架設竣工年	供用開始日	経過年数(供用後)	塩害影響地域区分	凍結防止剤散布	寒冷地	ASR	代替路	
1978	1978/4/1	40	D	無	該当無	該当無	有	
点検年月	健全性	補修年次	第三者被害予防措置範囲	交差状況		鉄道	緊急輸送路	
H23.11	Ⅲ	2015(H27)	無	河川		無し	一次	

全体一般図	起点側	全体状況写真(側面)	終点側

● 損傷状況および補修前写真 点検調書 H23.11

写真1

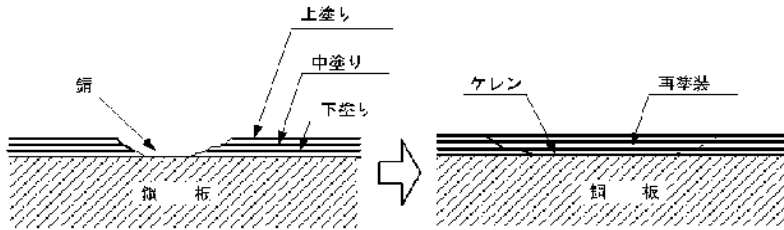
損傷状況	写真1
<p>写真1</p> <p>支承本体 B10301 ①腐食-e→e(大大) ⑤防食機能の劣化-e→e ブローボルト Ba0301 ①腐食-e→e(大大) ⑤防食機能の劣化-e→e 首座埋め込 Bm0301 ⑥ひびわれ-d→d(大小) [w=3.0] 写真番号1 (Ⅲ H20 ①-e, ⑤-e, ⑥-d)</p>	

● 所見等

全体的に著しい断面欠損を伴う腐食が見られ、伸縮装置からの漏水が原因であると推定される。全体に著しい断面欠損が見られ、既に部材の耐荷力が低下した状況であるため、Ⅲ判定とした。

補修工法	塗替え塗装工	損傷名	腐食	e
選定理由	鋼材の腐食を防止する。塗り替え塗装仕様: Rc-Ⅰ 又は Rc-Ⅲ			
適用条件	塗装足場が必要 外気温5℃~35℃、湿度 85%以下			
不適用条件	基本: 外気温5℃以下、35℃以上、湿度85%以上かつ塗装面結露状態			

●補修概要



再塗装仕様	下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り塗料
	中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗り塗料
	上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り塗料
	素地調整	3種ケレンC

表-Ⅱ.7.2 Rc-Ⅰ塗装系(スプレー*)

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	塗装間隔
素地調整	3種*		4時間以内
防食下地	有機ジンクリッチペイント	600	1日~10日**
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	240	1日~10日
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	240	1日~10日
中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗り	170	1日~10日
上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り	140	1日~10日

*1: 原則はスプレー塗装とするが、発注者との協議の上で、はけ、ローラーに変更もできる。
 *2: 実際の施工条件に応じて塗装間隔を別途取り決める場合もある。
 *3: プラスト処理による除錆度はISO Sa 2.1/2とする。

表-Ⅱ.7.3 Rc-Ⅲ塗装系(はけ、ローラー)

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	塗装間隔
素地調整	3種		4時間以内
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り(鋼材露出部のみ)	(200)	1日~10日
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	200	1日~10日
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	200	1日~10日
中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗り	140	1日~10日
上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り	120	1日~10日

①素地調整工

・Rc-Ⅰ系 プラスト工法同程度によるさび、旧塗膜の完全除去(鉄板生地とする)

・Rc-Ⅲ系 活膜は残し、それ以外の不良部(さび、割れ、膨れ)は除去

※活膜: 塗膜の防錆効果残存部

②下塗り工

・塗装間隔、外気温、湿度遵守

・膜厚計で塗膜厚確認

③中塗り工

・塗装間隔、外気温、湿度遵守

・膜厚計で塗膜厚確認

④上塗り工

・塗装間隔、外気温、湿度遵守

・膜厚計で塗膜厚確認

表-Ⅱ.7.9 旧塗膜と塗替え塗装系の組み合わせ

塗替え塗装系	旧塗膜塗装系*	素地調整	特徴
Rc-Ⅰ	A, B a, b, c	1種	プラスト工法により旧塗膜を除去し、スプレー塗装する。
Rc-Ⅲ	A, B, C a, b, c	3種	工事上の制約によってプラストできない場合に適用する。耐久性はRc-Ⅰ塗装系に比べて著しく劣る。

塗装系出典: 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 平成26年3月

●補修前



●補修後



工事費	工事単価				
	工種	単位	数量	単価	金額
	再塗装工(Rc-Ⅲ塗装系)	m ²	1	7,800	-
再塗装工(Rc-Ⅰ塗装系)	m ²	1	12,600	-	

事 務 連 絡
令和元年 月 日

静岡県 道路メンテナンス担当者 様

静岡県道路メンテナンス会議事務局
(静岡国道事務所)

「道路メンテナンス会議損傷補修事例集」充実にあたっての資料提供（依頼）

日頃は、静岡県道路メンテナンス会議へのご協力ありがとうございます。

さて、静岡県道路メンテナンス会議事務局では、平成30年度より静岡県及び静岡県内の市町より事例データの提供をいただき、橋梁の補修工法の参考となる「道路メンテナンス会議損傷補修事例集（静岡県版 案）」を作成しております。

令和元年においても、事例集の充実にあたり、静岡県や静岡県内の市町を対象に事例を集めたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

1. 「道路メンテナンス会議損傷補修事例集（静岡県版 案）」の充実について

直轄橋梁、静岡県及び静岡県内の市町管理の小規模橋梁について事例を追加収集し、別添事例集の様式にて事例集を作成・充実させる予定です。

お忙しいとは存じますが、よろしく申し上げます。

担当：「平成31年度 静岡県道路メンテナンス会議推進業務」

（静岡国道事務所 発注業務）

（一社）中部地域づくり協会 三井、山田、中畑

TEL：052-883-6011（業務センター）




E-mail：ck-dourokaigi@ckk.or.jp

資料のファイルサイズが大きくメールで送れない場合は、本文に、そのむね記載
願います。個別に対応させていただきます。

大規模修繕・更新補助制度の概要

- 平成27年度より、地方公共団体における大規模修繕・更新を集中的に支援するため補助事業を創設。
- 地方公共団体が進める大規模修繕・更新に向けて財政的に支援を実施。
- 平成31年度において事業要件を緩和し、対象事業を拡充。＜事業費（H30:118億円 → H31:380億円）＞

対象事業

<p>①修繕 橋脚の補強など、補修補強により性能・機能の維持・回復・強化を図るもの</p>  <p>床版の増厚</p>	<p>②更新 橋脚の架替など、再施工により性能・機能の維持・回復・強化を図るもの</p>  <p>架替の実施</p>	<p>③集約化・撤去 同一路線の複数構造物の性能・機能を一部に集約するため①・②に伴い実施する構造物の撤去</p>  <p>橋梁の撤去</p>
--	--	--

特徴

- ・国庫債務負担行為制度（4箇年以内）活用可能
- ・個別の事業毎に採択するため、課題箇所確実に予算が充当


事業要件


・都道府県・政令市の管理する道路の場合			
全体事業費	修繕	10億円以上	→ 5億円以上※
	更新	50億円以上	→ 35億円以上※
・市区町村の管理する道路の場合			
全体事業費	修繕	3億円以上	→ 1億円以上※
	更新	3億円以上	

※平成31年度より事業要件を緩和


事業の実施例（市町村管理の橋梁修繕）

全景(手前側橋梁)





ゲルバー・ヒンジ部 損傷



橋脚 断面欠損と鉄筋露出

完成年度	1935 (84歳)	補助化年度	H27
判定区分	Ⅲ(早期措置段階)	全体事業費	698百万円
橋長	353m		

道路施設点検・診断結果の調査について

- 作業負担軽減のため、H29年度の点検・診断結果の調査については、「入力支援システム」を活用して実施予定。

■「入力支援システム」を用いた調査のイメージ

道路法第77条に基づく調査依頼

点検表記録様式

登録

点検結果を自動反映

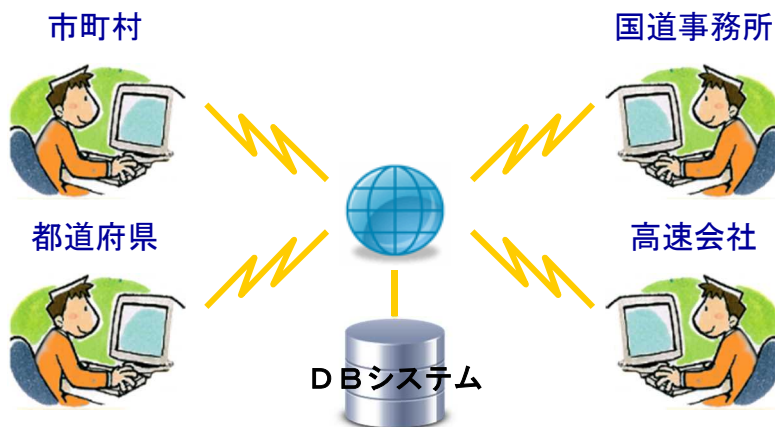
橋梁	トンネル	シャッド	大型 カルバート	橋脚歩道橋 (跨線橋)	橋脚歩道橋 (跨線橋以外)	門型橋脚等	最新標準 の凡書				
No	関連 情報	施設名	ツガナ	路線名	事務所	道路 種別	架設 年度	橋長 (m)	径間数	幅員	上部 構造
<input type="checkbox"/>		A橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1980	〇m	1	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		B橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1983	〇m	1	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		C橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1982	〇m	1	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		D橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1980	〇m	2	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		E橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1977	〇m	1	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		F橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1978	〇m	1	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		G橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1982	〇m	1	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		H橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1985	〇m	2	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		I橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1980	〇m	2	〇m	〇〇〇
<input type="checkbox"/>		J橋	〇〇〇	△号	〇〇	市道	1977	〇m	2	〇m	〇〇〇

※基本諸元等は施設一覧ファイルの情報をもとに登録済み

その他の項目を入力



地図上で緯度経度を取得



インターネットを通じて登録・入力

②新技術利用のガイドライン 点検支援技術の性能カタログ

ガイドラインと性能カタログについて

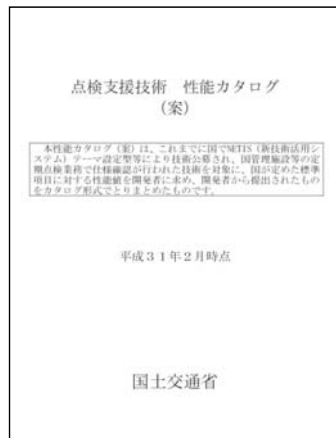
○新技術利用のガイドライン(案)

本ガイドラインは、業務委託等により定期点検を実施する際に点検支援技術を活用する場合において、発注者及び受注者双方が使用する技術について確認するプロセスや、受注者から協議する「点検支援技術使用計画」を発注者が承諾する際の確認すべき留意点等を参考として示したもの

○点検支援技術 性能カタログ(案)

本性能カタログ(案)は、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの

点検支援新技術の性能を比較できる標準項目を規定した性能カタログで新技術を利用の際の比較検討の参考資料とするためのもの



性能カタログは、性能評価されれば、随時更新予定。
性能カタログに記載のない技術もガイドラインに沿って利用計画書を作成し協議・承諾となれば利用は可能。

点検支援技術 性能カタログに掲載されている技術 橋梁等を対象(カルバート等含む)

変状の種類		点検支援新技術 (2019年2月時点)	
		近接	その他
コンクリート	ひびわれ	7	-
	床版ひびわれ	7	-
	その他	4(うき)	1(うき)
鋼	腐食,亀裂,破断,その他	-	-

トンネルを対象


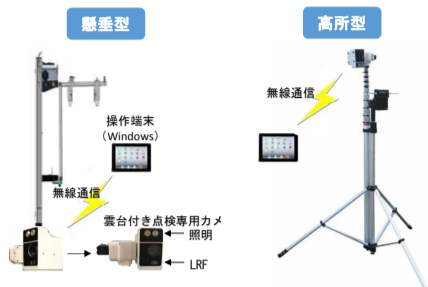

変状の種類		点検支援新技術 (2019年2月時点)	
		近接	その他
トンネル本体内	圧さ,ひび割れ	4	-
	うき,はく離	4(チョーキング前提)	-
	変形,移動,沈下	-	-
	鋼材腐食	-	-
	巻厚不足	-	-
	漏水	4	-
付属物	破断,緩み・脱落,亀裂,腐食,変形・欠損,がたつき	-	-

性能がまだ確認できない変状、部材があることに注意

令和元年度 道路施設点検業務において活用する新技術一覧

No.	事務所名	対象施設	採用新技術名	新技術の 「性能カタログ(案)」 への記載の有無	新技術活用 点検施設数	新技術で把握する損傷等	備考
1	静岡国道	橋梁	橋梁点検カメラシステム視る・診る	有	1	打音点検・クラック幅測定・点検障害物除去・狹隘部点検等	
2	静岡国道	橋梁	橋梁等構造物の点検ロボットカメラ	有	2	うき、剥離、ひびわれ等	施設の内、一部分を対象
3	静岡国道	TN	MMSD II	無	1	表面変状計測、路面ひびわれ計測等	
4	沼津河川国道	橋梁	橋梁点検ロボットカメラ	有	1	ひびわれ、腐食、防食機能の劣化	施設の内、一部分を対象
5	沼津河川国道	橋梁	画像によるRC床版の点検・記録システム	無	1	ひび割れ、剥離・鉄筋露出	施設の内、一部分を対象

技術の仕様確認結果【橋梁等(画像計測技術)】

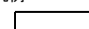
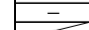
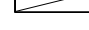
技術名	「橋梁点検カメラシステム 見る・診る」による 近接目視、打音調査等援助・補完技術		橋梁等構造物の点検ロボットカメラ	橋梁下面の近接目視支援用簡易装置「診れるんです」		
開発者	ジビル調査設計(株)		三井住友建設(株)	東北工業大学		
共同開発者	福井大学・(有)インテス		(株)日立産業制御ソリューションズ	O・T・テクノロジーサーチ(株)		
NETIS番号	(旧)JKK-110063-A (新)QS-170024-A		KT-160016-A	-		
技術概要	橋梁点検の際に橋梁点検車が利用できない橋梁において、全ての作業を橋面上から点検員に代わって橋梁下面に挿入したロボットアーム上を遠隔操作で可動する各種点検用台車を用いて、近接目視、打音調査等の援助・補完を行う技術である。		点検ロボットカメラの向き、倍率、撮影等を、操作端末(タブレットPC)から遠隔操作して、点検作業を行う器械である。操作端末にクラックスケール、L型スケールを表示することができ、損傷の大きさを定量的に計測可能である。	高欄より吊下げた棒部材(橋軸方向に移動可能)上の最大6台のカメラで、橋下面を橋上のタブレットから常時確認し静止面撮影。橋上のPoE対応HUBとの有線LAN接続でカメラへ電力供給し、橋上のルーターと無線接続したタブレットから、カメラのパン・チルト・ズーム、撮影を実行。機械・電気・LAN環境的にトラブルが少ない安定した点検作業が、少ない通行規制の下で可能である。また、装置一式は小型乗用車で運搬可能である。		
概略図				カメラ6台で橋下面を点検中の様子(点検中の橋上での様子)カメラ付き棒部材を高欄から吊下げる様子(タブレットで橋下面を確認しながら撮影)		
必要な機器・装置等	操作ユニット、クラックゲージユニット、アームユニット、ビデオカメラ、合成画像ソフト		点検ロボットカメラ、操作端末(タブレットPC)、懸垂型架台、高所型ポールユニット、無線中継器	カメラ、アルミ製棒部材、高欄設置用移動装置、LANケーブル、PoE対応HUB、Wi-Fiルーター、小型電源装置、タブレット(専用アプリ内蔵)等		
	・基本操作方法を16時間程度教育後、点検実務での操作時間80時間程度必要		・特になし。ただし、初めて操作する点検員は、カメラの操作習熟に1時間程度必要	数時間程度の講習で可		
必要な能力・資格等						
概略費用	鋼鉄桁橋のコンクリート床版 (点検面積 560m ² /日)		① コンクリート桁橋 (点検面積 300m ² /日)	② コンクリート箱桁橋内部 (点検面積 550m ² /日)		
	計測費用(直接人件費)	57,000 円	60,000 円	90,000 円		
	計測費用(直接経費)	60,000 円	60,000 円	90,000 円		
	解析費用(直接人件費)	68,000 円	120,000 円	150,000 円		
	計	185,000 円	240,000 円	330,000 円		
撮影数量	126枚	9,400 枚	14,000 枚	1,500 枚		
概略費用算出条件	支間長40m、幅員14m(歩道有り)、床版パネル寸法2.65m×5mの鋼鉄桁橋のコンクリート床版を対象に算出	①支間長30m、幅員12mのコンクリート桁橋の外側(上部工のみ)を対象に算出 ②支間60m、箱桁幅6m、桁高6mのコンクリート箱桁橋内部を対象に算出(箱桁内部 上面 側面×2)	支間長15m×4径間、幅員6mのコンクリート床版橋を対象に算出			
適用条件	天候	・晴れ、曇り、弱い雨(大雨時、雷雨時は不可)	・晴れ、曇り(箱桁内は特に制約なし)	晴れ、曇り		
	気温条件	・気温 5℃～35℃	・気温-10℃～40℃	気温:0℃～40℃		
	時間帯・日照条件	・日中	・制約なし(日中が望ましい)	日中		
	風速	・風速 7m/s 以下	・高所型:風速5m/s以内、懸垂型:風速10m/s以内	風速10m/s未満		
	道路幅員条件	・総幅員:15.0m未満 ・構成:歩道付き(2.0m以上)が望ましい。(車道規制不要) ・桁高:3.0m未満 ・支間長:5.0m以上 (歩道の場合は、一部占用規制・車道の場合、幅員に応じて車線減少・路肩規制・片側交互規制が必要)	・道路幅員の制約なし	幅員10m程度以下		
桁下条件	・桁下高さ2.0m以上	・桁下に河川敷があり、点検員が入れる場合は、高所型を地面に設置して作業が行える ・ポール先端のカメラから桁下までの高さは20m以内が望ましい	桁下高20m程度以下			
周辺条件	・周辺約5.0m以内に民家や他の構造物がないこと ・ロボット等の運搬に使用する2tトラックが近くにアクセスできること ・組立てスペース3m×10m程度が必要	・特に制約なし	桁下に人が行くことができること 桁下に組み立て作業ができるスペース(幅員×0.8m程度)があること。スペースが無い場合は、橋上に同様の作業スペースが確保でき、「桁下高>幅員」であれば点検可能。			
その他の条件	道路規制条件 ・歩道上にロボット設置の場合は、歩道規制を実施。(規制範囲は、幅1.5m×長さ5.0mの規制で移動) ・車道の場合、幅員に応じて車線減少・路肩規制・片側交互規制を実施。(規制範囲は、幅1.5m×長さ5.0mの規制で移動)	・対象面の直交軸と、カメラ視準軸のなす角が45°以下が望ましい。	歩道がある場合はガードマンが必要、歩道が無い場合は路肩規制が必要。			
H29年度試行結果	検証当日の気象条件※1	天候:晴れ 気温:4.7~11.8℃ 風速:0.0~2.2m/s	天候:晴れ 気温:3.4~12.7℃ 風速:0.0~2.8m/s	天候:晴れ 気温:4.0~11.8℃ 箱桁内は風速なし		
	対象部材	床版	主桁(外面) 橋台	主桁(箱桁内)		
	対象橋梁	葛飾大橋 (床版ひびわれ:39箇所/39箇所) (漏水・遊離石灰:16箇所/16箇所)	内田跨道橋 (ひびわれ:4箇所/4箇所) (剥離・鉄筋露出:1箇所/1箇所)	内田跨道橋 (ひびわれ:3箇所/3箇所)	大積川橋 (ひびわれ:3箇所/3箇所)	
	測定範囲※2	下り線第2径間のコンクリート床版11パネルを実施	桁下面を実施	A1、A2橋台前面を実施	第1径間途中から第2径間途中まで実施	
判読可能な部位及び損傷種類	部位	部位・損傷別の判読可能率(凡例参照)				
	損傷					
	鋼	①腐食	—	—	—	—
		②亀裂	—	—	—	—
		③ゆるみ・脱落	—	—	—	—
		④破断	—	—	—	—
		⑤防食機能の劣化	—	—	—	—
	コンクリート	⑥ひびわれ	—	100%(4箇所/4箇所)	100%(3箇所/3箇所)	100%(3箇所/3箇所)
		⑦剥離・鉄筋露出	—	100%(1箇所/1箇所)	—	—
		⑧漏水・遊離石灰	100%(16箇所/16箇所)	—	—	—
		⑨抜け落ち	—	—	—	—
		⑩床版ひびわれ	100%(39箇所/39箇所)	—	—	—
	その他	⑪うき	—	—	—	—
		⑫遊間の異常	—	—	—	—
		⑬路面の凹凸	—	—	—	—
		⑭舗装の異常	—	—	—	—
		⑮支承部の機能障害	—	—	—	—
		⑯その他	—	—	—	—
		⑰補修・補強材の損傷	—	—	—	—
		⑱定着部の異常	—	—	—	—
⑲変色・劣化		—	—	—	—	
⑳漏水・滞水		—	—	—	—	
共通	㉑異常な音・振動	—	—	—	—	
	㉒異常なたわみ	—	—	—	—	
	㉓変形・欠損	—	—	—	—	
	㉔土砂 詰まり	—	—	—	—	
	㉕沈下・移動・傾斜	—	—	—	—	
	㉖洗掘	—	—	—	—	
判読できない箇所の特徴	カメラの解像度が低いことにより、もし過去の点検によるチョーキングが存在していなければ、ひび割れの存在を明確に判読できないと思われる損傷写真であったため。					

※1 H29年度試行においては、検証当日の気象条件が悪い日もあり、開発者の求める適用条件と合致しない場合がある。

※2 測定範囲は別途図示

※3 判読可能率 (b)/(a) (a): 過年度定期点検の損傷図に残された損傷数 (b): 過年度定期点検で検出した損傷のうち、新技術で正しく検出した損傷
ただし、定期点検の損傷が明らかに写っていない場合損傷は評価不可能として、分母・分子から除外

凡例

-  : 各技術が対応可能としている部位・損傷
-  : 試行において損傷が存在しない等の理由により検証できなかった
-  : 各技術が計測できない部位・損傷

計測サービス

解析サービス

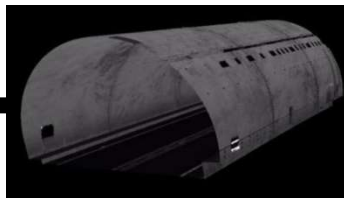
MMSD車両
(Mitsubishi Mobile Monitoring System for Diagnosis)
レーザ、カメラ、GPS、IMU(慣性計測装置)などのセンサ(将来的には新センサを含む)を搭載した走行型計測システム



後処理
S/W



3次元点群データ(鉄道)



3次元点群データ(トンネル)



画像データ(トンネル)

点群と画像データの同期・
貼合せS/W

建築限界の見える化

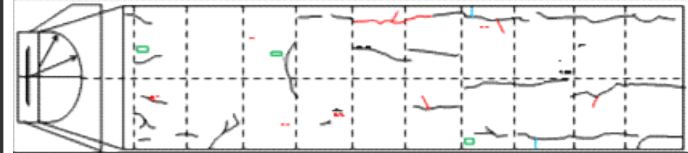
建築限界支障箇所を抽出・見える化、報告書自動作成S/W

建築限界管理図

トンネルひび割れ自動抽出

壁面凹凸展開図(レーザ計測
⇒変状解析)S/W

壁面の凹凸とひび割れを重畳し、壁面の変形と変状の相関からトンネルの健全度を診断



壁面ひび割れ展開図(カメラ計測⇒画像解析)S/W

MMSD車両で計測したレーザデータ(3次元点群データ)・画像データ・3次元内部変状データを用いた、社会インフラの設備管理/健全度診断サービスを事業化 (鉄道沿線設備管理(建築限界他)、トンネルひび割れ自動抽出、内部変状解析等)

平成30年11月9日
九州地方整備局

道路橋点検記録作成支援ロボット技術の 試験対象技術を選定しました！

～次世代社会インフラ用ロボット技術の公募結果～

- 近年、道路橋点検記録の作成支援を行うロボット技術が開発されてきていることを踏まえ、既に実用化段階にある「道路橋点検記録作成支援ロボット技術」について、8月24日から9月14日までの期間、公募いたしました。
- 今般、応募技術について、九州地方整備局新技術活用評価会議における審議、各申請者へのヒアリング結果を踏まえ、試験対象技術として8技術を選定しました。

■試験対象技術（8技術） ※各技術の概要については、別紙－1参照

番号	技術名	NETIS番号	応募者名[共同開発者名]※五十音順
1	橋梁床版下面のロボットによる点検検査及びデータ記録技術	申請中	株式会社イクシス
2	画像によるRC床版の点検・記録システム	申請中	国際航業株式会社
3	近接目視・打音検査等を用いた飛行ロボットによる点検システム	QS-180005-A	新日本非破壊検査(株)[名古屋大学大学院・九州工業大学・福岡県工業技術センター機械電子研究所・北九州工業高等専門学校]
4	橋梁点検支援ロボット＋橋梁点検調書作成支援システム	QS-170024-A	ジビル調査設計株式会社[有限会社インテス]
5	遠方自動撮影システム	申請中	株式会社東設土木コンサルタント [有限会社ジーテック・キヤノン株式会社・キヤノンマーケティングジャパン株式会社]
6	二輪型マルチコプタ及び3D技術を用いた点検データ整理技術	申請中	富士通株式会社[株式会社ドーコン・株式会社プロドローン]
7	社会インフラ画像診断サービス「ひびみつけ」	申請中	富士フイルム株式会社
8	橋梁近接目視点検飛行ロボットシステム	申請中	株式会社リコー[国立大学法人東北大学・株式会社千代田コンサルタント・一般財団法人航空宇宙技術振興財団・東急建設株式会社]

■本年中に、九州地方整備局の直轄現場において試験・調査し、従来技術（近接目視検査）との比較・評価を行います。比較・評価等の結果については、九州地方整備局新技術評価会議にて審議の上、下記「九州地方整備局 新技術関係（NETIS）」において公表いたします。評価指標（案）については、別紙－2を参照ください。

■本件技術公募に係る情報については、以下ホームページを参照ください。

九州地方整備局 http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/shingi_jyutu/index.html

問い合わせ先

・技術公募について

国土交通省 九州地方整備局 TEL：092-471-6331(代表) FAX：092-476-3483

企画部 施工企画課長 石田 直己 (いしだ なおみ) (内線 3451)
建設専門官 宮原 満弘 (みやはら みつひろ) (内線 3454)

	①	②	③	④
応募者	株式会社イクシス	国際航業株式会社	新日本非破壊検査㈱	ジビル調査設計株式会社
技術名称	橋梁床版下面のロボットによる点検検査及びデータ記録技術	画像によるRC床版の点検・記録システム	近接目視・打音検査等を用いた飛行ロボットによる点検システム	橋梁点検支援ロボット+橋梁点検調査作成支援システム
共同開発者			名古屋大学大学院・九州工業大学・福岡県工業技術センター機械電子研究所・北九州工業高等専門学校	有限会社インテス
副題	主桁フランジ把持式及びワイヤ吊り下げ式ロボットによる点検検査システム	写真測量技術を活用したRC床版のひびわれ点検の合理化	自走機能を持つ有線式飛行型点検ロボット	橋梁点検の際、橋梁点検車の使用が困難な橋梁における橋梁点検支援（ひび割れ検出、はく離・鉄筋露出および桁端部の点検等）技術 現場点検作業での損傷状況の入力支援及び、損傷一覧表・写真台帳等の点検調査を自動で作成するシステム
タイプ	懸垂型	遠方撮影	飛行型（密着走行）	アーム型
技術の概要	橋梁の種類や現場環境に応じ、主桁フランジ把持式またはワイヤ吊り下げ式のロボットを使い分け、床版下面や水切り部などのコンクリート面、上横構・ガセットなどの連結部などの点検検査を行う技術。 さらに、遠隔操作やデータ記録を行うためのアプリケーションソフトも付属し、点検記録の作成を支援する技術。	本技術は、RC床版に対し、標定点を照射すると同時にカメラで床版と標定点を撮影、標定点の3次元座標をもとに各画像を正射投影画像に変換してパネル単位に接合、座標を持った高精度な画像データを生成する。この画像データからひびわれ等の変状を判読することによって、点検作業の効率化とコスト削減を図るとともに、点検記録の合理化を実現するものである。この記録の蓄積によって、客観的なモニタリングが可能となる。	有線式のマルチコプター上部に車輪駆動機構と点検機構を搭載、マルチコプターの飛行機能で橋梁の床版などが容易に近づけない部位に接近、車輪を押し当てて走行しながら、カメラによる撮影と打音検査を実施する有線式の飛行型点検ロボットである。また、点検時の位置情報はロボットに搭載した測域センサにより計測され、カメラで撮影された画像の解析結果と位置情報から、点検調査の作成を支援する。	本技術は、橋梁点検車の利用が困難な橋梁で橋面上に設置したベースマシンよりロボットアームを桁下に挿入させ遠隔操作で点検支援する。機能は、高精細ビデオによる近接目視、クラックゲージ台車での幅計測、回転式打診装置での打診支援。橋面上の占用スペースは幅1.5m、長さ3mで歩道設置が可能、車道交通規制の回避可能。橋梁点検調査作成支援システムは、現場で部材・要素番号毎に損傷種類、程度、形状の入力支援を行い、撮影写真とリンクさせ調査を自動作成する。
概要図および写真				

	⑤	⑥	⑦	⑧
応募者	株式会社東設土木コンサルタント	富士通株式会社	富士フィルム株式会社	株式会社リコー
技術名称	遠方自動撮影システム	二輪型マルチコプタ及び3D技術を用いた点検データ整理技術	社会インフラ画像診断サービス「ひびみっけ」	橋梁近接目視点検飛行ロボットシステム
共同開発者	有限会社ジーテック・キヤノン株式会社・キヤノンマーケティングジャパン株式会社	株式会社ドローン・株式会社プロドローン		国立大学法人東北大学・株式会社千代田コンサルタント・一般財団法人航空宇宙技術振興財団・東急建設株式会社
副題	画像によるコンクリート構造物の劣化・変状調査		コンクリート構造物の写真から自動でひびわれを検出するシステム	
タイプ	遠方撮影	飛行型（2輪密着走行）	点検システム	飛行型（球殻ガード）
技術の概要	本技術はデジタルカメラ、望遠レンズ、自動雲台を用いて遠方からインフラ構造物を自動撮影する「ロボット雲台撮影」を行い、点検要求性能に応じた高解像度撮影を行います。 撮影した高解像度画像をベースとし、損傷図作成支援ソフト「CrackDraw2」で図面上にひび割れなどの損傷を入力し、損傷数量の自動算出、長期間の点検記録管理、調査書の作成支援、補修履歴管理などを簡易に行うことができる点検技術です。	富士通では、橋梁点検において、人による点検が困難・危険な箇所を画像を近接撮影し、点検データをデジタル化し、記録・管理・活用により、維持管理業務を支援する点検データ管理システムを開発しています。本公募において、点検現場でのデジタル記録（ドローン等で撮影）及び撮影後のデータ整理（部材対応づけ、損傷抽出）を実施します。	本技術は、ドローン・ロボットの点検画像をもとに「床版ひびわれやコンクリート部材に発生するひびわれの自動検出」と「ひびわれ幅の自動測定」を、人工知能(AI)を活用した画像解析により行い損傷図を生成する。従来は、人手で作業していたのを省力化できる。	本技術は、球殻飛行ロボットを用いた橋梁近接目視点検工法で、従来は点検作業員が橋梁点検車を用い高所狭隙部を肉眼及び双眼鏡等で対応していた。本技術の活用により、高所作業、交通規制が不要になり点検作業時間が短縮するなど、経済性や安全性の向上が図れる。
概要図および写真				

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
 - (衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
 - (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外			
						その他	鉄道		
24	高速会社	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">道路メンテナンス会議</p> <p style="text-align: center; color: blue;">【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<div style="border: 2px solid green; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: green;">道路メンテ</p> <p style="text-align: center; color: green; font-size: 2em;">】</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">道路鉄道 連絡会議</p> <p style="text-align: center; color: red;">【道路メンテナンス 会議の下部組織】</p> </div>		
	直轄								
	公社							<p style="text-align: center;">＜事務局＞ 国道事務所 県</p>	<p style="text-align: center;">＜事務局＞ 国道事務所 県</p>
	都道府県 市区町村							 	
道路法外	その他	個別協議				_____	_____		
	鉄道	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">道路鉄道連絡会議</p> <p style="color: red;">【道路メンテナンス会議の下部組織】</p> </div>	<p style="text-align: center;">＜事務局＞ 国道事務所 県</p>		_____	_____			

東部
 中部
 西部

◆令和元年度 メンテナンス会議が主催の現地講習会計画

開催日	開催場所	開催内容	予定自治体数	参加予定人数
7月24日	静岡市	溝橋・点検支援技術講習会	23自治体（静岡県含む）	77名参加
未定(年内)	富士市	富士市管理の橋梁での点検講習会	5自治体	10名(見込み)
未定(年内)	志太地域	静岡県島田土木事務所管内にある市町管理の橋梁での点検講習会	5自治体	10名(見込み)
計			33自治体	約100名参加 (見込み)

◆令和元年度 老朽化対策パネル展計画

場 所	設置場所	実施時期
富士宮市	「道の駅」朝霧高原	H31.04.26~R元.05.17
静岡市	「道の駅」宇津ノ谷峠（下り）	R元.05.17~05.31
静岡県	県庁 別館21階 展望ロビー	R元.06.03~06.12
藤枝市	藤枝市役所 玄関ホール	R元.07.18~07.31
焼津市	焼津市役所 大井川庁舎 1階フロアー	R元.08.07~08.23
掛川市	大東図書館 生涯学習ホール	R元.08.21~08.29
吉田町	吉田町役場 ロビー	R元.09.04~09.26
湖西市	湖西市役所 ロビー	R元.09.10~09.19
森町	森町総合体育館「森アリーナ」1階廊下	R元.10.02~10.10
島田市	島田市役所 おおるり東棟ロビー	R元.10.07~10.18
御前崎市	御前崎市立図書館	R元.10.23~10.25
菊川市	菊川市役所 ロビー	R元.11.12~11.21
富士市	富士市役所 2階ロビー	R元.11.19~11.29
浜松市	浜松市役所 ロビー	R元.12.03~12.12
静岡市	静岡市役所 新館1階	R元.12.04~12.18
清水町	清水町地域交流センター 1階ロビー	R元.12予定
小山町	「道の駅」すばしり ロビー	R元.12予定
函南町	「道の駅」伊豆ゲートウェイ函南 交流室	R元.12予定
小山町	「道の駅」ふじおやま ロビー	R元.12予定
三島市	三島市役所 1階ロビー	R元.12予定
川根本町	川根本町役場（ギャラリー）	R2.01.09~01.31
磐田市	アミューズ豊田	R2.01.15~01.23
袋井市	袋井図書館	R2.02.04~02.13
富士宮市	富士宮市役所 1階市民ホール	R2.02.18~02.28
伊東市	伊東市役所 1階ロビー	R2.1予定
熱海市	熱海市立図書館 5階 第2会議室	R2.1予定
NEXCO	愛鷹PA、駒門PA、駿河湾沼津SA MIB	R2.1予定
東伊豆町	東伊豆町役場 2階ロビー	R2.1予定
伊豆市	「道の駅」天城越え 道の駅案内所付近	R2.1予定
牧之原市	牧之原市役所 相良庁舎 1階ロビー	R2.03.09~03.19
下田市	「道の駅」開国下田みなと 4階	R2.2予定
静岡県	静岡県下田総合庁舎 1階ロビー	R2.2予定
松崎町	「道の駅」花の三聖苑 三聖会堂	R2.2予定
河津町	河津町役場 1階ロビー	R2.2予定
南伊豆町	南伊豆町役場 1階ロビー	R2.2予定

（令和元年11月1日現在）

報道関係者各位

令和元年 8月6日

静岡県道路メンテナンス会議 事務局

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所
静岡県 交通基盤部 道路局 道路整備課
中日本高速道路(株) 東京支社

「道路の老朽化対策」パネル展を開催します ～ 道路施設を次世代に引き継ぐために～

1. 概要

道路の橋やトンネル等の施設について、その現状や、永く安全に使うための定期的な点検や修繕の取り組みを、皆さまにご紹介することを目的に、「道路の老朽化対策」のパネル展を開催致します。

お子さまにもわかりやすく、橋梁の老朽化対策の取り組みを紹介した「橋をまもる」のパネルもあわせて展示致します。

2. 開催場所

●実施場所：焼津市役所 大井川庁舎 1Fフロアにて（焼津市宗高900）

●実施時期：令和元年8月7日(水)～令和元年8月23日(金)

※詳細につきましては、下記問い合わせ先へ、ご確認頂きますよう、お願い致します。

3. 資料

別紙（パネル展の趣旨・展示パネル一例・静岡県道路メンテナンス会議とは）

4. 配布先

静岡県政記者クラブ、焼津市記者クラブ

5. 次回の実施予告

吉田町役場 ロビーにて、開催予定
【令和元年9月4日(水)～令和元年9月18日(水)】

6. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 (技術・管理) 副所長 やまだ ひろゆき
山田 裕行
総括保全対策官 おおた きとし
太田 聡
電話 (054) 250-8908 ファックス (054) 250-8911

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

○パネル展の趣旨

高度経済成長期に集中的に整備された道路施設は、急速に老朽化が進むことが確実で、その対策は喫緊の課題となっています。

道路は、国民の財産であり、少しでも長く使えるように、きめ細かい点検と修繕を行って次世代へ引き継いでいくことが必要と考えています。

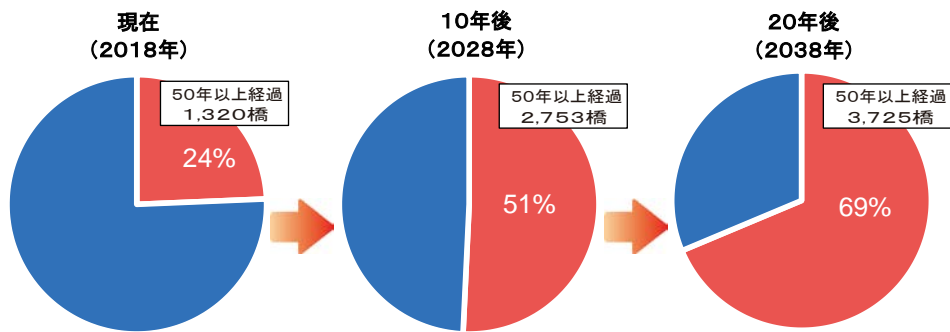
一方で、多くの道路施設を管理する地方公共団体は、予算・人員・技術の面で課題を抱えています。

具体的には、中部地方整備局が管理している橋梁で、建設後50年以上を経過した橋梁の割合は、2018年3月末現在24%ですが、今後20年後には69%まで急激に増加することや、厳しい日本の環境条件などにより橋梁が損傷している現状、また、点検方法や損傷の事例を紹介し、メンテナンス会議など道路管理者が連携している状況を紹介しております。

そのような道路施設が置かれている状況や道路の老朽化対策の取り組みについて、広く皆様にご紹介するためパネル展を実施いたします。

中部地方整備局の管理橋梁
(橋長2m以上対象、2018年3月末時点)

■ 建設後50年以上の橋梁
■ 建設後50年未満の橋梁



○展示パネル (一例)

「道路の老朽化対策」パネル



「橋をまもる」パネル



「静岡県道路メンテナンス会議」とは

静岡県内の全ての道路管理者が連携・協力し、道路メンテナンスを推進するため、平成26年に設立され、点検の計画的な推進、自治体への支援等、様々な意見調整・情報共有を行い、継続的なメンテナンスサイクルの推進に取り組んでいます。

[構成員] 中部地方整備局 (道路部、直轄事務所)、 地方公共団体 (静岡県、35市町)、 中日本高速道路(株)、 静岡県道路公社

(6) その他、伝達事項等

令和元年 8 月 9 日
道路局 国道・技術課

橋梁等の平成 30 年度点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報（一巡目）の公表～

平成 25 年の道路法改正等を受けて、平成 26 年より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5 年に 1 度、近接目視による点検を実施しています。

今般、最終年にあたる平成 30 年度の点検が完了したため、平成 26 年以降 5 年間の点検実施状況や点検後の措置状況等を「道路メンテナンス年報（一巡目）」としてとりまとめましたので、お知らせします。

＜主なポイント＞ ※詳細については別紙をご参照願います。

1) 橋梁、トンネル等の点検実施状況、判定区分

- ・点検は概ね完了（橋梁 99.9%、トンネル 99.5%、道路附属物 99.7%）
- ・判定区分の割合（橋梁）は、Ⅲ：10%、Ⅳ：0.1%（約 6.9 万橋）※
- ※判定区分Ⅲ、Ⅳ：次回点検までに措置を講ずべき施設

2) 措置の状況

次回点検までに措置を講ずべき橋梁（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、国土交通省管理で 53%、地方公共団体で 20%

3) 点検・修繕の財源の状況

地方公共団体が平成 30 年度に実施した橋梁の点検について、95%以上が社会資本整備総合交付金を活用。修繕については、都道府県・政令市では 68%、市区町村では 88%の橋梁で社会資本整備総合交付金又は補助事業を活用。

4) 長寿命化修繕計画の策定状況

橋梁の長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定した割合は、現時点で地方公共団体で 81%。そのうち修繕の時期や内容を示した計画は 85%で、点検結果を踏まえるなどの更新も 71%にとどまる。

国土交通省では、点検結果を踏まえ、地方公共団体と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施してまいります。

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h30.html

＜問い合わせ先＞国土交通省 TEL（代表）03-5253-8111/FAX（直通）03-5253-1620

【全般】道路局 国道・技術課 課長補佐 中屋 正浩（内線 37892）直通 03-5253-8492
課長補佐 長田 英和（内線 37893）直通 03-5253-8492

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 岡田 太賀雄（内線 37865）直通 03-5253-8492

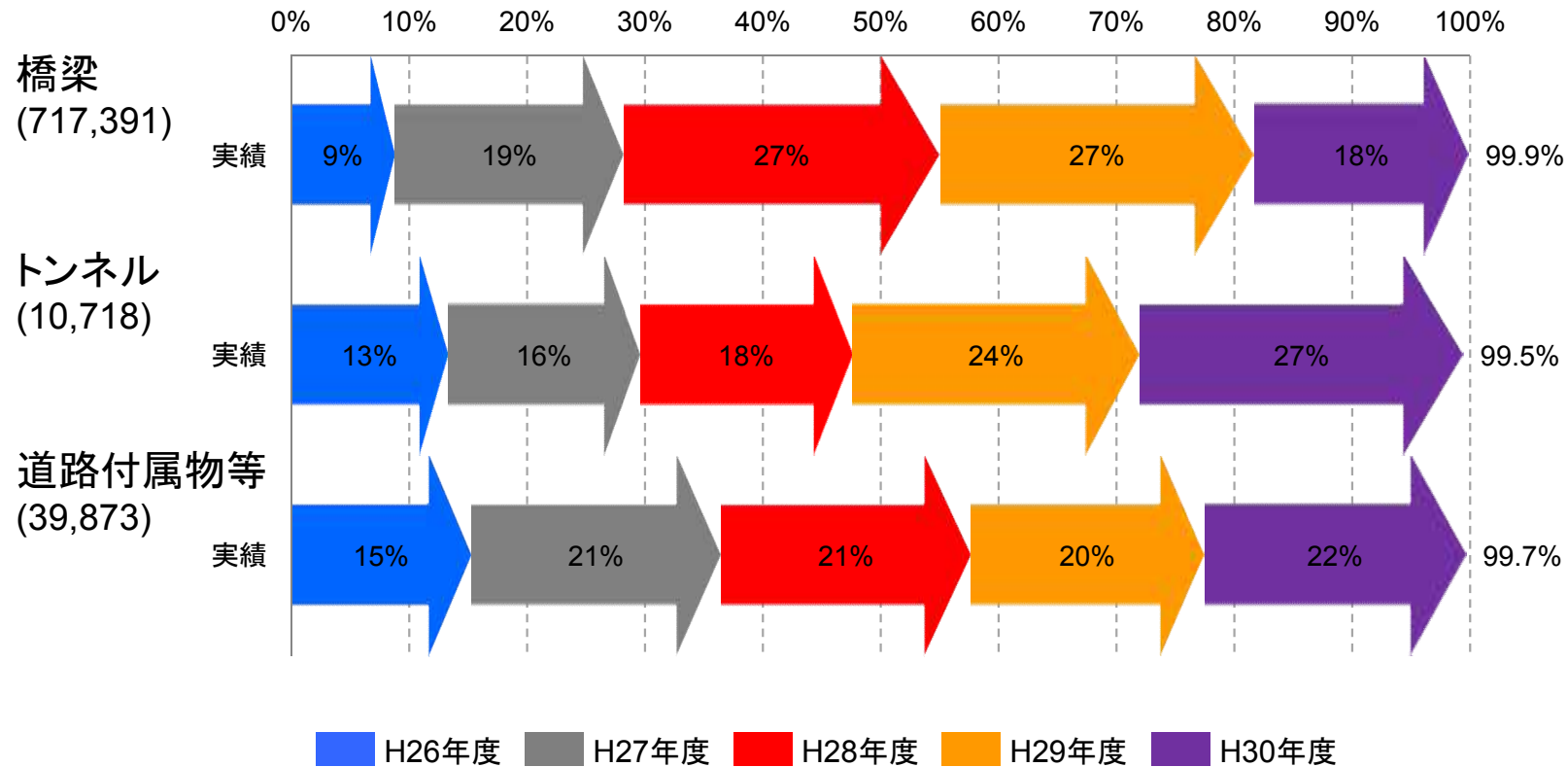
【地方道に関すること】

環境安全・防災課 課長補佐 宮本 久仁彦（内線 38142）直通 03-5253-8495

橋梁、トンネル等の点検実施状況

○ 平成26年度以降5年間(一巡目)の点検の実施は概ね完了。(橋梁で99.9%、トンネルで99.5%、道路附属物等で99.7%)

平成26～30年度の点検実施状況



※()内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(平成26～30年度の間に撤去された施設や、上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)

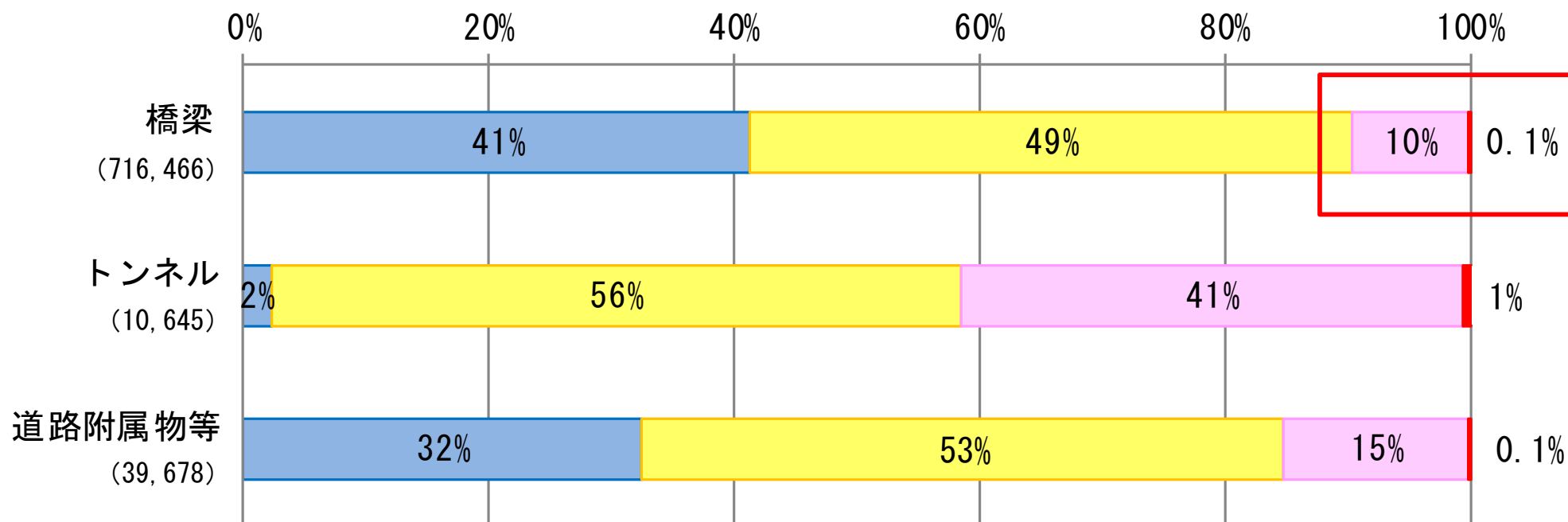
※道路附属物等: シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

橋梁、トンネル等の判定区分状況

○ 全国の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)が10%(約68,400橋)、緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)が0.1%(約700橋)となっている。

橋梁・トンネル・道路附属物等の判定区分の割合
(全道路管理者合計)

■ I ■ II ■ III ■ IV



※()内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(平成30年度末時点で診断中の施設を除く)

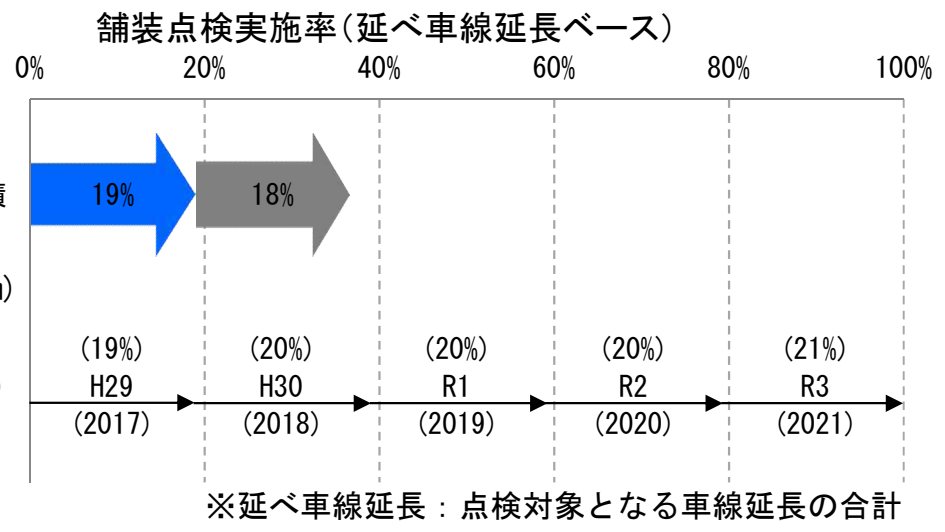
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

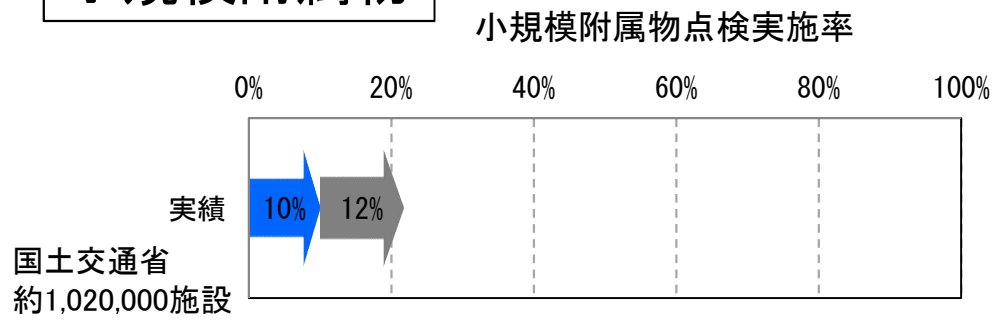
舗装・小規模附属物の判定区分状況

○国土交通省の管理する道路において、平成29年度以降2年間の舗装の点検実施状況は、37%と着実に進捗。
 ○国土交通省の管理する小規模附属物において、平成29年度以降2年間で約22%の施設の詳細点検を実施。

舗装

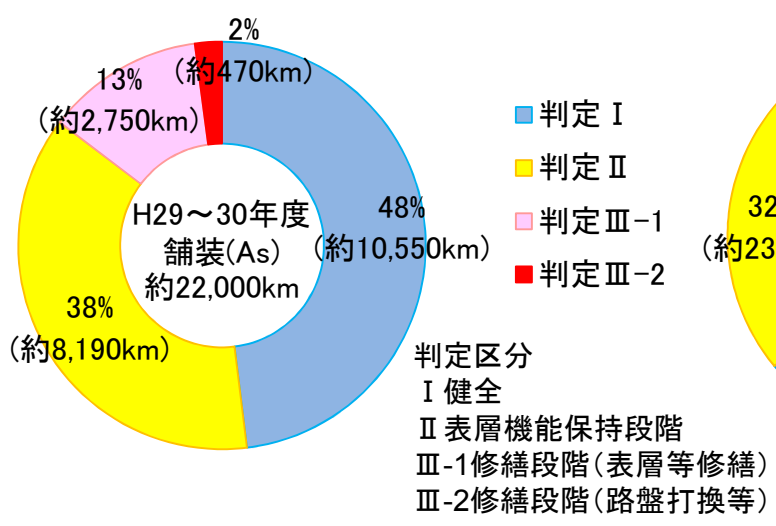


小規模附属物

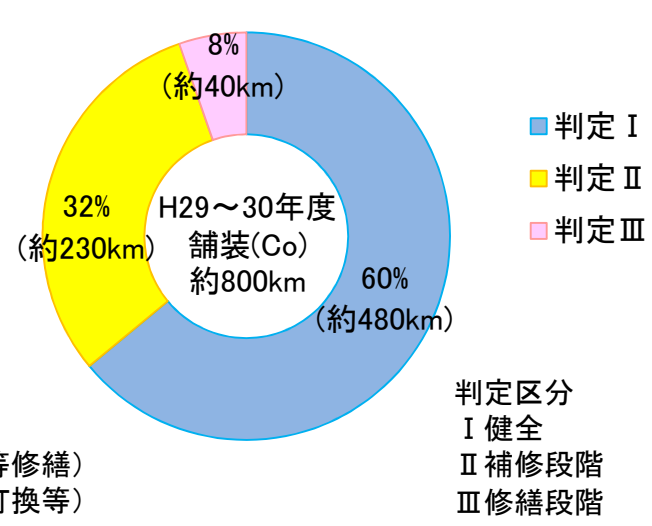


※小規模附属物：標識（門型を除く）、照明施設等
 詳細点検の実施頻度は詳細点検は10年に一回（中間点検は5年に一回）

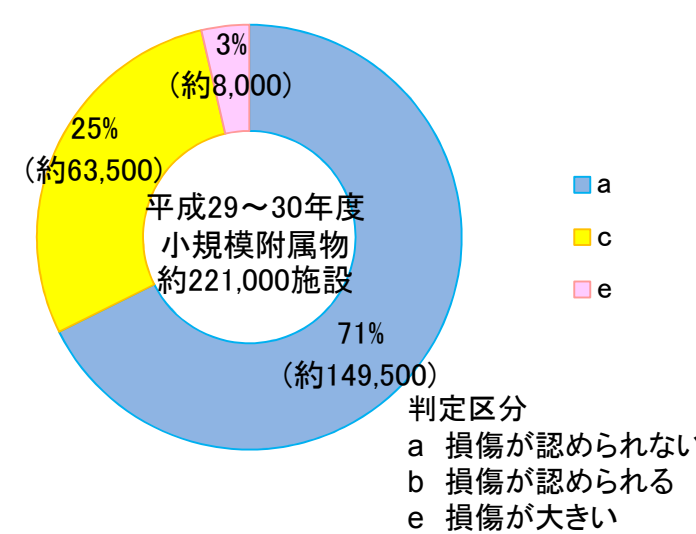
アスファルト舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



コンクリート舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



小規模附属物点検結果 損傷度の判定区分割合

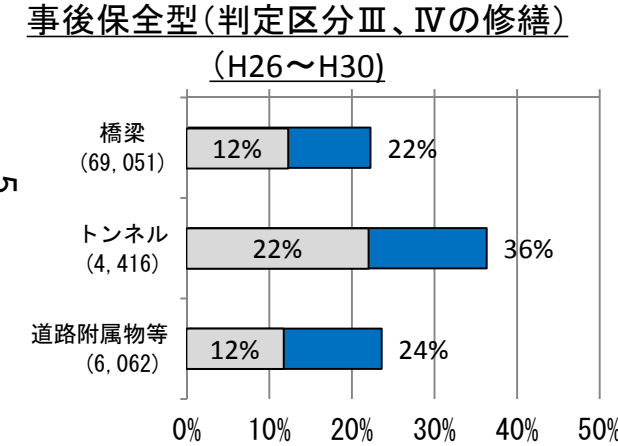


措置の状況(判定区分Ⅲ、Ⅳ)

- 全国の橋梁において、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)のうち修繕に着手した割合は、国土交通省管理で53%、地方公共団体管理で20%。また修繕が完了した割合は、国土交通省管理で18%、地方公共団体管理で12%。(修繕未着手は、国土交通省管理で約0.2万橋、地方公共団体管理で約5.0万橋)
- 地方公共団体が管理する橋梁について、H30末時点の点検結果を踏まえた措置の状況は、想定しているペース(判定区分Ⅲであれば次回点検の5年以内に修繕を実施)に比べて遅れている。

判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁における修繕着手・完了率

管理者	修繕が必要な施設数(A)	修繕着手済み施設数(B)		修繕未着手施設数	修繕着手率(B/A)、完了率(C/A)						
		うち完了(C)			点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	3,427	1,811 (53%)	617 (18%)	1,616 (47%)	H26	39%					92%
					H27	27%					77%
					H28	12%					62%
					H29	7%					28%
					H30	8%					13%
高速道路会社	2,647	846 (32%)	457 (17%)	1,801 (68%)	H26	55%					78%
					H27	31%					49%
					H28	15%					41%
					H29	10%					25%
					H30	4%					7%
地方公共団体	62,977	12,700 (20%)	7,430 (12%)	50,277 (80%)	H26	26%					35%
					H27	18%					29%
					H28	12%					22%
					H29	4%					11%
					H30	2%					6%
都道府県政令市等	20,586	4,889 (24%)	2,684 (13%)	15,697 (76%)	H26	25%					34%
					H27	21%					35%
					H28	13%					26%
					H29	5%					16%
					H30	3%					9%
市区町村	42,391	7,811 (18%)	4,746 (11%)	34,580 (82%)	H26	27%					35%
					H27	16%					26%
					H28	11%					20%
					H29	4%					9%
					H30	2%					5%
合計	69,051	15,357(22%)	8,504(12%)	53,694(78%)							



※平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

↑: H30末時点で次回点検までの修繕実施を考慮した場合に想定されるペース
 H26点検実施施設(4年経過): 80%
 H27点検実施施設(3年経過): 60%
 H28点検実施施設(2年経過): 40%
 H29点検実施施設(1年経過): 20%
 H30点検実施施設(0年経過): 0%

修繕完了済 修繕着手済

措置の状況(判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネル)

- 全国のトンネルにおいて、次回点検までに措置を講ずべきトンネル(判定区分Ⅲ・Ⅳ)のうち修繕に着手した割合は、国土交通省管理で64%、地方公共団体管理で24%。また修繕が完了した割合は、国土交通省管理で37%、地方公共団体管理で13%。(修繕未着手は、国土交通省管理で186施設、地方公共団体管理で2,429施設)
- 地方公共団体が管理するトンネルについて、H30末時点の点検結果を踏まえた措置の状況は、想定しているペース(判定区分Ⅲであれば次回点検の5年以内に修繕を実施)に比べて遅れている。

判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルにおける修繕着手・完了率

管理者	修繕が必要な施設数(A)	修繕着手済み施設数(B)		修繕未着手施設数	修繕着手率(B/A)、完了率(C/A)										
		うち完了(C)			点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%				
国土交通省	521	335 (64%)	194 (37%)	186 (36%)	H26	73% 85%									
					H27	51% 82%									
					H28	24% 69%									
					H29	6% 30%									
					H30	4% 25%									
高速道路会社	692	495 (72%)	350 (51%)	197 (28%)	H26	74% 88%									
					H27	70% 89%									
					H28	55% 88%									
					H29	13% 41%									
					H30	3% 10%									
地方公共団体	3,203	774 (24%)	429 (13%)	2,429 (76%)	H26	29% 35%									
					H27	31% 45%									
					H28	17% 39%									
					H29	6% 15%									
					H30	3% 9%									
					都道府県政令市等	2,346	620 (26%)	341 (15%)	1,726 (74%)	H26	30% 32%				
										H27	32% 46%				
										H28	17% 40%				
										H29	6% 15%				
										H30	2% 10%				
市区町村	857	154 (18%)	88 (10%)	703 (82%)	H26	29% 41%									
					H27	19% 33%									
					H28	13% 31%									
					H29	7% 15%									
					H30	4% 8%									
合計	4,416	1,604(36%)	973(22%)	2,812(64%)		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 修繕完了済 修繕着手済 </div>									

※平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

↑ : H30末時点で次回点検までの修繕実施を考慮した場合に想定されるペース
 H26点検実施施設(4年経過):80%、H27点検実施施設(3年経過):60%、H28点検実施施設(2年経過):40%、H29点検実施施設(1年経過):20%、H30点検実施施設(0年経過):0%

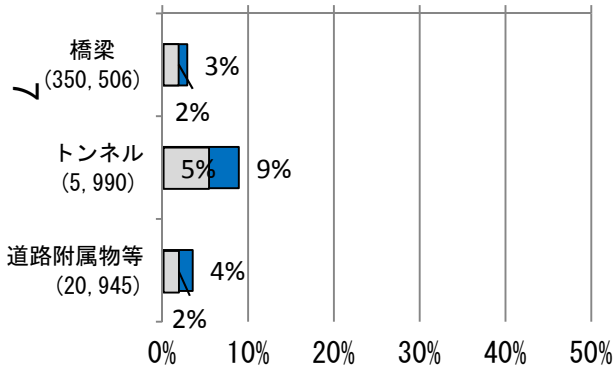
措置の状況(判定区分Ⅱ)

○ ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

判定区分Ⅱの橋梁における修繕着手・完了率

管理者	修繕必要 施設数(A)	修繕着手済み 施設数(B)		修繕未着手 施設数	修繕着手率(B/A)、完了率(C/A)					
		うち完了(C)			0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	11,483	2,974 (26%)	918 (8%)	8,509 (74%)	8% 26%					
高速道路 会社	18,979	402 (2%)	255 (1%)	18,577 (98%)	1% 2%					
地方 公共団体	320,044	6,812 (2%)	4,955 (2%)	313,232 (98%)	2% 2%					
都道府県 政令市等	92,862	1,489 (2%)	1,041 (1%)	91,373 (98%)	1% 2%					
市区町村	227,182	5,323 (2%)	3,914 (2%)	221,859 (98%)	2% 2%					
合計	350,506	10,188 (3%)	6,128 (2%)	340,318 (97%)	修繕完了済 修繕着手済					

予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)
(H26~H30)



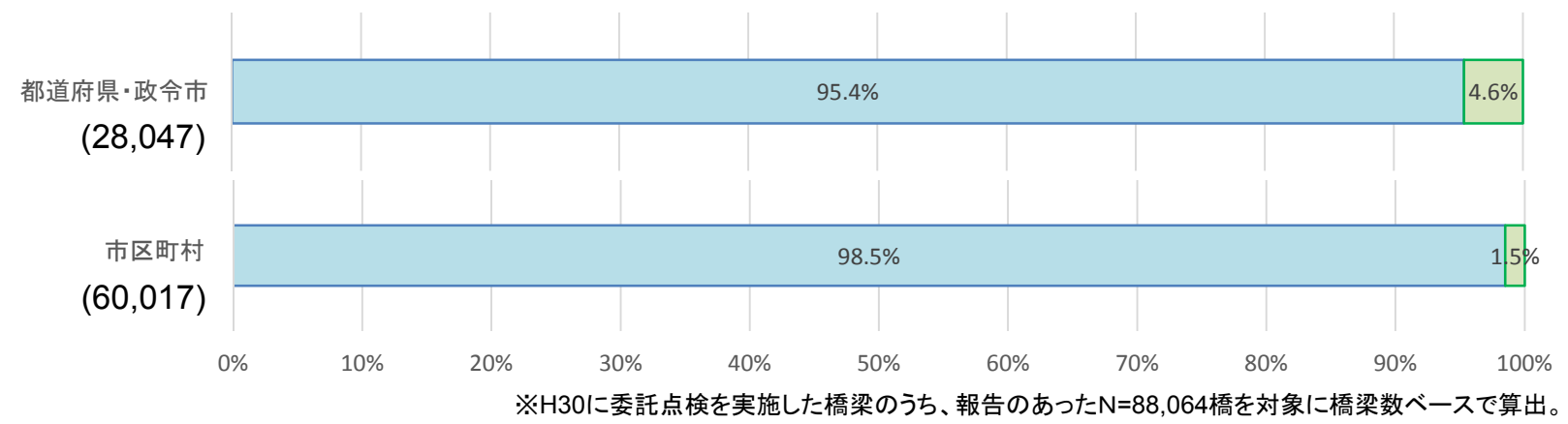
※平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅱと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

点検・修繕の財源の状況

- 地方公共団体が実施する橋梁の定期点検費用について、都道府県政令市では95%、市区町村では99%の橋梁が社会資本整備総合交付金を活用して点検を実施。
- 地方公共団体が実施する橋梁の修繕について、都道府県・政令市では68%、市区町村では88%の橋梁が、交付金または補助事業を活用し、地方単独費のみを充当したものは12%～32%。

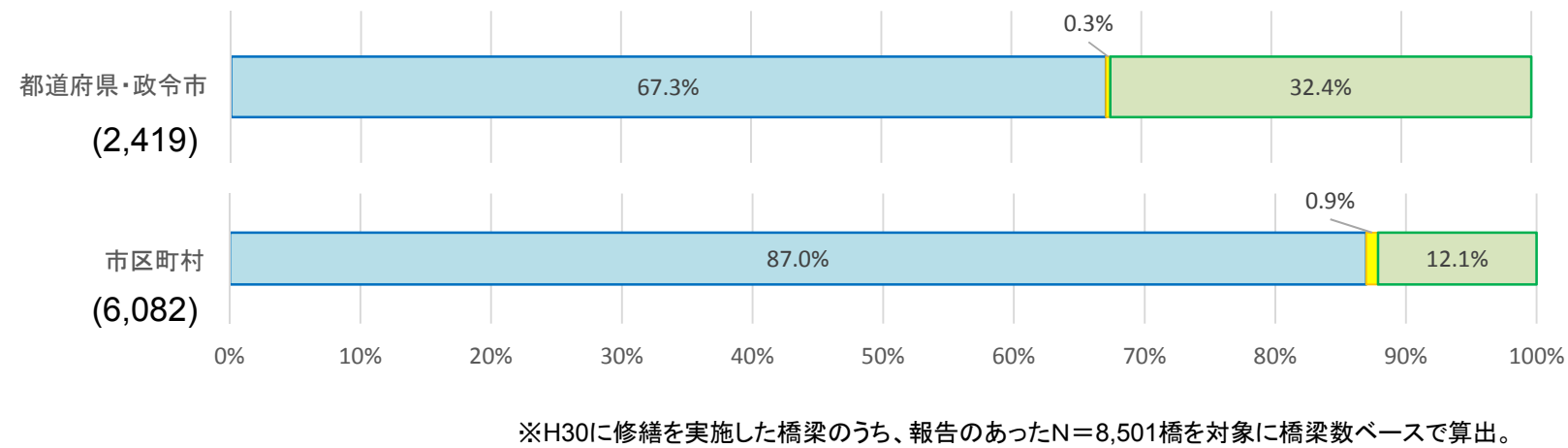
地方公共団体がH30に実施した橋梁の定期点検における充当予算の状況

8



- : 交付金を充当
- : 個別補助事業を充当
- : 地方単独費で実施

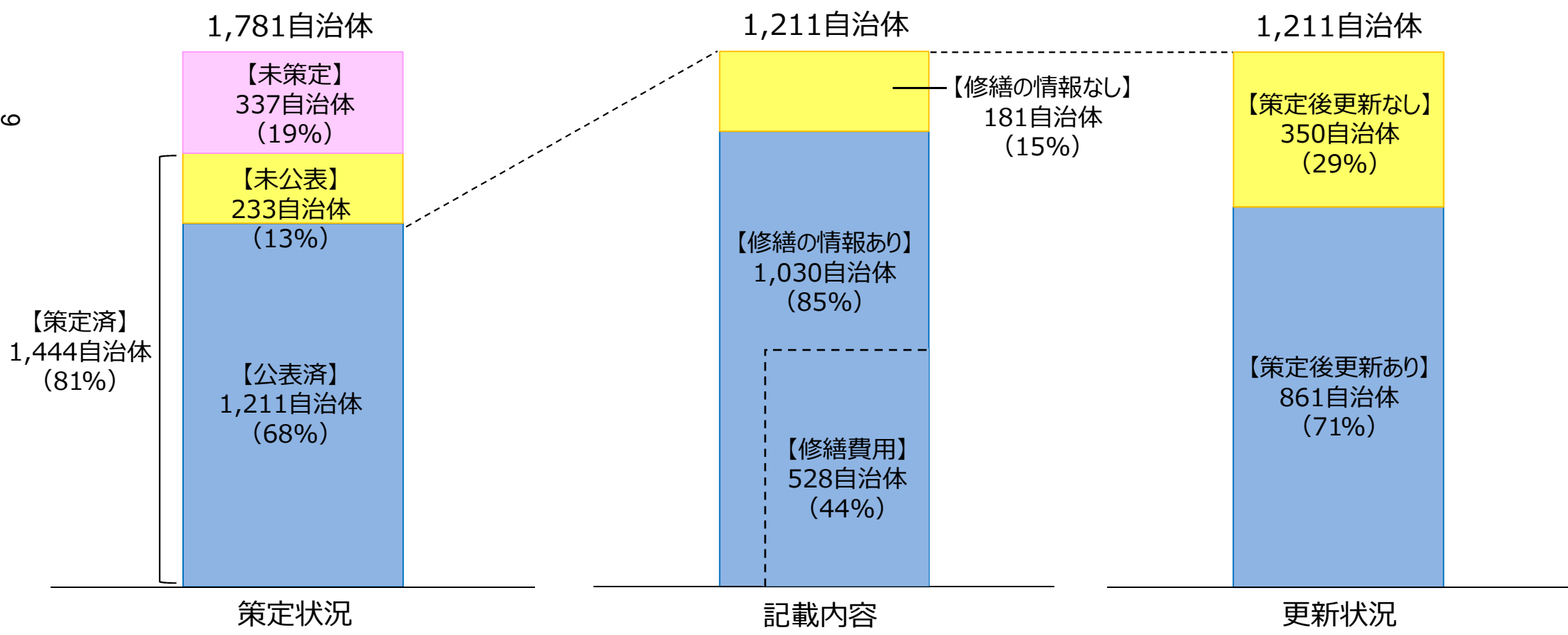
地方公共団体がH30に実施した橋梁の修繕における充当予算の状況



措置に係る実施計画(長寿命化修繕計画)の策定状況

- 橋梁の長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定した地方公共団体は81%あり、公表までしている地方公共団体は68%。
- 公表している計画のうち、修繕の時期や内容を橋梁毎に示した計画となっている地方公共団体は85%あり、修繕費用を示した計画となっている地方公共団体は44%。
- また、公表している計画のうち、点検結果を反映するなど計画の更新を行ったことのある地方公共団体は71%。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

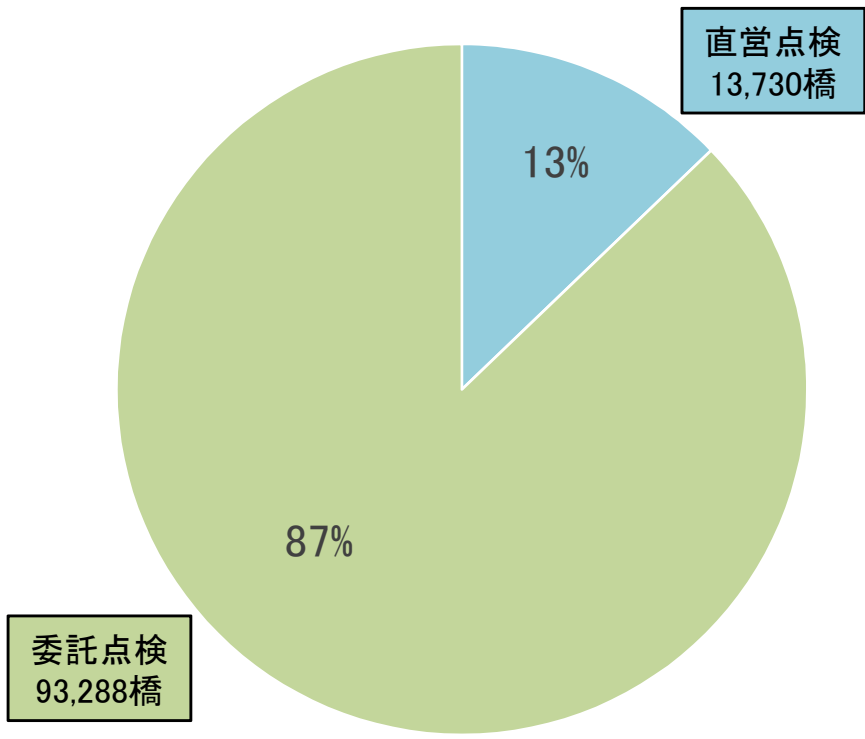


※平成31年3月31日時点 (国土交通省道路局調べ)

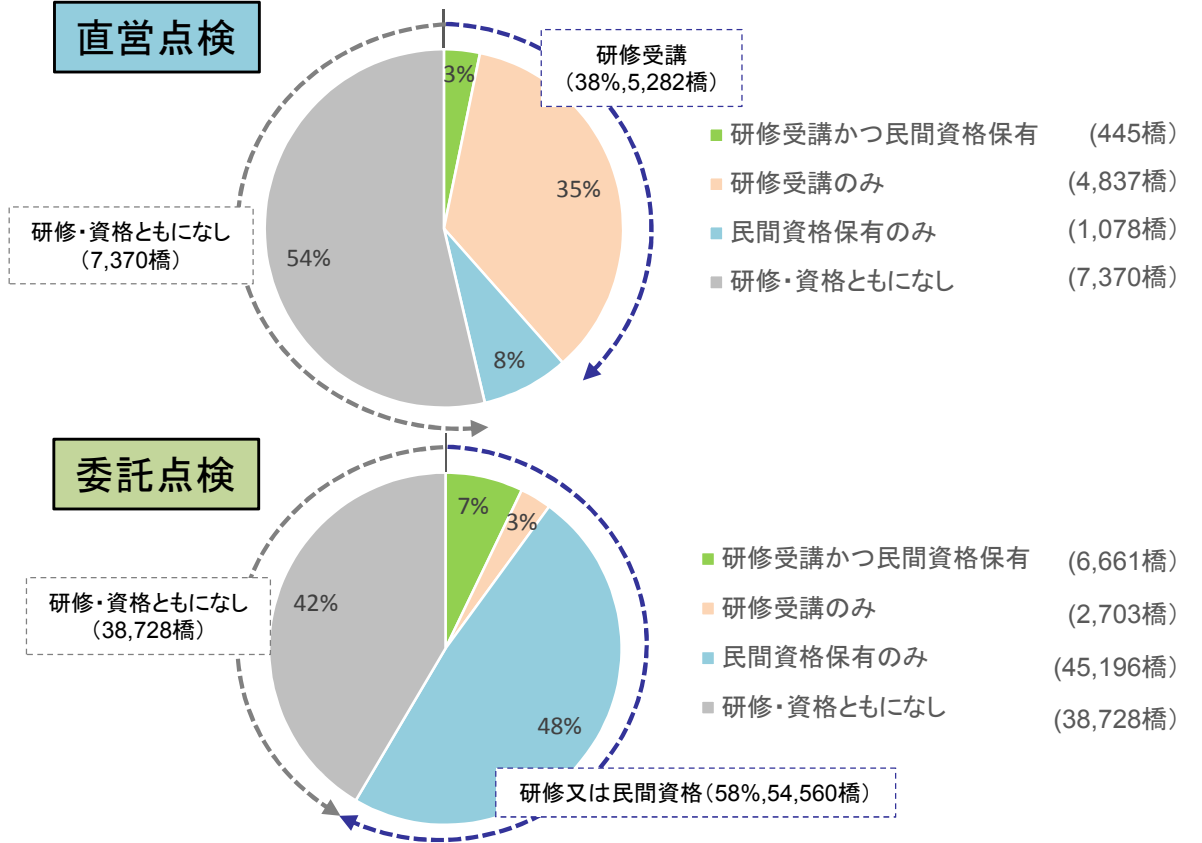
点検実施者の保有資格等

- 平成30年度に実施した橋梁点検のうち、地方公共団体管理の橋梁では、13%の施設が直営点検、87%の施設が委託点検により点検を実施。
- 直営点検により点検された橋梁の点検実施者のうち38%が国土交通省が実施する研修※1を受講している。一方、半数を越える54%が、研修未受講かつ民間資格※2未保有。
- 委託点検により点検された橋梁の点検実施者のうち、国土交通省が実施する研修の受講歴又は民間資格を有するのは58%に対し、42%が研修未受講かつ民間資格未保有。

H30点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



点検実施者の保有資格や研修受講歴



※H30に点検を実施した橋梁のうち、報告があった107,018橋を対象に橋梁数ベースで算出。(右図も同様)

※1 研修: 国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
 ※2 民間資格: 国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格)

令和元年7月30日
道路局国道・技術課

橋梁などの新しい点検技術を公募します ～近接目視によらない点検手法の開発に向けて～

国土交通省では、点検支援技術を活用した効率的な道路施設の定期点検が可能となるよう平成31年2月に定期点検要領を改定するとともに、点検に活用可能な16技術を「点検支援技術性能カタログ(案)」として整理しました。

点検技術者が道路施設の健全性の診断を行う際には、近接目視を基本とした状態の把握が必要ですが、定期点検の更なる合理化を進めるためには近接目視によらない点検・診断方法による点検手法のベストミックスが求められています。

そこで、今般、道路施設を構成する部材等において、耐荷力や損傷の進展状況等を直接計測し、近接目視を実施せずに健全性の診断が可能となる「計測・モニタリング技術」を公募し、技術検証を実施することとしましたので、お知らせします。検証を経た技術については、カタログへの掲載を目指します。

公募期間 令和元年7月30日(火)～8月30日(金)

- 公募内容**
- ①ニーズ型（ニーズを提示し、技術を公募する）
 - ・PC上部構造や吊材の状態のモニタリング
 - ・支承の機能障害のモニタリング
 - ・橋梁基礎の洗掘のモニタリング
 - ・トンネル付属物の変状を計測・モニタリングする技術
 - ②シーズマッチング型（テーマを指定せず、要素技術を求めるもの）
 - ・点検の合理化が期待される計測・モニタリング

今後の予定 国等と定期的に意見交換会を実施し、順次技術を検証
※学識者の意見聴取を踏まえ、検証できたものからカタログへ掲載

その他 点検支援技術に関する窓口※を道路局、地方整備局道路部等に設置し、問合せ・相談等をワンストップ化
※定期点検業務での技術活用、カタログ掲載技術の更新等に対応

<お問い合わせ先> 道路局国道・技術課 課長補佐 大場、橋梁係長 佐々部
代表：03-5253-8111（内線 37862、37863）
直通：03-5253-8492 FAX：03-5253-1620

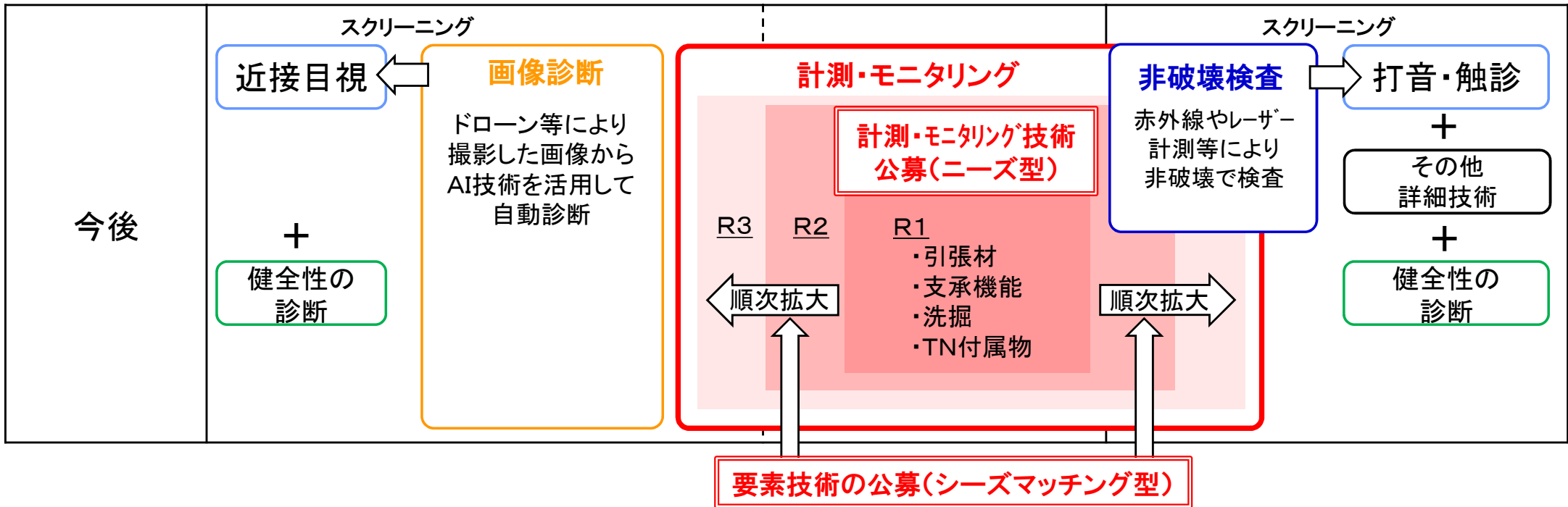
近接目視によらない点検方法の開発の方向性

別添1

損傷	外観から見える損傷	外観から見えにくい損傷	外観から見えない損傷
現在 (令和元年度)	近接目視 又は		打音・触診
	画像撮影技術		+
	+		その他詳細技術
	健全性の診断		+
			健全性の診断

近接目視によらない点検・診断方法を確立・導入

※技術を適材適所に活用

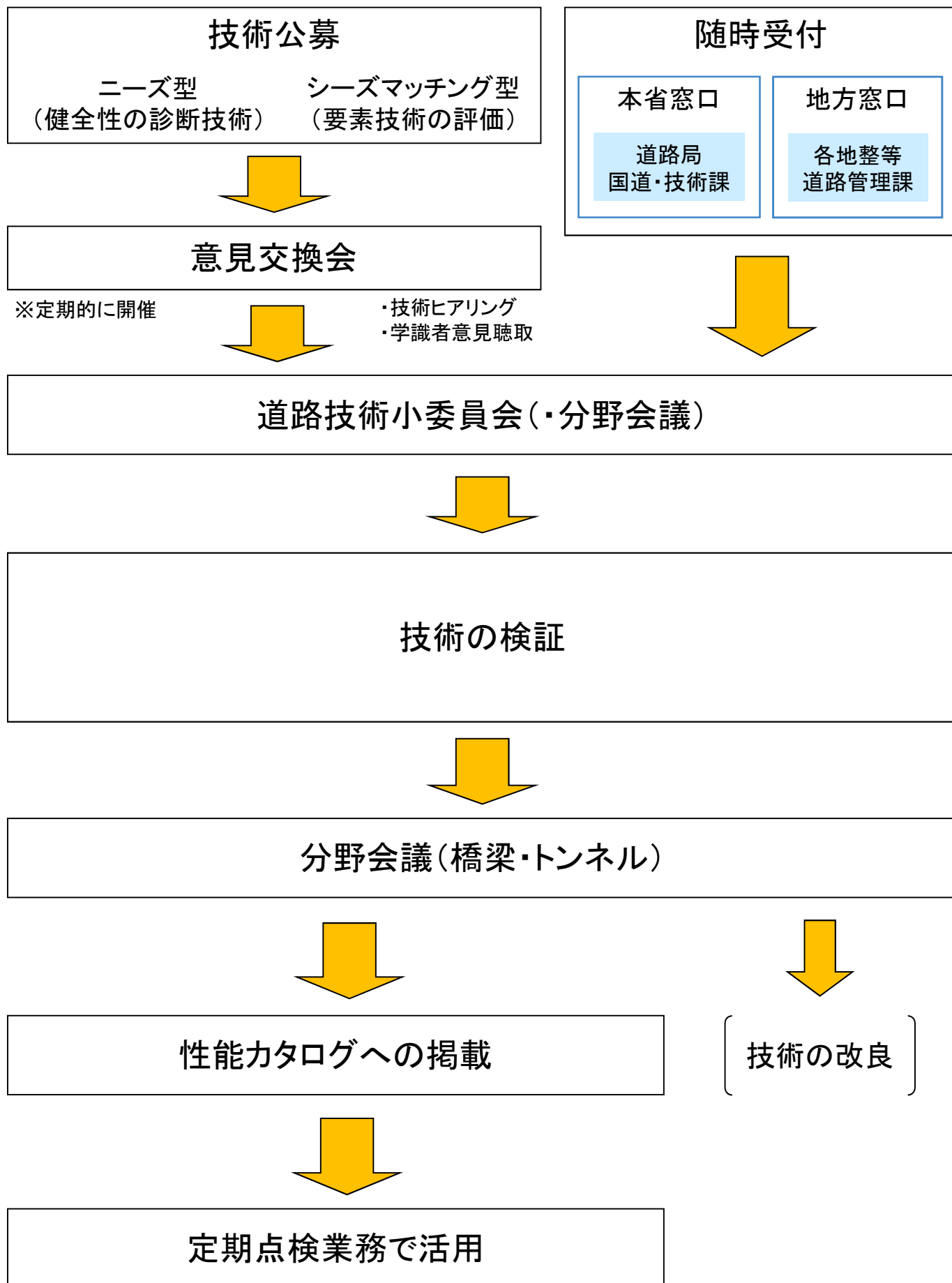


新しい点検技術の検証の流れ(案)

別添2

計測・モニタリング技術

画像(目視)・打音技術



令和元年7月2日
中部地方整備局
中部道路メンテナンスセンター

古川橋（静岡県吉田町管理）に「道路メンテナンス技術集団」を派遣

～地方公共団体管理の老朽橋梁に対する直轄診断を実施～

国土交通省では、地方公共団体への支援として、要請により、緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、中部地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を平成26年度より実施しております。

この度、中部地方整備局管内の静岡県では、初めて、静岡県榛原郡吉田町にある古川橋において、中部道路メンテナンスセンター長をリーダーとした、道路メンテナンス技術集団による「直轄診断」を実施することになりましたので、お知らせいたします。

1. 日時： 令和元年7月9日（火）13:15～16:30

2. 場所： 静岡県 はいばらぐんよしだちようすみよし 榛原郡 吉田町 住吉 87番地 吉田町役場（2階 町民ホール）

<現場> はいばらぐんよしだちようすみよし ふるかわぼし 静岡県 榛原郡 吉田町 住吉 古川橋（橋長54.5m）

3. 当日の内容

13:15～13:30 吉田町役場町民ホールで、手交式と診断方法の説明など

道路メンテナンス技術集団：国土交通省 中部地方整備局 中部道路メンテナンスセンター、
国土交通省 中部地方整備局 道路部、
国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所、
国土交通省 国土技術政策総合研究所、
国立研究開発法人土木研究所

13:40～16:30 現地（古川橋）へ移動し、直轄診断を実施

作業内容：橋梁点検車を用いた近接目視による橋梁点検

吉田町長へ当日の作業報告

※荒天の場合は、調査開始日を延期する場合があります。（予備日：7月17日（水））

4. 取材について

取材を希望される方は、事前（7月5日（金）12時まで）に、別添申込用紙【別紙4】にて、申し込みをお願いいたします。

《配付資料》

直轄診断及び、道路メンテナンス技術集団……………【別紙1】

古川橋の概要 ……………【別紙2】

集合場所位置図 ……………【別紙3】

取材申込書要 ……………【別紙4】

■配布先 中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ

■問い合わせ先 中部地方整備局 中部道路メンテナンスセンター

保全対策官 きたざわ か まゆみひでもと 北澤しず香、眞弓英大

TEL:052-722-7108 FAX:052-722-7109

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

【直轄診断】

「直轄診断」とは、「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が、責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が、地方整備局・国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うものを示します。

直轄診断は、平成26年度から実施していますが、古川橋は、中部地方整備局管内で二回目、静岡県内では、初めてとなります。

【道路メンテナンス技術集団メンバー】

中部地方整備局	中部道路メンテナンスセンター長（リーダー）
同	道路部 道路保全企画官
同	同 道路構造保全官
同	中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
同	静岡国道事務所 総括保全対策官
国土技術政策総合研究所	道路構造物研究部 橋梁研究室長
国立研究開発法人	土木研究所構造物メンテナンス研究センター
	橋梁構造研究グループ 上席研究員

ふるかわ ばし 古川橋の概要

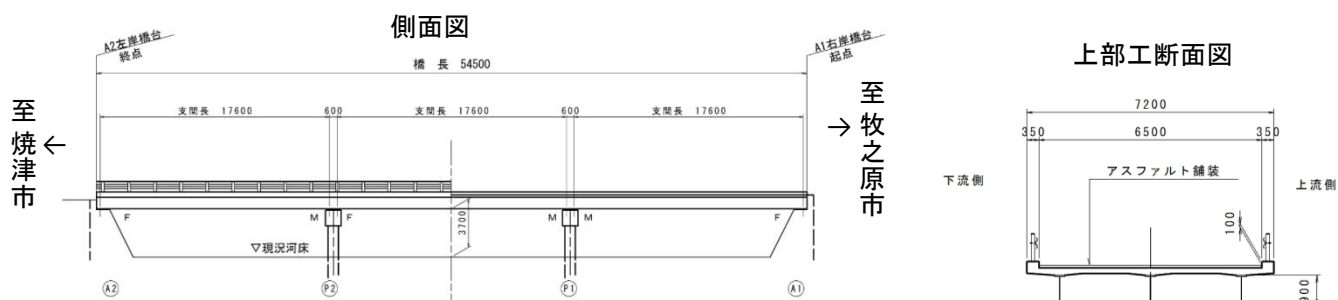
【別紙2】

至
焼
津
市



至
牧
之
原
市

古川橋諸元(架設年次: 昭和44年(供用後49年))
3径間単純非合成H桁橋(パイルベント橋脚) 橋長54.5m 幅員7.2m



緊急性・高度な技術力の必要性

橋梁鋼材全体に、塩害による腐食や、支承部の著しい損傷等が確認され、補修工法の検討に、高度な技術力が必要。



この背景地図データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである

集合場所位置図

吉田町役場(2階 町民ホール)

【別紙3】



拡大図



- ・当日は、調査のため、古川橋を渡ることができませんので、左岸側にある駐車スペースまで、迂回して下さい。
- ・通行止範囲内に入る際、ダッシュボード等に、別途配布する通行許可証を、掲示して下さい。

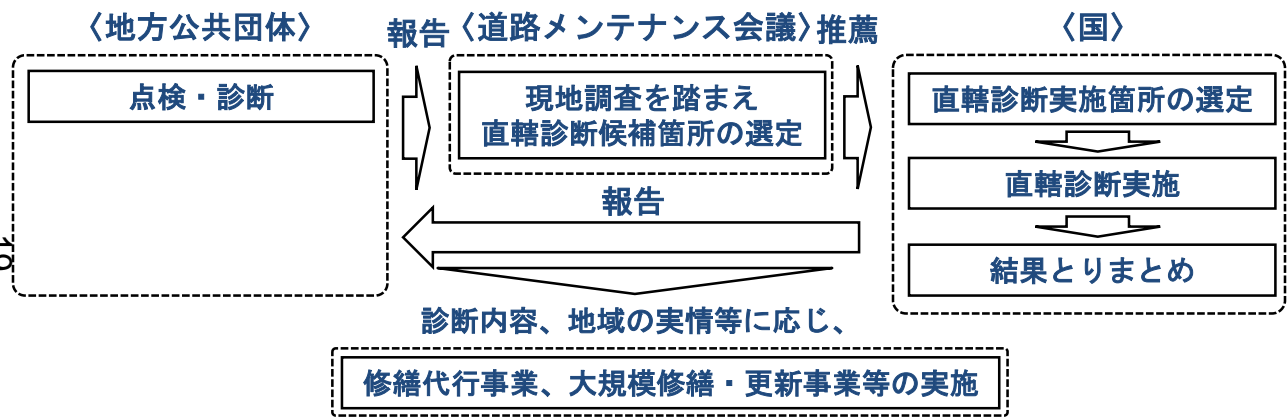
※この背景地図データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである

中部地方整備局管内において『直轄診断、修繕代行』を実施

地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い施設について直轄診断を実施

直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

【全体の流れ】



【直轄診断とその後の対応】

	直轄診断実施箇所	措置
H 26 年度	三島大橋 (福島県三島町)	修繕代行業業
	大波ダム大橋 (高知県仁淀川町)	修繕代行業業
	大前橋 (群馬県嬬恋村)	大規模修繕・更新補助事業(更新)
H 27 年度	沼尾シェッド (福島県南会津郡下郷町)	修繕代行業業
	猿飼橋 (奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行業業
	呼子大橋 (佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行業業
H 28 年度	万石橋 (秋田県湯沢市)	修繕代行業業
	御鉾橋 (群馬県神流町)	修繕代行業業
H 29 年度	音沢橋 (富山県黒部市)	修繕代行業業
	乙姫大橋 (岐阜県中津川市)	修繕代行業業
H 30 年度	天大橋 (鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行業業
	仁方隧道 (広島県呉市)	修繕代行業業
R 1 年度	秩父橋 (埼玉県秩父市)	
	古川橋 (静岡県吉田町)	

【平成29年度 直轄診断 乙姫大橋】



緊急性・高度な技術力の必要性

耐候性鋼材に層状剥離を伴う異状な腐食が確認され、耐候性鋼材の補修工法の検討に高度な技術力が必要。

【令和元年度 直轄診断 古川橋】



緊急性・高度な技術力の必要性

橋梁鋼材全体に、塩害による腐食や、支承部の著しい損傷等が確認され、補修工法の検討に、高度な技術力が必要。



中部地方整備局では、平成29年度に岐阜県中津川市の乙姫大橋、令和元年度に静岡県吉田町の古川橋において 直轄診断を実施。

橋梁名		分類番号	大	中	小	
橋梁形式		登録日				
整備局等				登録番号		

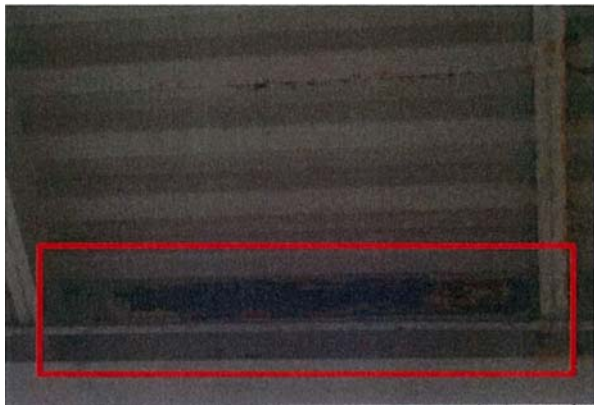
件名 横断歩道橋の部材の一部落下についての留意点

事例・問題の概要

- ・令和元年6月28日、埼玉県春日部市の国道4号において、横断歩道橋の部材の一部（「落下部材」）が落下しているのを通行人が発見。
- ・人身や物損の被害報告なし。

※「落下部材」に関する参考情報

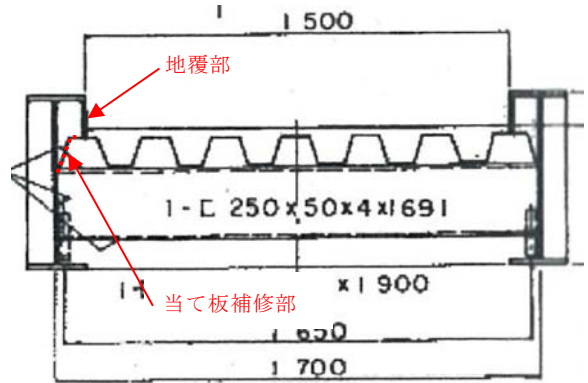
- ・落下部材は横断歩道橋の床版補修に用いた当て板
- ・長さ約1.4m×幅約0.1m×厚さ約0.3cm)
- ・当て板補修時期は不明
- ・平成27年に実施した点検で、前回点検（平成21年）から主桁等の鋼部材での防食機能の低下や腐食の進行を確認。



教訓・注意
点

【維持管理の留意事項（ここでは、当て板補修部の腐食及び橋脚の傾斜のみ示すものとし、左記以外の床版の腐食、階段部と主桁部の取付部については「横断歩道橋の腐食片落下についての留意点」を参照】

- 床版の当て板補修部は当て板外面の腐食だけでなく、腐食貫通した地覆部や路面のひび割れ部等からの水の浸入等により、内面から腐食が進展する可能性があるため、注意が必要です。



- 床版に当て板補修を行っている場合、当て板の板厚が床版の板厚（標準 3.2mm）に比べ、厚い場合があり、床版と当て板の接合部の腐食により容易に落下する可能性があるため、注意が必要です。その場合、落下防護ネットだけでは当て板の落下防止対策とならない可能性があるため、力学的観点での当て板の必要性の検証や第三者に被害を及ぼす可能性も想定し、当て板の撤去も含めた措置を行うことが必要です。



- 路面上からの水の浸入により、床版だけでなく、主桁及び横桁でも腐食が生じている場合があります。特に、横桁が腐食により著しく断面欠損している場合、床版支持機能の低下による床版の脱落の可能性があるため、床版と横桁の取付部がどのような状態か（群衆荷重を支持できる状態か、

上載荷重がない場合でも、腐食等が原因で自然落下しないかなど) の把握が必要です。



- ・橋脚の傾きがみられる場合、基礎の安定や橋脚埋め込み部の腐食など傾斜原因を想定した上で、安全側となるような措置が必要です。例えば、階段部と主桁部の取付部及び階段部間の取付部の条件によっては、橋脚の更なる沈下・傾斜及びそれに伴う構造全体の荷重バランスの変化により、取付部が致命的となる可能性もあるため、その際には直ちに転倒防止を設置できるようにするなどの検討が必要です。また、橋脚の沈下の可能性がある場合、歩道橋が建築限界を冒していないか想定した対応が必要です。



【点検の主な着目点（横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月）国土交通省道路局より）】

- ・横断歩道橋の点検にあたっては、平成31年2月横断歩道橋定期点検要領に示されているように、5年に1回の頻度で近接目視を行う必要があります。
- ・溶接部や狭隘部、補修補強材料で覆われた部材などにおいて、外観から把握できる範囲の情報では状態の把握として不足するとき、打音や触診等に加えて必要に応じて非破壊検査や試掘を行うなど、詳細に状態を把握する必要があります。
- ・変状の種類、部材等の役割、過去の変状の有無や要因などによっては、打音、触診、その他必要に応じた非破壊検査を行うなど、慎重に状態を把握する必要があります。



腐食片を取り除いた状態の例(下部)

(4) 状態の把握について

- 溶接部や狭隘部、水中部、土中部、部材内部や埋込部、補修補強材料で覆われた部材などにおいても、外観から把握できる範囲の情報では状態の把握として不足するとき、打音や触診等に加えて必要に応じて非破壊検査や試掘を行うなど詳細に状態を把握するのがよい。たとえば次のような事象が疑われる場合には、適切に状態を把握するための方法を検討するのがよい。(付録2も併せて参照のこと)

(例)

- ・橋脚のコンクリート埋込部の腐食
- ・階段接合部や上下部接合部及びゲルバー内部の腐食
- ・舗装下の床版コンクリート（モルタル含む）のひびわれや土砂化、デッキプレート上の滞水、これらに伴うデッキプレートの腐食

- 変状の種類、部材等の役割、過去の変状の有無や要因などによっては、打音、触診、その他必要に応じた非破壊検査を行うなど、慎重に状態を把握する必要がある横断歩道橋もある。このようなものの例を以下に示す。

(例)

- ・過去に生じた変状の要因として、疲労による亀裂、塩害、アルカリ骨材反応等も疑われる横断歩道橋である。
- ・横断歩道橋の表面や塗架物・附属物からの落下物による第三者被害の恐れがある部位である。
- ・部材埋込部や継手部などを含む部材である。
- ・その機能の低下が横断歩道橋全体の安全性に特に影響する、重要性の特に高い部位（たとえばガセット、ケーブル定着部、ケーブル、上部構造との接合部等）である。
- ・過去に、耐荷力や耐久性の低下の懸念から、その回復や向上のための補修補強が行われた履歴がある部材である。

関連図書・
参考資料

・横断歩道橋定期点検要領(平成31年2月)国土交通省道路局

その他

キーワード: 横断歩道橋、腐食、落下、橋脚、傾斜

事務連絡
令和元年 6月13日

各地方整備局道路部	道路管理課長	殿
	地域道路課長	殿
北海道開発局建設部	道路維持課長補佐	殿
	地域事業管理官	殿
沖縄総合事務局	道路管理課長	殿
	道路建設課長	殿

国土交通省 道路局

国道・技術課	課長補佐
道路メンテナンス企画室	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐
道路交通安全対策室	課長補佐

道路標識の剥離事象の今後の対応について

標識シート製造メーカー(スリーエム・ジャパン(株))が製造した、道路の案内標識において重ね貼りシートの端部の一部が剥がれる事象については、「道路標識の剥離事象の点検及び対応について」(事務連絡 平成31年1月17日付及び、平成31年3月6日付)にて周知を行ったところですが、本日、スリーエム・ジャパン(株)より、別紙1「案内標識における一部不具合」のとおり公表されましたので、周知します。

また、スリーエム・ジャパン(株)の公表を受け、別紙2「案内標識の一部不具合における今後の対応について(要請)」のとおり道路局担当部署からスリーエム・ジャパン(株)に対し要請を行いましたので、適切な対応をお願いいたします。

また、管内の都道府県・政令市に対して参考周知の程、宜しくお願い致します。

併せて、管内の都道府県に対して、管轄する市町村への周知についても依頼するようお願い致します。

2019年6月13日

〒141-8684 東京都品川区北品川 6-7-29
スリーエムジャパン株式会社
社長 スティーブン・ヴァンダーロウ

案内標識における一部不具合と今後の対応について

この度、道路に設置されている弊社製反射シートを使用した案内標識の一部において剥離事象が発生いたしました。その原因が判明致しましたので今後の対応と併せてご報告申し上げますとともに、関係者の皆様にはご面倒ならびにご迷惑をおかけ致しておりますことを深くお詫び申し上げます。

2018年11月、弊社は、弊社「3M™ ダイヤモンドグレード™ 広角プリズム型反射シート DG³」(以下、DG³)を使用した大型の案内標識に剥離事象を確認したため、原因を究明するため速やかに調査を開始し、その結果同様の事象が複数の個所で発生していることを確認しました。

その後、弊社による現地調査と科学的な見地からの様々な分析や検証実験をもとにした原因の究明と剥離事象の修理方法、今後の新規案内標識の作成方法の開発に努めてまいりました。

その結果、この度発生した剥離事象の原因は、

- ① 2014年に実施した原材料の変更
- ② 大型案内標識への大型の“多層重ね貼り”
- ③ 標識板各構成部材の寸法安定性
- ④ 2018年の異常気象

といった要因による複合的作用と判断しております。

併せて、関係者の皆様のご理解とご協力のもと DG³を使用した案内標識の設置場所の特定を進め、シートの剥離事象の有無を確認しているところです。5月末に、直轄国道及び高速道路の案内標識について、道路管理者より、134箇所(直轄国道101箇所、高速道路33箇所)でシートの剥離事象が確認されたとの報告を受けました。なお、弊社が現地確認したところ、今回の剥離事象はシートの一部で発現しており、シート全体が脱落したものや直ちに脱落の恐れがあるものは確認されておらず、安全を脅かす何らかの事故に繋がった事例は全くございませんでした。

現在、道路管理者様が確認なされた剥離事象が発現した案内標識につきましては、弊社において実際に現地にて剥離事象を確認し、補修を進めております。補修作業にあたりましては、変性シリコン系化学反応型接着剤の塗布とエッジシールテープの貼付や案内標識の交換を行い、補修作業完了後は引き続き経緯観察を行ってまいります。補修作業の完了は、本年7月下旬を目途に鋭意進めております。

また、標識メーカー様にて作成中および今後新しく製作する案内標識につきましては、接着強度を増強するために、多層重ね貼り部分の下地および素地シート重ね貼り部分に対するサンディングとエッジシールテープの貼付を実施いただけるよう要請致しております。加えて、標識メーカー様等のご協力のもと作業手順の監査を実施するとともに、補修工事完了後は経過観察を行ってまいります。

地方自治体様が管理する道路につきましては、該当する案内標識が設置されている都道府県、市町村に對しまして弊社よりご連絡を申し上げるとともに、いち早く剥離事象を発見された自治体様からは弊社に對しご連絡を頂戴致しております。剥離事象判明後は、速やかに現地に赴き、剥離状況に合わせた補修もしくは案内標識の交換を実施するとともに、補修完了後は経過観察を行ってまいります。


弊社と致しましては、今後も該当する案内標識における剥離事象の有無の確認作業を継続し、必要に応じた補修もしくは案内標識の交換を実施致します。併せて、各道路管理者様において剥離事象を発見した場合の弊社への連絡を呼びかけ、不具合事象発見後は速やかに補修作業等の協議を申し入れ、補修もしくは案内標識の交換を行い、事故防止に努めてまいります。

また、再発防止のため、反射シートの着色プロセスの変更を進めるとともに、今後、より堅牢性を高めた新しい粘着剤の開発など、更なる品質改善に努めてまいります。

加えて、弊社は、製品品質保証期間中に該当する案内標識については引き続き経過観察を行うとともに、剥離事象が生じた場合には必要な補修等を実施致します。

<発生している事象>

以下の2つの部位において反射シートの浮きが一部確認されております。

事象	多層重ね貼り部分(下地シートの上に貼られる路線名等を示す箇所)	素地シート重ね貼り部分(下地シート同士のつなぎ部の10mm程度の重なり箇所)
例		

<本件ならびに剥離事象のご連絡先>

24時間コールセンター

受付時間	電話番号
24時間	0120-338-389

1. スリーエムジャパン株式会社カスタマーコールセンター*

受付時間	電話番号及びメールアドレス
8:45~17:15 月~金(土・日・ 祝日を除く)	0570-012-123
	3mproducts.safetyandgraphics.jp@mmm.com

*24時間コールセンターの回線混雑時にご利用ください。

以上

事務連絡
令和元年6月13日

スリーエム・ジャパン(株) 様

国土交通省
道路局 国道・技術課
環境安全・防災課
高速道路課

案内標識の一部不具合における今後の対応について（要請）

案内標識の不具合における今後の対応について、下記のとおり要請します

記

1. 剥離事象の可能性のあるタイプの案内標識の設置箇所について特定を行い、剥離事象の有無を速やかに確認すること。その結果について7月末迄に報告を行うこと。併せて、剥離事象が確認された箇所については速やかに補修を行うこと。
なお、直轄国道及び高速道路において、既に剥離事象が確認されている箇所については7月末迄に補修を完了させること。また、途中経過や完了などの随時報告を行うこと。
2. 今回の確認で剥離事象が確認されなかった同タイプの案内標識において、継続的に剥離事象の有無を確認して、定期的に報告を行うこと。併せて、剥離事象が確認された場合は速やかに補修などの対応を行うこと。
3. 引き続き、剥離事象の原因やその対策について、第三者の意見を踏まえ、解明や検討を行い、その結果について報告を行うこと。併せて、同様な事案の再発防止のために必要な対応を行うこと

事 務 連 絡

平成31年3月28日

各地方整備局道路部	道路管理課長	殿
	地域道路課長	殿
北海道開発局建設部	道路維持課長補佐	殿
	地域事業管理官	殿
沖縄総合事務局	道路管理課長	殿
	道路建設課長	殿

国土交通省 道路局

国道・技術課 課長補佐

国道・技術課 道路メンテナンス企画室

課長補佐

環境安全・防災課

課長補佐

道路案内標識の一部落下について

平成31年3月13日に奈良県が管理する国道168号の道路案内標識に貼り付けた部材（標識の一部）が落下する事象（人身や物損の被害報告なし）が発生しました。（別紙参照）

本事象について現時点で原因は明らかになってませんが、道路巡回や点検等により、道路案内標識の確認を行うとともに、不備があれば補修等の速やかな対応をお願いします。

また、各地方整備局等におかれましては、貴管内の都道府県、政令市に対して、情報提供をお願いします。

報 道 資 料

平成31年3月16日

県土マネジメント部道路管理課 上 村 TEL 0742-27-7502 (直通)
--

国道168号道路案内標識の一部落下について

奈良県郡山土木事務所が管理する国道168号生駒市南田原町地内の道路案内標識の一部落下する事象が発生しました。

なお、本件による交通事故などの第三者被害の報告はありません。

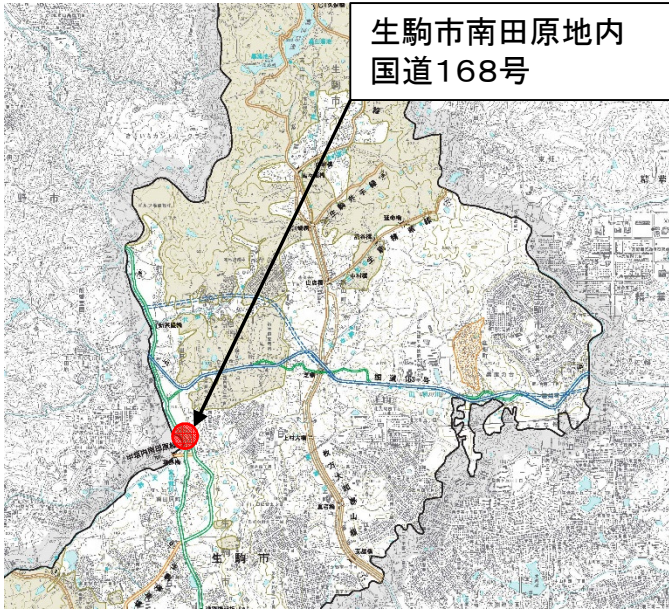
平成31年3月13日(水)午後4時半頃、国道168号南行車線にある、道路案内標識の一部が落下しているのを、一般の方が発見し、生駒警察署に通報、その後郡山土木事務所に連絡があったものです。

落下した標識板の一部は、上から貼り付けたアルミ板、縦約1.25m×横約1.0m×厚さ2mm、重さ約7kgと確認されました。

同様に、標識の一部が落下する恐れがないか、緊急的に点検を行います。

また、今後、早急に詳細な落下原因の調査、および対策の検討を行う予定です。

【位置図】



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平21業複、第8号）

【平面図】



【状況写真】

損傷前の状況



落下物厚み t=2mm



落下物寸法1.0m×1.25m

各地方整備局道路部	道路管理課長	殿
	地域道路課長	殿
北海道開発局建設部	道路維持課長補佐	殿
	地域事業管理官	殿
沖縄総合事務局	道路管理課長	殿
	道路建設課長	殿

国土交通省 道路局	
国道・技術課	課長補佐
道路メンテナンス企画室	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐
道路交通安全対策室	課長補佐

道路標識の剥離事象の点検及び対応について

過日に、シート製造メーカー(スリーエムジャパン(株))より、道路標識用反射シートを貼布した一部の道路標識の重ね貼り部分^{※1}について剥離する事象が確認されたこと及びその原因、対応策についての報告がありました。

報告には、原因は究明中あるが、「直ちに第三者被害が生じる可能性は極めて低い」とされ、剥離箇所については、シート製造メーカーにおいて可及的速やかに対応する旨が記載されております。(別紙参照)

これらを踏まえ、道路管理者におかれては道路巡回時に道路標識の状況について、速やかに点検を実施し、剥離事象を発見した場合には、コールセンター(仮称)に連絡するなど適切な対応のほどよろしくお願いします。^{※2}

なお、シート製造メーカーに対し、早急に原因究明を行うよう申し入れたところであり、今後、究明された事故原因及び再発防止策等を踏まえ、再度対応をお願いする場合があります。

また、管内の都道府県・政令市に対して、注意喚起情報の共有と参考周知のほどよろしくお願いいたします。

併せて、管内の都道府県に対して、管轄する市町村への周知方についても依頼するようお願いいたします。

※1 これまでに剥離が確認されているのは、シートの上にシートを重ね貼りしている部分。
(標示板の基板にシートが直接貼られている部分ではない)

※2 コールセンター(仮称)に連絡先については、設置後、速やかにお知らせします。

道路標識の剥離事象に関するご報告

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

1. 剥離に関する概要について

この度弊社道路標識用反射シートを貼付した一部の道路標識の重ね貼り部分におきまして、剥離現象が確認されました。私どもの現地調査結果によれば、現象の発生につきまして地域や設置方向における偏りが無いことを確認しております。また、同調査結果の範囲内においては、脱落等の事象は確認されておらず、したがって、直ちに第三者被害が生じる可能性は極めて低いと考えております。

国道事務所、道路標識施工会社、道路標識製造メーカーより同様の事象についてご報告をいただいた個所につきましては、速やかに補修工事の対応を取らせていただいているところです。私どもに対して今までご報告いただいた事象につきましても、シートの脱落や事故の発生はありません。

2. 剥離の原因について

詳細な原因につきましては、現在私どもの研究所で各種実験のうえ確認中ではありますが、昨年夏季の連続した猛暑日により、接着剤の強度を上回る反射シートの膨張が生じたことがひとつの要因であると推定しております。(詳細は別添資料をご参照ください)

3. 今後の対応について

現在、弊社にて引き続き現地調査を継続して実施し、補修が必要なものは直ちに補修を行っております。また、道路標識製造メーカーにて現在製造中の標識板については、接着強度を増強する措置を取るよう要請しております。

今後の対応につきましては、補修が必要と思われる個所につきましては、可及的速やかに弊社にて対応致します。加えて、原因の究明に引き続き努めるとともに、原因が特定出来次第直ちにご報告に上がります。

なお、御省にて国道や県・市町村道、有料道路等で同様の事象をご確認なされた場合には、大変恐れ入りますが、今後設置予定のコールセンター(仮称)までご連絡いただけますようお願い申し上げます。同連絡先電話番号等については、コールセンターの準備が出来次第、改めてご連絡申し上げます。

今後再発防止に努めてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

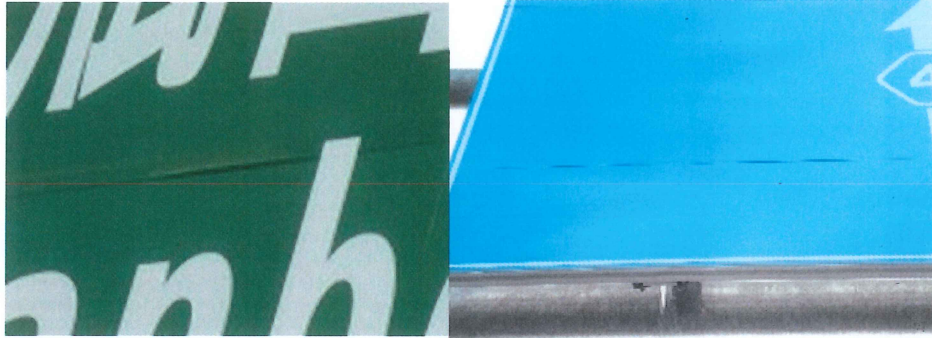
敬具

本件に関するお問い合わせ先：
スリーエムジャパン株式会社
土田敦司
電話 03-6409-5937

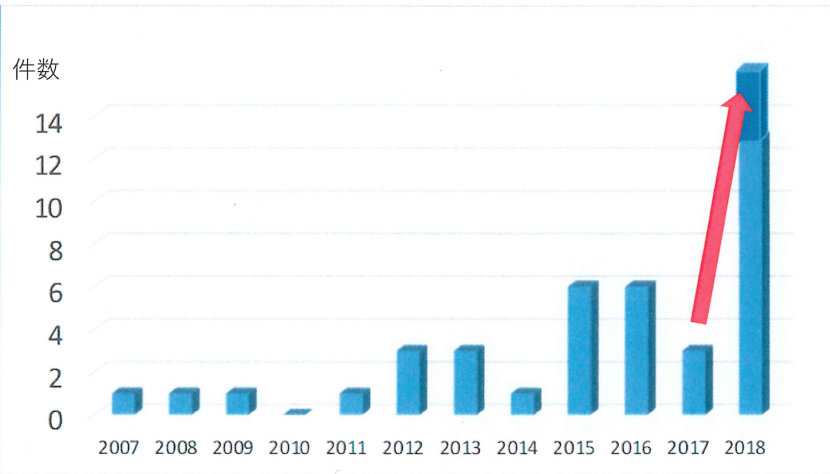
2018年12月27日

状況

標識剥離



標識剥離件数推移



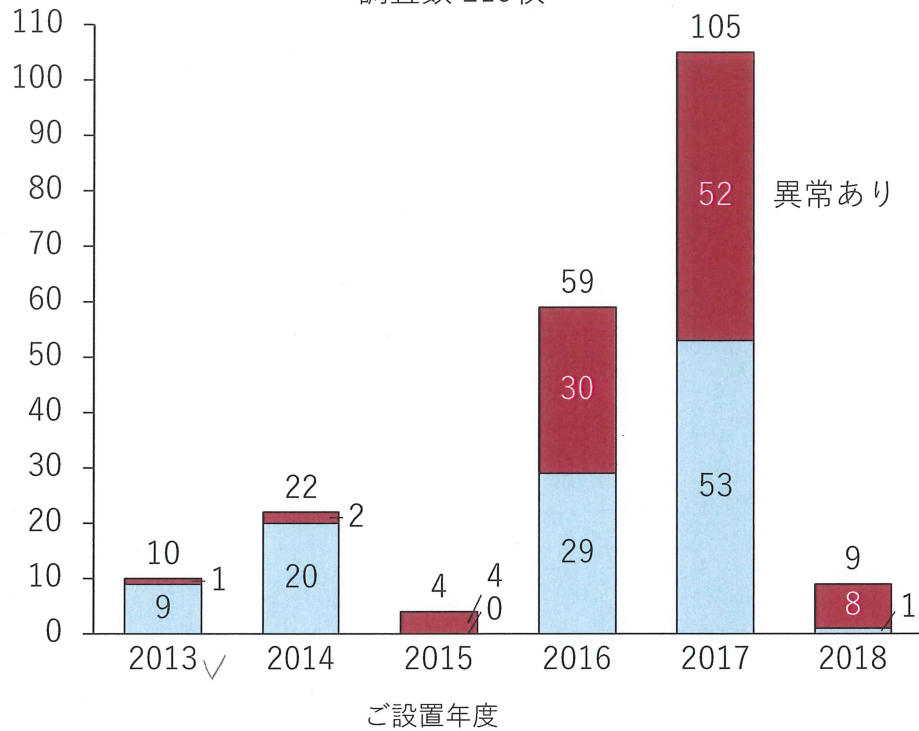
標識調査

反射シート種類	剥離有無	2013/4/1	2014/4/1	2015/4/1	2016/4/1	2017/4/1	2018/4/1	合計	
		2014/3/31	2015/3/31	2016/3/31	2017/3/31	2018/3/31	2019/3/31		
広角プリズム型	あり(両方)	0	1	0	2	13	0	16	97
	あり(つなぎ部のみ)	1	0	4	26	34	7	72	
	あり(多重貼り部のみ)	0	1	0	2	5	1	9	
	なし	9	20	0	29	63	1	122	
	調査数量(DG)	10	22	4	59	115	9	219	
カプセルプリズム型	あり(両方)	0	0	0	0	0	0	0	5
	あり(つなぎ部のみ)	0	0	0	0	5	0	5	
	あり(多重貼り部のみ)	0	0	0	0	0	0	0	
	なし	1	0	5	8	44	0	58	
	調査数量(HIP)	1	0	5	8	49	0	63	
調査数量		11	22	9	67	164	9	282	

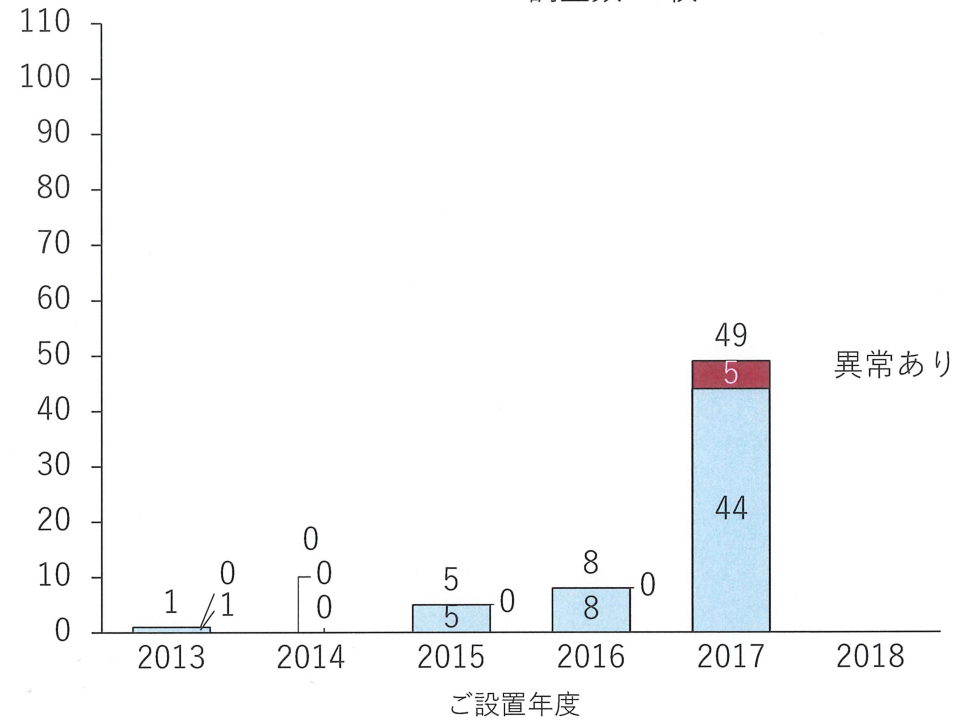
可成り剥離(公道)
 且剥離の割合が大きい

3M独自サンプル調査結果 (2018年12月27日現在)

広角プリズム型標識
調査数 219枚



カプセルプリズム型標識
調査数 63枚



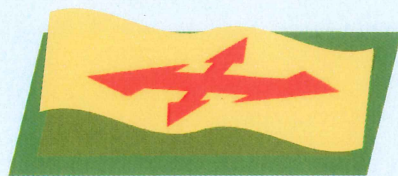
推定原因

推定される原因

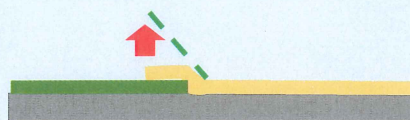
シートにかかるストレス > シート同士の接着力

現象

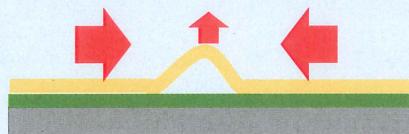
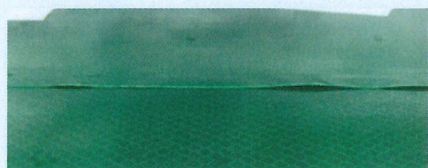
発生メカニズム



分散された方向へのストレス



重ね部分における上方向に対するストレス

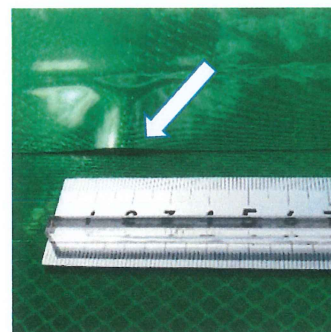


プラスチック素材の膨張によるストレス

推定される外的要因

高温環境

接着力を弱め、1.5時間にわたり80°Cで過熱したところ、剥離事象を再現することができました。
*標識板サイズによっては同事象を再現できないことがあります。



過熱による再現テスト結果

Year	Days over 35degC
2013	17
2014	15
2015	15
2016	6
2017	4
2018	26

データ：気象庁(観測点：練馬区、東京)

*詳細原因については現在調査中です。判明次第速やかにご報告させていただきます。